

電務年鑑



(昭和十五年)

遞信省電務局編纂

電氣通信協會發行



始



特239
278



電務年鑑

昭和十五年

序

逓信省電務局編纂「電務年鑑」(昭和十四年度版)は、電気通信に關する業務發達の實態が悉く網羅されて居り、電気通信事業に深き關係を有する我等に資與する處も尠くない。仍て我が協會は、當局の許可を得て之を複製發行し、會員に頒つこととした。之が刊行に方り寄せられたる當局の好意を深謝する次第である。

皇紀二千六百年一月

社団法人 電気通信協會



刊 行 の 辭

人智の間斷なき進歩發達は、地球の回轉と共にその停止するところを知らず、飽くなき究理研鑽はかつて人類の夢想だにしなかつた未知の世界の鐵扉を次々に押し開いて行く。

最近驚異的發展を遂げたる科學文明、就中電氣の發明と其の發達は人類史上に一大エポックを劃し、今や電氣の應用は人類生活の凡有部門に浸潤し之が恩恵に均霑せしめつゝある。電氣通信も亦此の電氣を驅使して、空間と時間とを征服しその思想の傳達に任ずるものにして、その卓絶せる機能は、小にしては吾人日常私的生活の必需としてその效用を享受せしめ、大にしては一國の興亡、安危を睹する重大使命遂行の用に供せられ、實に國家社會活動の基本的不可缺要素をなすものである。殊に短波無線通信の出現は、無線の分野に劃期的發展を齎し、今や居ながらにして、或は遠く國を離れて幾山河、支那大陸の奥地に勇戰奮闘する皇軍の活躍を詳かにし、或は極東の一隅にありて克く變轉極まりなき歐洲動亂の刻々の情勢を知悉し得、或は又異境萬里の外に活躍する同胞に故國の音楽を親しましむる等、洵に電氣通信は世界をして萬邦比隣たらしむるといふも過言ではあるまい。

斯くの如く電氣通信はその接觸部門の廣汎且深刻なるに鑑み、その圓滿なる運行如何は國運の進展、社會公共の福利に影響するところ料り知れざるものがある。殊に支那事變勃發以來、新東亞建設てふ曠古の大業達成に國家總力を擧げて一意専念しつゝある今日、一入その感を強くするものである。されば之が運営の掌に當る我等電氣通信事業人は、その双肩にかゝる使命の重大さを痛感すると共に、斯業に

對する適確精細なる認識を把握し、以て事業の圓滿なる遂行に萬全を期すべきである。
茲に於てか戦時非常時局下に於ける國策遂行機關として、その重要部門を擔當する我が電氣通信事業の現状と、併せてその今日に至る發達過程を一瞥以て總覽し得る一冊を備ふるの必要を痛感せしめられる。之れ本電務年鑑を發刊する所以である。

昭和十四年十二月

遞信省電務局

凡例

- 一、本書は「昭和十三年度電務年鑑」の續刊をなすもので、今回は第四回目の發行である。
- 二、本書に謂ふ電氣通信事業とは、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話の各事業を總稱するものである。而して全編を通じて右事業別に記述する方針を取り、猶電氣通信事業全般に關聯する事項及滿支又は外國關係に付ては、別に之を分離して掲げるのを可と認めためたので、之等に關しては、共通事項、日滿間電氣通信、日支間電氣通信、國際電氣通信、外國に於ける電氣通信の各項を設けた然し乍ら此の區別に據り難いものもあり、之等は適宜の方法に依り説述することとした。
- 三、本書に於ける收録期間は、昭和十三年十月一日より昭和十四年九月卅日迄の最近一箇年間である。但し沿革事項に及統計に關しては此の限りではない。
猶前年度電務年鑑の收録期間は昭和十三年一月より同年十二月迄であつた爲に、今回は昭和十三年十月、十一月及十二月の三箇月分が重複掲載されてゐることを斷つて置きたい。
- 四、本書は従來種々の事情に因り、兎角發行が遅れ勝ちで、その發行時期も不同であつたが、今後は特別の事情のない限り、大體今回の例によつて毎年十二月の發行としたい考へである。
- 五、本書は左記の通り三編及附録に分けられる。

- 第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業
 - 第二編 電氣通信事業の沿革及現状
 - 第三編 電氣通信事業統計
 - 附 錄 電氣通信事業年表、電氣通信事業關係法人の概要、電氣通信事業關係圖書目錄
- 以下第一編よりその内容につき、簡単に説明することゝしやう。

(一) 第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

本編は電氣通信事業の現況として、昭和十三年十月一日より昭和十四年九月卅日迄の最近一箇年間に於ける趨勢を次の三項に分ち述べることにした。

1. 事業概観
2. 重要事項の解説
3. 電務日誌

即ち1.事業概観に於て電氣通信事業全般に亘り總括的にその大勢を概説することとし、2.重要事項の解説に於ては1.に於ける概括的記述を補足する意味よりして、更に具體的内容の記述するを可と認められる事項を選んで之が解説を加へたのである。(本項に掲げた以外にも特記すべき事項はあるのであるが紙数の關係上之を割愛することとした)

以上1.及2.に依つて大體大きい事柄については知ることが出来たのであるが、更に小さい事項についても知ることが出来るやうに3.電務日誌の項を設け、同期間中生起した電氣通信事業關係事象を簡単に列擧式に掲げたのである。

斯くて最近一箇年間に於ける電氣通信事業の現況として、大體細大洩らさず掲げ得たわけである。

(二) 第二編 電氣通信事業の沿革及現狀

本編は電氣通信事業を左記の通り十項に大別し、之等の沿革及現狀につき述べることにした。

1. 共通事項
2. 電信
3. 電話
4. 無線電信
5. 無線電話
6. 放送無線電話
7. 日滿間電氣通信
8. 日支間電氣通信
9. 國際電氣通信
10. 外國に於ける電氣通信

本編は前年度電務年鑑に於て、電氣通信事業の發達變遷として、其の創業當時より昭和十三年十二月末日迄に至る變遷を詳述したのであるが、今回は沿革及現狀として、主として現狀(昭和十四年九月末日現在)の記述に重點を置き、沿革は成る可く簡単に述べることにして詳細は附録中の電氣通信事業年表に譲ることとした。

然し乍ら茲に考へられるのは、第一編と本編に於ける現狀との關係であつて、一見重複するかに見えるのであるが、兩者は其の内容の記述様式を異にしてゐるのである。第一編は電氣通信事業現況の總論的記述であるのに對し、本編は各論的記述である。即ち前者は最近一箇年間に於ける電氣通信事業の動勢を總括的に述べたのであるが、本編は前記の通り十項に大別し、先づ共通事項として電氣通信事業全般に關聯する事項所謂電氣通信事業機關、職員、給與、養成機關につき述べ、次に電信、電話、無線電信、無線電話については、局所、線路、機械、従事員、制度、利用狀況、收入狀況等の區別順序に依り述べ、此の區別に依り難い放送無線電話以下については適宜の方法に依つたのであるが本編は斯く個々の事項につき、夫々の濫觴より今日(昭和十四年九月末日)に至る沿革と其の現狀を述べたのである。唯遺憾なことには、今回は編輯期間が短かゝつた爲に、充分現況記述重點主義の目的を達することが出来なかつたのであるが、次回以後は大いに之が内容の充實を圖る考へである。

(三) 第三編 電氣通信事業統計

本編は左の通り分けられる。

1. 昭和十三年度統計
2. 累年統計(自昭和十四年度至昭和十三年度)
3. 外國統計(西一九三七年度)

右の各項を更に電信、電話、放送無線電話に三別し、而して之等統計を、成る可く第二編の沿革及

現状の内容形態とその構成を同じくし利用に便ならしめる様、電信、電話は局所、線路、機械、従事員等の順に依り掲げることとした。此の形態により難い場合は適宜の方法によつたことは同前である。猶昭和十三年度統計に於て昭和十二年度統計を掲げたもの一、二（線路及機械統計）あるが、之は調査未完の爲掲載出来なかつたものである。

(四) 附 録

本編は1.電氣通信事業年表、2.電氣通信事業關係法人の概要、3.電氣通信事業關係圖書目錄の三項より成る。右の中1.及2.は前年度電務年鑑（第三回）に於て削除されたものであるが、年鑑の性質及其の利用上よりして之が復活を要望されたので、今回は従來のものを更に利用に便ならしめるやう、その内容及形態に相當變更を加へて掲げたのである。然し乍ら之と雖も猶整備改善の餘地があるのであるが、今後の發行の機會に譲ることとした。又3.に就ては前年度電務年鑑と同様、國際電氣通信株式會社、日本電信電話工事株式會社、電信協會、日本放送協會、同盟通信社、電氣通信學會、電氣通信協會、滿洲電信電話株式會社、蒙疆電氣通信設備株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社の十一法人につきその概要を述べたものである。

六、本書の内容で、従前發行のものとの對照し、其の差異あるものは本書を以て正とする。

七、本書は回を追つて、其の内容の整備充實を圖つて來たのであるが、猶嫌き足りないものが尠くない。殊に今回は編輯期間が短かゝつた爲に、希望と實際とは相當懸隔を來したが、之等に對しては次回以後其の實現に努力する考へである。

猶年鑑の日常に於ける執務上の用途に鑑み、本書の内容を軍用資源秘密保護法に牴觸しない様に編輯したので、本書に掲載するを甚だ有用と認められたにも拘らず、不掲載となつたものも尠くない。此の點御諒知ありたい。

昭和十電務年鑑目次

總 目 次

圖 表（九表）

第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

（昭和十三年十月一日—昭和十四年九月三十日）

1. 事業概観	一頁
2. 重要事項の解説	一三
3. 電務日誌	四五

第二編 電氣通信事業の沿革及現状

1. 共通事項	五九
2. 電信	七七
3. 電話	一〇七
4. 無線電信	一三九
5. 無線電話	一五一

6.	放送無線電話	一五五
7.	日滿間電氣通信	一六三
8.	日支間電氣通信	一六九
9.	國際電氣通信	一七七
10.	外國に於ける電氣通信	一九九

第三編 電氣通信事業統計

○昭和十三年度統計

1.	電 信	二一九
2.	電 話	二五五
3.	放送無線電話	三〇一

○累年統計 (自昭和四年度至昭和十三年度)

1.	電 信	三〇七
2.	電 話	三二七
3.	放送無線電話	三四一

○外國統計 (西一九三七年度)

1.	電 信	三四五
----	-----	-----

2.	電 話	三五四
3.	放送無線電話	三六八

附 錄

1.	電氣通信事業年表	三七一
2.	電氣通信事業關係法人の概要	四三九
3.	電氣通信事業關係圖書目錄	四六三

(總目次以上)

圖 表

- 一、局所普及状況
- 二、線條普及状況
- 三、電報利用趨勢
- 四、電話利用趨勢
- 五、電話加入數增加狀況
- 六、ラヂオ聴取者増加狀況
- 七、各國に於ける電信普及狀況
- 八、各國に於ける電話普及狀況
- 九、各國に於けるラヂオ普及狀況

細 目 次

第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

(昭和十三年十月一日—昭和十四年十月一日)

- 1. 事業概観……………
- 2. 重要事項の解説……………
- 一、昭和十四年度電氣通信關係豫算の概貌——電務局主管事項……………

- 二、昭和十四年度電信電話擴張改良計畫——既定計畫を改定し戦時體制に順應す……………二二
- 三、電務局業務課に監理部設置……………二四
- 四、遞信手竝に特務雇員制度の創設——雇傭人規程の全面的改正……………二五
- 五、遞信講習所養成定員の増員——有技者の不足緩和を圖る……………二六
- 六、航空保安通信施設の管理方針の樹立……………二七
- 七、防空監視哨に警察電話の施設承認……………二八
- 八、集配普通三等局の電報及速達郵便物配達方法の統合改善……………二九
- 九、電報至急料及照校料金の改定……………二九
- 一〇、歐文電報の書法、語數計算方等の改正……………三〇
- 一一、電報窓口機關の擴充……………三〇
- 一二、陸軍軍用電報取扱規約の全面的改正……………三二
- 一三、戦時下電話取引の統制——電話規則改正竝に電話營業者公認制度實施……………三二
- 一四、昭和十四年度電話加入申込の制限……………三五
- 一五、神戸港私設岸壁電話の買収……………三六
- 一六、船舶宛ニユース放送制度の改善……………三六
- 一七、私設無線機器及装置の具備すべき細目條件の告示……………三七
- 一八、日滿支間電氣通信回線の整備と新規諸制度の創始——
電氣通信回線の整備、日華電話制度、日華電報制度、日滿、日華
間専用寫眞電信制度、日滿専用電話制度、日滿公衆寫眞電信制度……………三七
- 一九、國際電氣通信會議に基く國內諸規定の改正……………四二

- 二〇、國際電氣通信株式會社法の改正——東亞電氣通信網の擴充整備……………四三
- 3. 電 務 日 誌
- 一、共通事項……………四五
- 二、電 信……………四六
- 三、電 話……………四七
- 四、無線電信、無線電話……………四九
- 五、放送無線電話……………五〇
- 六、日滿間電氣通信……………五二
- 七、日支間電氣通信……………五三
- 八、國際電氣通信……………五四

第二編 電氣通信事業の沿革及現狀

1. 共 通 事 項

- 一、電氣通信事業機關……………五九
- イ、中央機關……………五九
- ロ、地方機關……………六〇
- （一）地方監督機關……………六〇
- （二）現業機關……………六三

二、職員	六四
イ、官職	六四
ロ、任用	六六
三、給與	六七
イ、一般給與	六八
ロ、特別給與	六八
四、勤務時間	六八
五、養成機關	六九
イ、逓信官吏練習所	七〇
ロ、逓信講習所	七一
ハ、其の他の養成機關	七三
(一) 電話事務員見習養成制度	七四
(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度	七五
2. 電信	
一、電信の起源	七七
二、電信取扱局所	七七
三、電信線路	七七
四、電信機械	七八
五、電信従事員	八四
	八七

六、電信制度	八八
イ、法令關係	八八
ロ、料金關係	九四
ハ、取扱時間	九五
七、電報利用狀況(内國電報)	九六
八、電信收入狀況	九九
イ、内國電報料	九九
ロ、外國電報料	一〇〇
九、官廳用及私設電信	一〇一
イ、官廳用電信	一〇一
ロ、私設電信	一〇三
3. 電話	
一、電話の起源	一〇七
二、電話取扱局所	一〇七
三、電話線路	一〇八
四、電話機械	一一二
五、電話従事員	一一七
六、電話制度	一一八
イ、法令關係	一一八

- ロ、料金關係……………一二五頁
- 七、電話加入狀況……………一二八頁
- 八、電話利用狀況……………一二九頁
- イ、内地通話……………一二九頁
- ロ、外地通話……………一三一頁
- (一) 内 鮮 通 話……………一三一頁
- (二) 内 臺 通 話……………一三一頁
- (三) 内 樺 通 話……………一三二頁
- 九、電話收入狀況……………一三二頁
- イ、市内電話料……………一三三頁
- ロ、市外電話料……………一三三頁
- 一〇、官廳用及私設電話……………一三四頁
- イ、官廳用電話……………一三四頁
- ロ、私 設 電 話……………一三六頁
- ハ、鑛業特設電話……………一三七頁

4. 無線電信

- 一、無線電信の起源……………一三九頁
- 二、無線電信取扱局所……………一三九頁
- 三、無線電信通信系統……………一四〇頁

- 四、無線電信機械……………一四一頁
- 五、無線電信従事員……………一四六頁
- 六、無線電信制度……………一四七頁
- 七、官廳用及私設無線電信……………一四九頁
- イ、官廳用無線電信……………一四九頁
- ロ、私設無線電信……………一五〇頁

5. 無線電話

- 一、無線電話の起源……………一五一頁
- 二、無線電話取扱局所……………一五一頁
- 三、無線電話通信系統……………一五二頁
- 四、無線電話機械……………一五二頁
- 五、無線電話従事員……………一五三頁
- 六、無線電話制度……………一五三頁
- 七、官廳用及私設無線電話……………一五四頁

6. 放送無線電話

- 一、放送無線電話の起源……………一五五頁
- 二、經營主體……………一五五頁
- 三、放送施設……………一五六頁

四、聽取施設……………一五七頁

五、放送無線電話制度……………一五七

イ、法令關係……………一五七

ロ、料金關係……………一五八

(一) 特許料……………一五八

(二) 許可料……………一五八

(三) 聽取料……………一五八

六、放送事項……………一五九

七、海外放送……………一六〇

八、放送無線電話收入狀況……………一六〇

イ、聽取許可料……………一六一

ロ、放送特許料……………一六一

7. 日滿間電氣通信

一、日滿間電氣通信連絡の沿革及現状……………一六三

二、日滿間電氣通信制度……………一六四

イ、電信……………一六四

ロ、電話……………一六六

三、日滿間電氣通信利用狀況……………一六六

イ、日滿電報……………一六六

8. 日支間電氣通信

ロ、日滿通話……………一六七

一、日支間電氣通信連絡の沿革及現状……………一六九

二、日支間電氣通信制度……………一七〇

イ、電信……………一七〇

ロ、電話……………一七一

三、日支間電氣通信利用狀況……………一七三

イ、日華電報……………一七三

ロ、日華通話……………一七四

9. 國際電氣通信

一、電信……………一七七

イ、對外電信連絡の沿革及現状……………一七七

(一) 有線電信……………一七八

(二) 無線電信……………一八〇

ロ、對外電信制度……………一八六

ハ、外國電報利用狀況……………一八九

二、電 話……………一九一頁

イ、對外電話連絡の沿革及現状……………一九一

ロ、對外電話制度……………一九六

ハ、國際通話利用狀況……………一九六

10. 外國に於ける電氣通信

一、國際電氣通信……………一九九

イ、海底電信……………一九九

ロ、無線電信……………二〇一

ハ、無線電話……………二〇九

二、放送無線電話……………二一一

イ、經營形態……………二一一

ロ、放送施設……………二一三

ハ、放送聽取料……………二一三

三、國際會議の概要……………二一四

イ、國際電氣通信聯合及會議の沿革並に現状……………二一四

ロ、國際會議一覽……………二一六

(一) 萬國電信會議……………二一六

(二) 國際無線電信會議……………二一六

第三編 電氣通信事業統計

○昭和十三年度統計

1. 電 信

(圖表十) 府縣別電信局所普及狀況

一、電信取扱局所……………二一九

イ、有線電信局所……………二一九

(一) 局所等級別局所……………二一九

(二) 府縣別局所……………二二〇

(三) 局所普及狀況……………二二二

ロ、無線電信局所……………二二三

(一) 府縣別局所……………二二三

(二) 業務別局所……………二二六

二、電信線路……………二二七

イ、線路互長……………二二七

ロ、線條延長……………二二七

ハ、有線電信回線……………二二八

三、電信機械……………二二九

イ、有線電信機械……………二二九

- 口、無線電信機械.....二三〇頁
- 四、電信從事員.....二三一
- 五、電報利用狀況.....二三二
 - イ、內外電報總括.....二三二
 - (一) 發著中繼信別通數.....二三二
 - (二) 局所等級別通數.....二三三
 - (三) 月別通數.....二三三
 - (圖表十二) 府縣別電報利用狀況.....二三三
 - (四) 人口當通數.....二三五
- ロ、內國電報.....二三六
 - (一) 種類別通數.....二三六
 - (二) 局所等級別通數.....二三七
 - (三) 月別通數.....二三八
 - (四) 府縣別通數.....二三八
- ハ、內地外地間電報.....二四〇
 - ニ、日滿電報.....二四一
 - ホ、日華電報.....二四一
 - (一) 通數.....二四二
 - (二) 語數.....二四二
- ヘ、外國電報.....二四二

- (一) 種類別通語數.....二四二
- (二) 局所等級別通數.....二四三
- (三) 月別通數.....二四四
- (四) 府縣別通數.....二四五
- (五) 對手國別通語數.....二四七
- 六、電信收入狀況(調定額).....二四九
 - イ、總括.....二四九
 - ロ、月別收入.....二五〇
- 七、官廳用及私設電信、無線電信施設狀況.....二五〇
 - イ、官廳用及私設電信.....二五〇
 - (一) 官廳用電信.....二五〇
 - A、施設目的別.....二五一
 - B、遞信局別.....二五一
 - (二) 私設電信.....二五二
 - A、施設目的別.....二五二
 - B、遞信局別.....二五二
 - ロ、官廳用及私設無線電信.....二五三
 - (一) 官廳用無線電信.....二五三
 - (二) 私設無線電信.....二五四

2. 電 話

(圖表十二) 府縣別電話局所普及狀況

一、電話取扱局所……………二五五頁

イ、有線電話局所……………二五五

(一) 局所等級別局所……………二五五

(二) 府縣別局所……………二五六

(三) 局所普及狀況……………二五九

ロ、無線電話局所……………二五九

(一) 遞信局別局所……………二五九

(二) 業務別局所……………二六〇

二、電話線路……………二六一

イ、線路延長……………二六一

ロ、線條延長……………二六二

ハ、市外電話回線……………二六三

三、電話機械……………二六三

イ、有線電話機械……………二六三

(一) 交換機……………二六三

(二) 電話機……………二六五

ロ、無線電話機械……………二六九

四、電話従事員……………二六九

五、電話加入狀況……………二七〇

(圖表十三) 府縣別電話加入數

イ、電話加入數……………二七一

(一) 總括……………二七一

(二) 度數制施行地(再掲)……………二七七

ロ、電話開通申請狀況……………二七九

(一) 總括……………二七九

(二) 八大都市別申請數(中央電話局)……………二八〇

(三) 地方局別申請數(八大都市を除く)……………二八〇

A、遞信局別……………二八〇

B、局種別……………二八一

C、遞信局別局種別……………二八一

六、電話利用狀況……………二八二

イ、内地通話……………二八二

ロ、外地通話……………二八五

(一) 内鮮通話(時數)……………二八五

(二) 内臺通話(時數)……………二八六

(三) 内樺通話(時數)……………二八七

ハ、日滿通話(時數)……………二八八

- ニ、日華通話.....二八九頁
- ホ、國際通話.....二九〇
- ヘ、船舶國際通話.....二九〇
- ト、十都市別市外通話(發信時數).....二九一
- 七、電話收入狀況(調定額).....二九三
 - イ、總括.....二九三
 - ロ、月別收入.....二九四
- 八、官應用及私設電話、無線電話施設狀況.....二九五
 - イ、官應用及私設電話.....二九五
 - (一) 官應用電話.....二九五
 - A、施設目的別.....二九五
 - B、遞信局別.....二九五
 - (二) 私設電話.....二九六
 - A、施設目的別.....二九六
 - B、遞信局別.....二九七
 - (三) 鑛業特設電話.....二九七
 - ロ、官應用及私設無線電話.....二九八
 - (一) 官應用無線電話.....二九八
 - (二) 私設無線電話.....二九九

3. 放送無線電話

- (圖表十四) 府縣別聽取無線電話普及狀況
- 一、放送局施設狀況.....三〇一
- 二、聽取無線電話施設狀況.....三〇一
 - イ、月別聽取者.....三〇一
 - ロ、府縣別聽取施設普及狀況.....三〇二
 - ハ、聽取受信機.....三〇四
- 三、放送無線電話收入狀況(調定額).....三〇四
 - イ、總括.....三〇四
 - ロ、月別收入.....三〇五

○累年統計 (自昭和四年度至昭和十三年度)

1. 電 信

- 一、電信取扱局所.....三〇七
- 二、電信線路.....三〇八
 - イ、線路延長.....三〇八
 - ロ、線條延長.....三〇八
 - ハ、有線電信回線.....三〇九

三、電信従事員	三二〇頁
四、電報利用状況	二二一
イ、内外電報總括	三一一
(一) 發著中繼信別通數	三一
(二) 局所等級別通數(發信)	三一
ロ、内 國 電 報	三一三
(一) 發著中繼信別通數	三一三
(二) 局所等級別通數(發信)	三一四
ハ、内地外地間電報	三一五
ニ、日 滿 電 報	三一七
ホ、外 國 電 報	三一八
(一) 發著中繼信別通數	三一八
(二) 局所等級別通數(發信)	三一八
(三) 有無線別通語數	三二〇
A、通 數	三二〇
B、語 數	三二〇
(四) 對手國別通語數(發著合計信)	三二一
A、通 數	三二一
B、語 數	三二三
五、電信收入狀況(調定額)	三二五

イ、科目別收入	三二五
ロ、種類別收入	三二六
(圖表十五) 電信收入狀況	
2. 電 話	
一、電話取扱局所	三二七
二、電 話 線 路	三二七
イ、線 路 亘 長	三二七
ロ、線 條 延 長	三二八
ハ、市外電話回線	三二九
三、電話従事員	三三〇
四、電話加入狀況	三三〇
イ、電話加入數	三三〇
ロ、電話加入申請狀況	三三一
(一) 六大都市別申請狀況	三三一
(二) 六大都市以外の申請狀況	三三二
五、電話利用狀況	三三三
イ、内 地 通 話	三三三
(一) 市 内 通 話(發信時數)	三三三
(二) 市 外 通 話(發信時數)	三三四

ロ、外地通話(時數).....	三三五
(一) 內鮮通話.....	三三五
(二) 內臺通話.....	三三五
(三) 內樺通話.....	三三五
ハ、日滿通話(時數).....	三三六
ニ、國際通話.....	三三六
(一) 總括.....	三三六
(二) 經過線路別通話.....	三三七
A、通話 度 數.....	三三七
B、通話 時 分.....	三三七
六、電話收入狀況(調定額).....	三三八
イ、科目別收入.....	三三八
ロ、業務勘定内譯.....	三三九
(一) 切手 收 入.....	三三九
(二) 電 話 收 入.....	三三九
(圖表十六) 電話收入狀況.....	三三九
3. 放送無線電話.....	三四一
一、放送局施設狀況.....	三四一
二、聽取無線電話施設狀況.....	三四二
イ、聽 取 者.....	三四二

ロ、聽取受信機種別割合.....	三四三
三、放送無線電話收入狀況(調定額).....	三四三
(圖表十七) 放送無線電話收入狀況.....	三四三
○外國統計 (西一九三七年度)	
1. 電 信.....	
一、電信局所普及狀況.....	三四五
イ、有線電信局所.....	三四五
ロ、無線電信局所.....	三四七
二、電信線普及狀況.....	三四八
三、電報利用狀況.....	三五一
2. 電 話.....	
一、電話局所普及狀況.....	三五四
二、電話線普及狀況.....	三五六
三、電話加入回線普及狀況.....	三五八
四、電話機普及狀況.....	三五九
イ、國別電話機.....	三五九

口、都市別電話機……………三六一頁

五、電話利用狀況……………三六四

- 3. 放送無線電話
 - 一、放送局施設狀況……………三六七
 - イ、總括……………三六七
 - ロ、短波長及大電力放送局……………三六八
 - 二、聴取無線電話施設狀況……………三六九

附 錄

1. 電氣通信事業年表

- 一、共通事項……………三七一
- 二、電信……………三七六
- 三、電話……………三八五
- 四、無線電信、無線電話……………四一〇
- 五、放送無線電話……………四一七
- 六、日滿間電氣通信……………四二二
- 七、日支間電氣通信……………四二四

八、國際電氣通信……………四二七

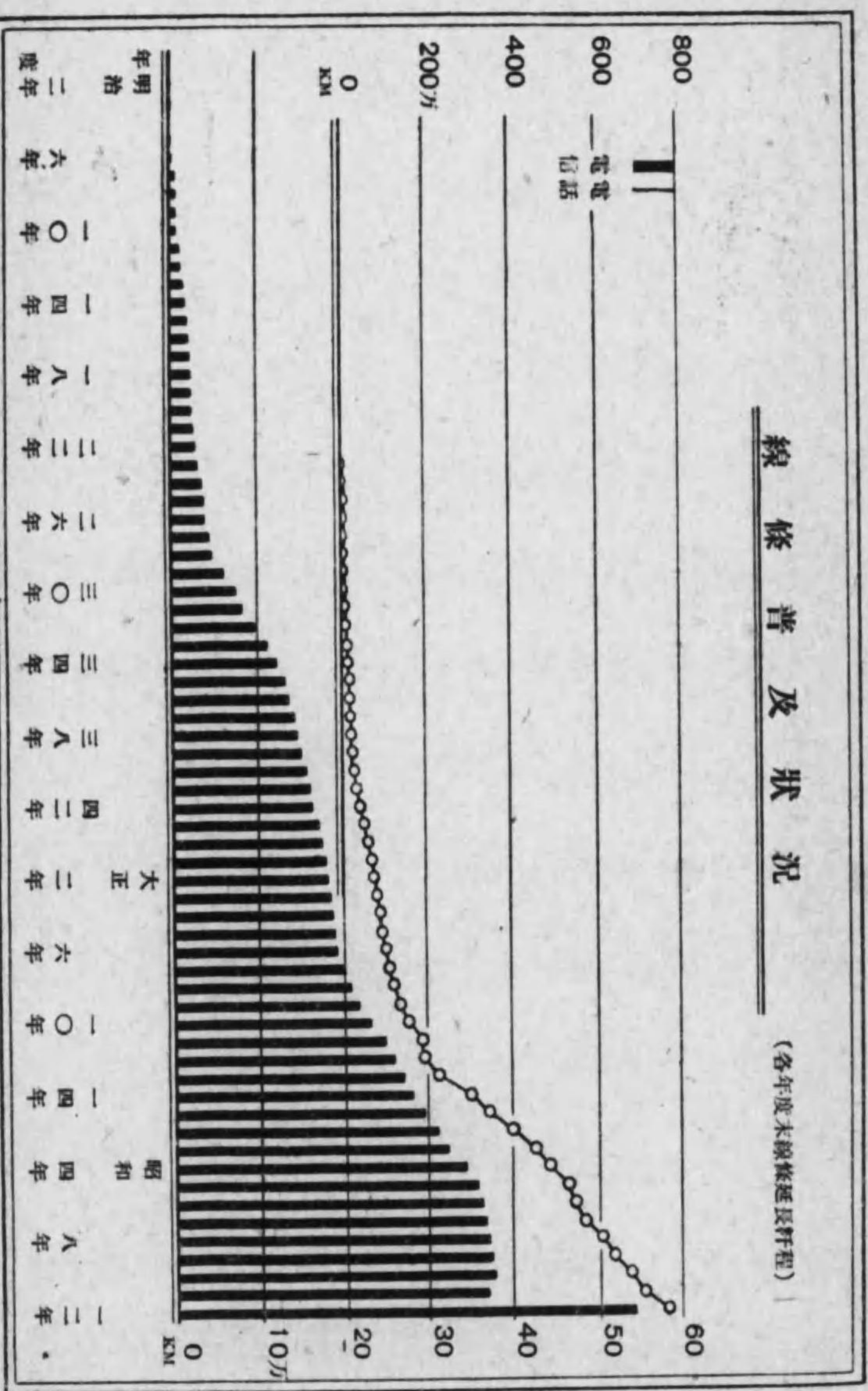
2. 電氣通信事業關係法人の概要

- 一、國際電氣通信株式會社……………四三九
- 二、日本電信電話工事株式會社……………四四三
- 三、電信協會……………四四六
- 四、日本放送協會……………四四九
- 五、同盟通信社……………四五一
- 六、電氣通信學會……………四五二
- 七、電氣通信協會……………四五三
- 八、滿洲電信電話株式會社……………四五四
- 九、蒙疆電氣通信設備株式會社……………四五七
- 一〇、華北電信電話株式會社……………四五九
- 一一、華中電氣通信株式會社……………四六一

3. 電氣通信事業關係圖書目錄

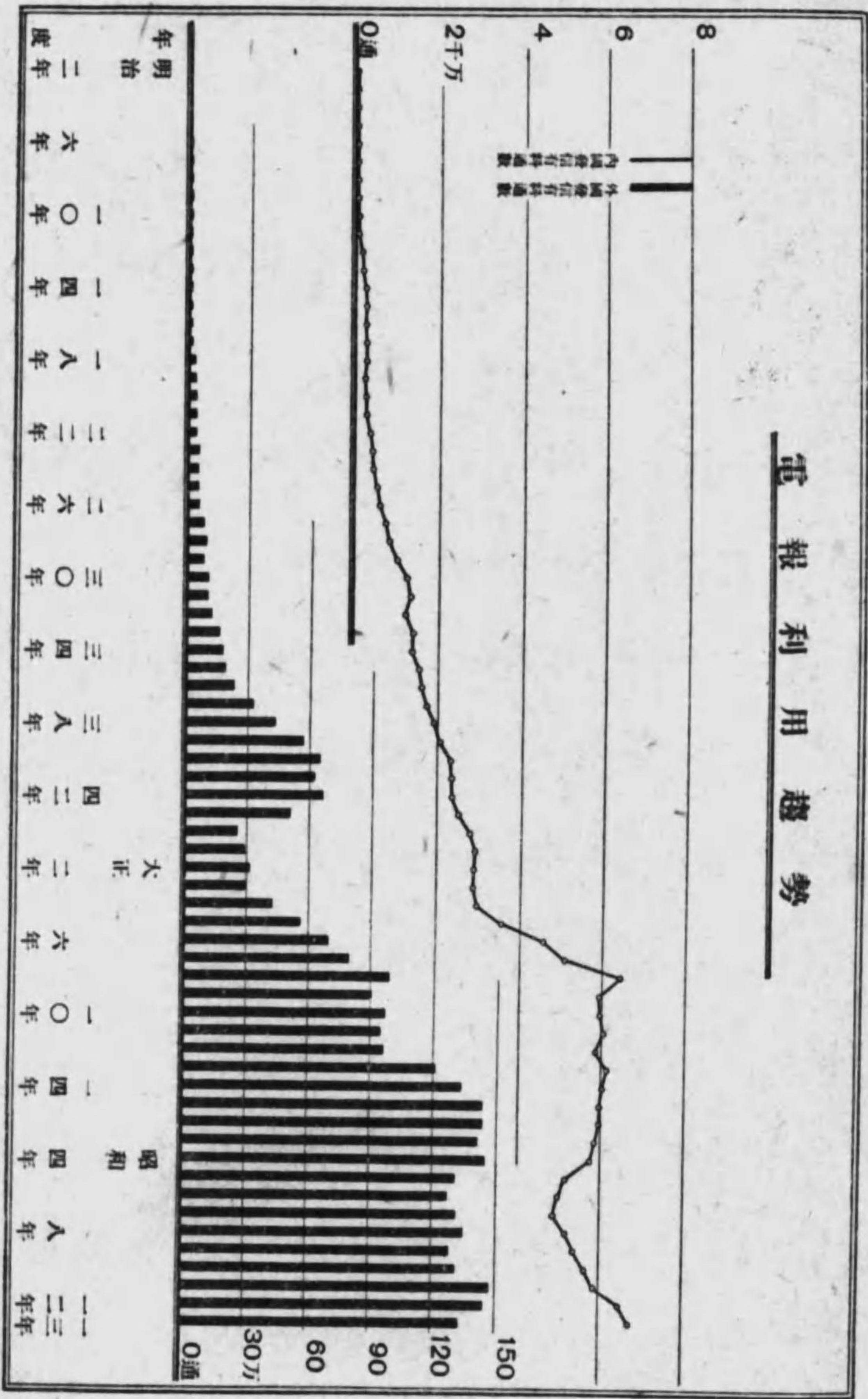
- 一、和書……………四六三
- イ、法制關係……………四六三
- ロ、經濟關係……………四六五
- ハ、技術關係……………四六五

圖表 二



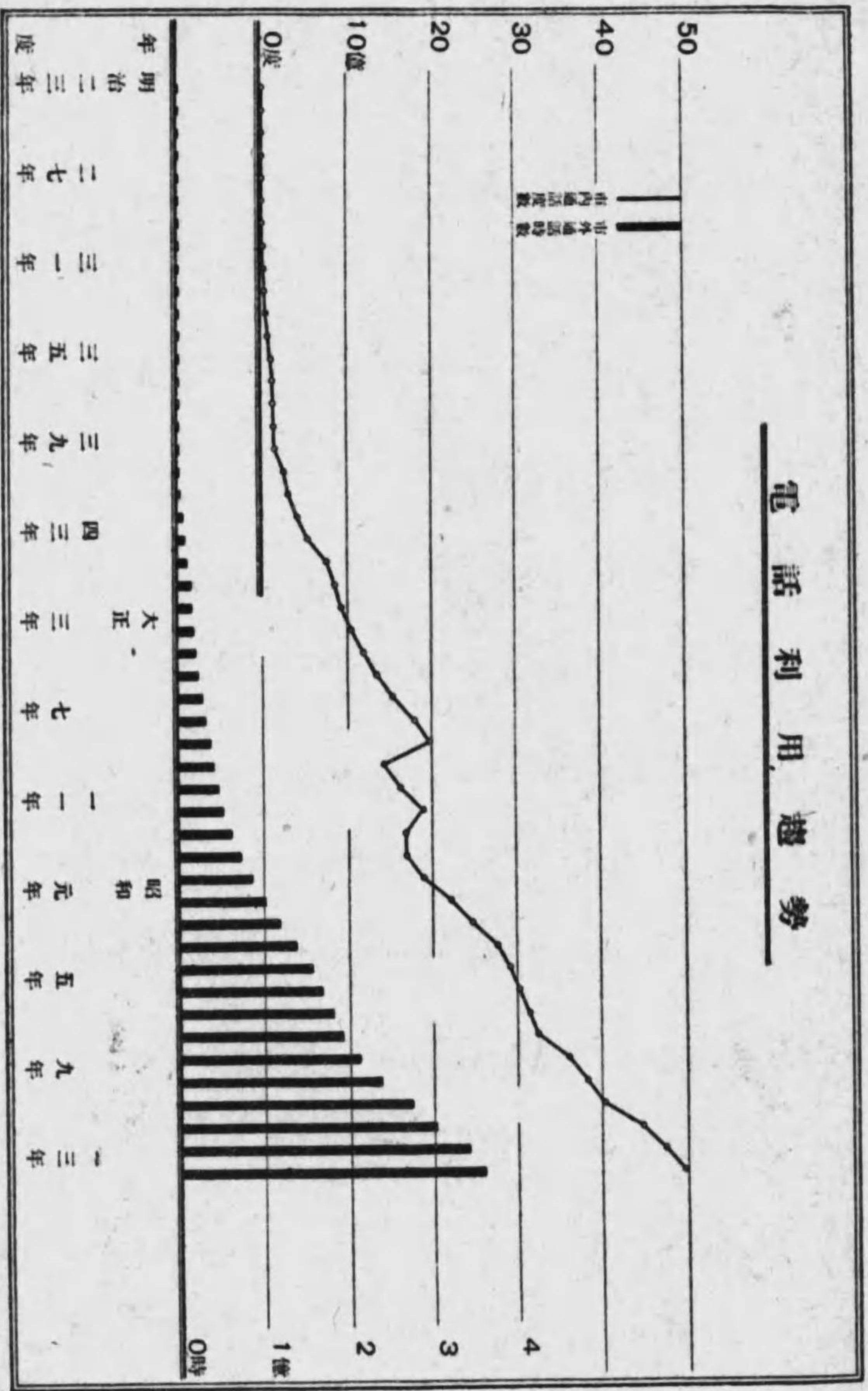
(七八、一〇八、三〇八、三二七頁參照)

圖表 三



(九六、一八九、三三三、三一八頁參照)

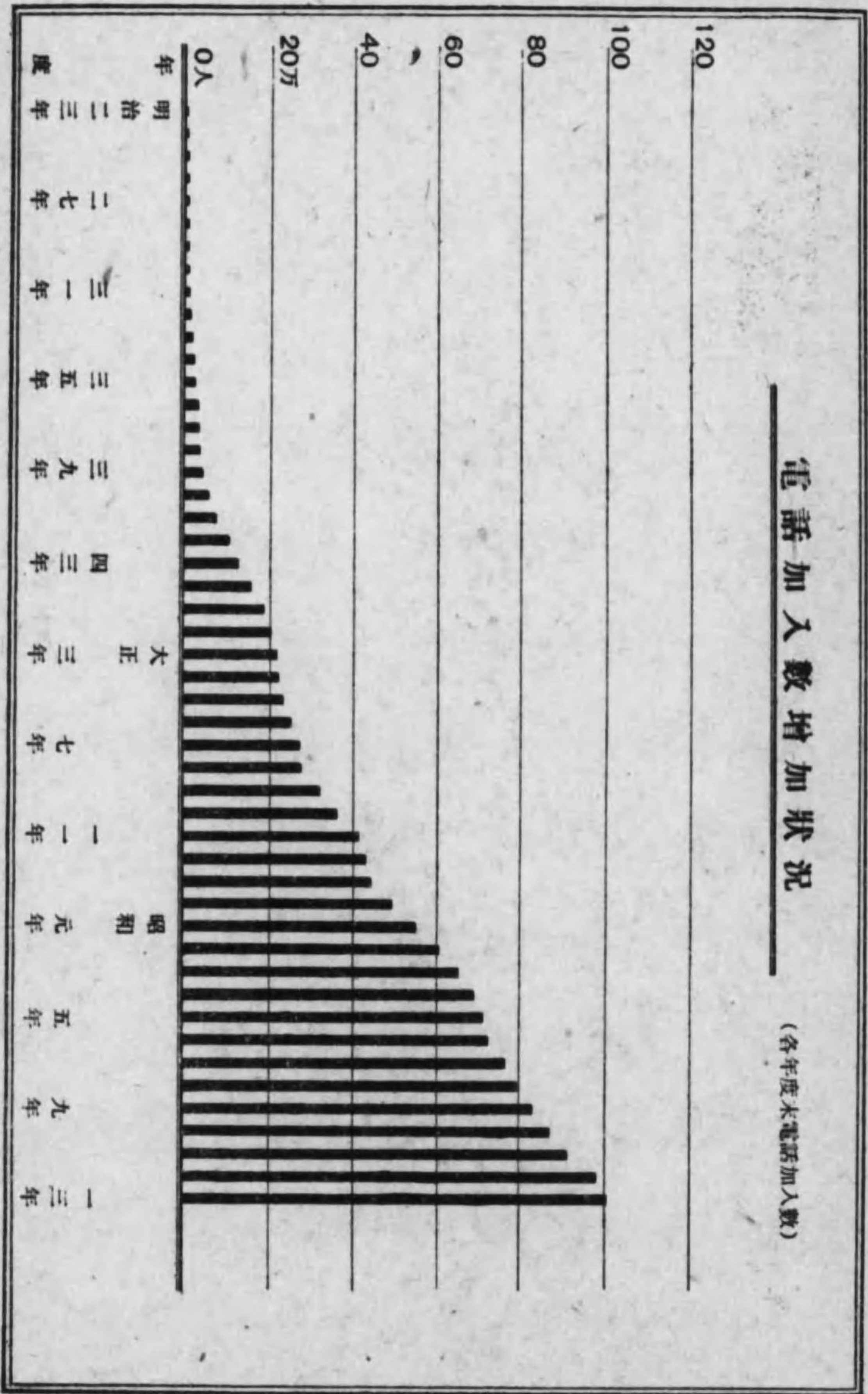
電話利用趨勢



圖表 四

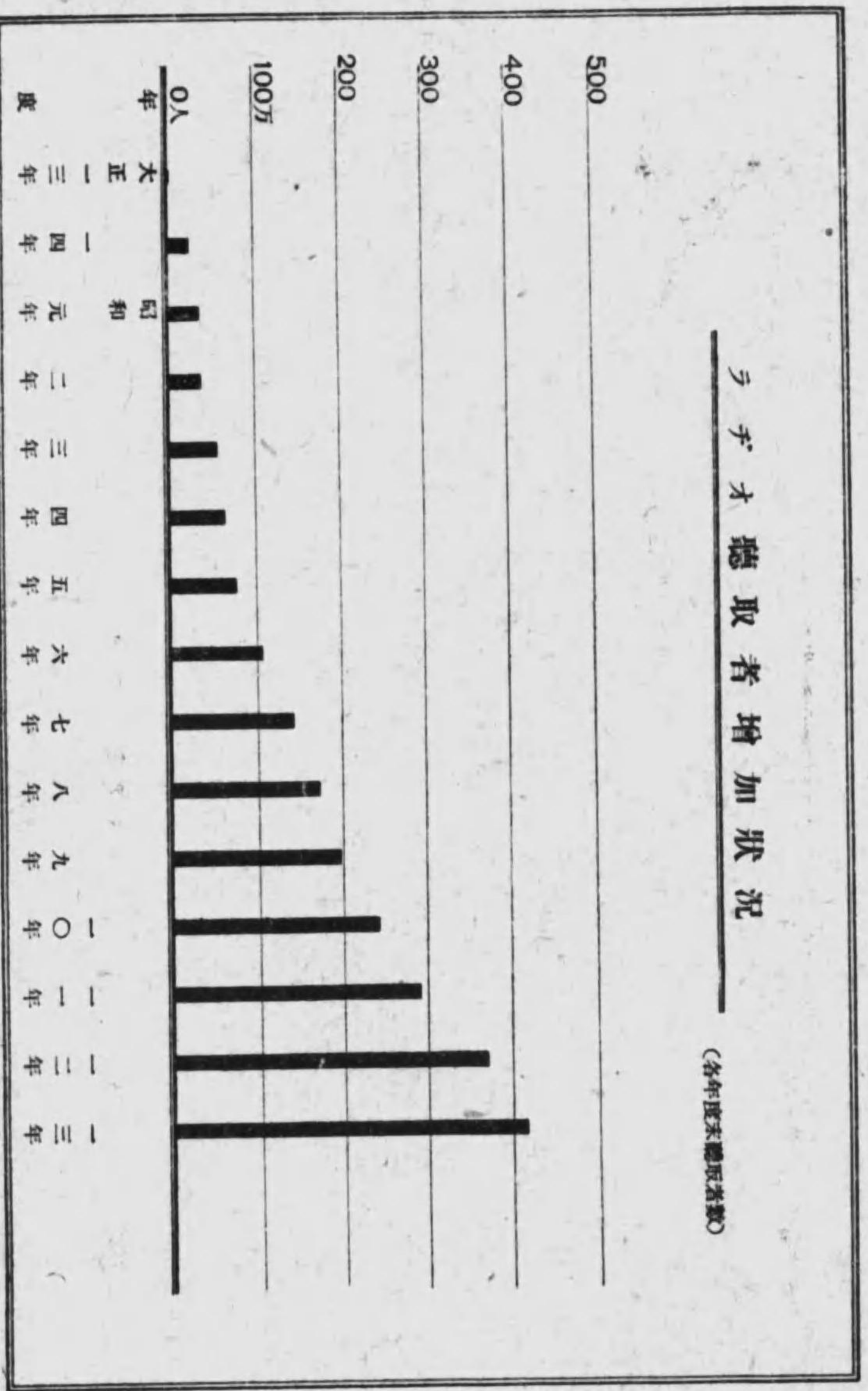
(二二九三三頁參照)

圖表 五



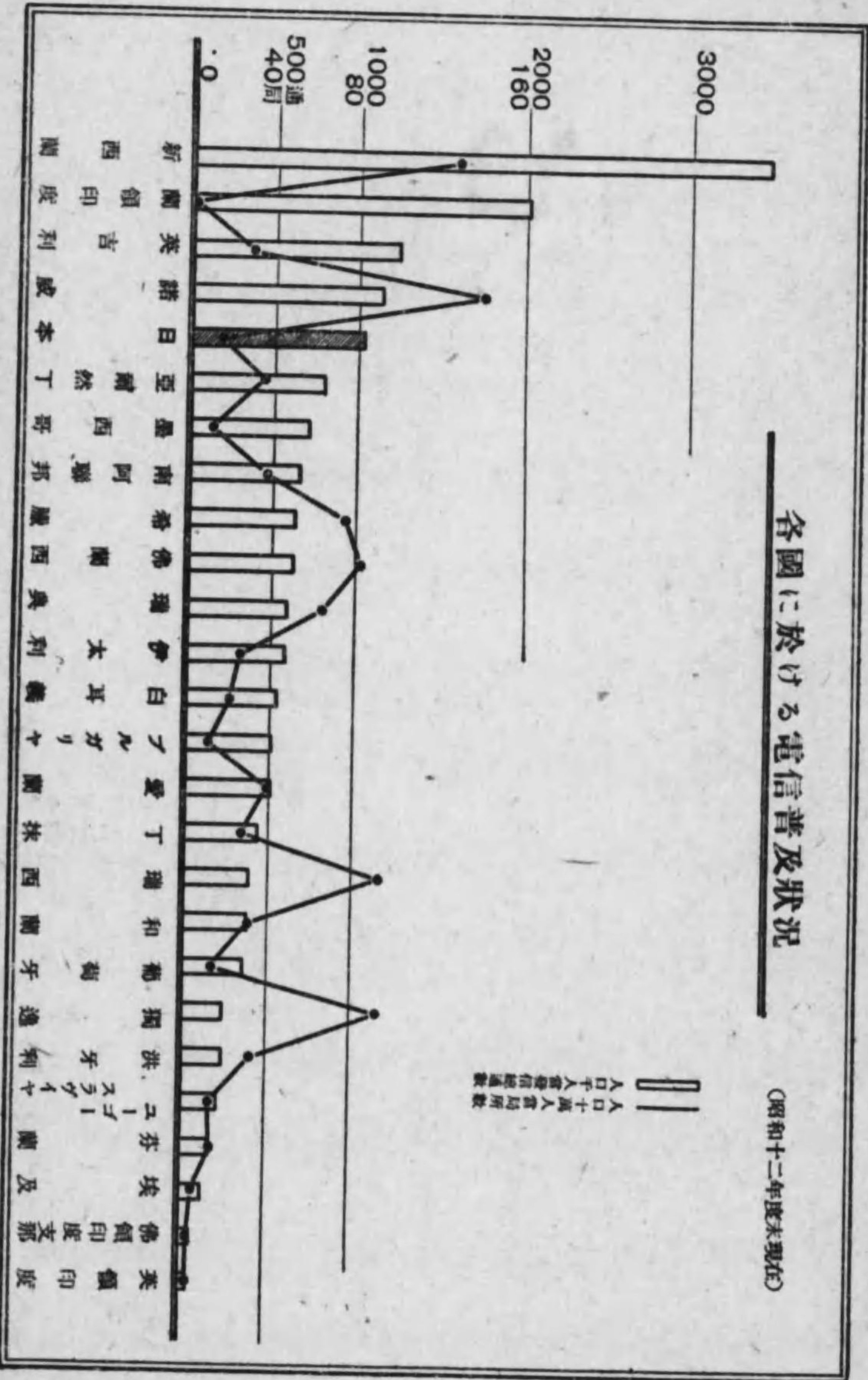
(二八三〇頁参照)

圖表 六



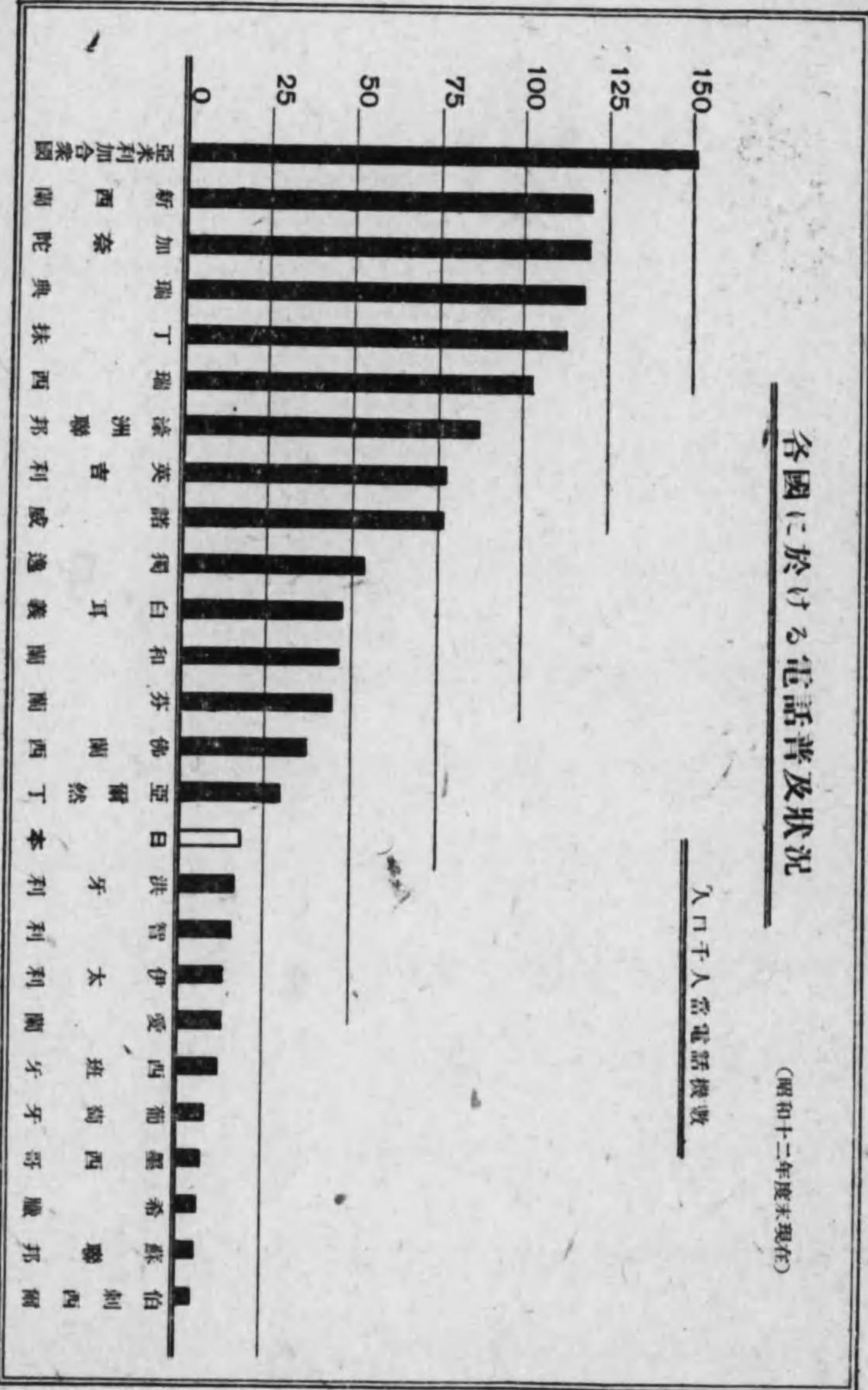
(一五七三四二頁参照)

圖表 七



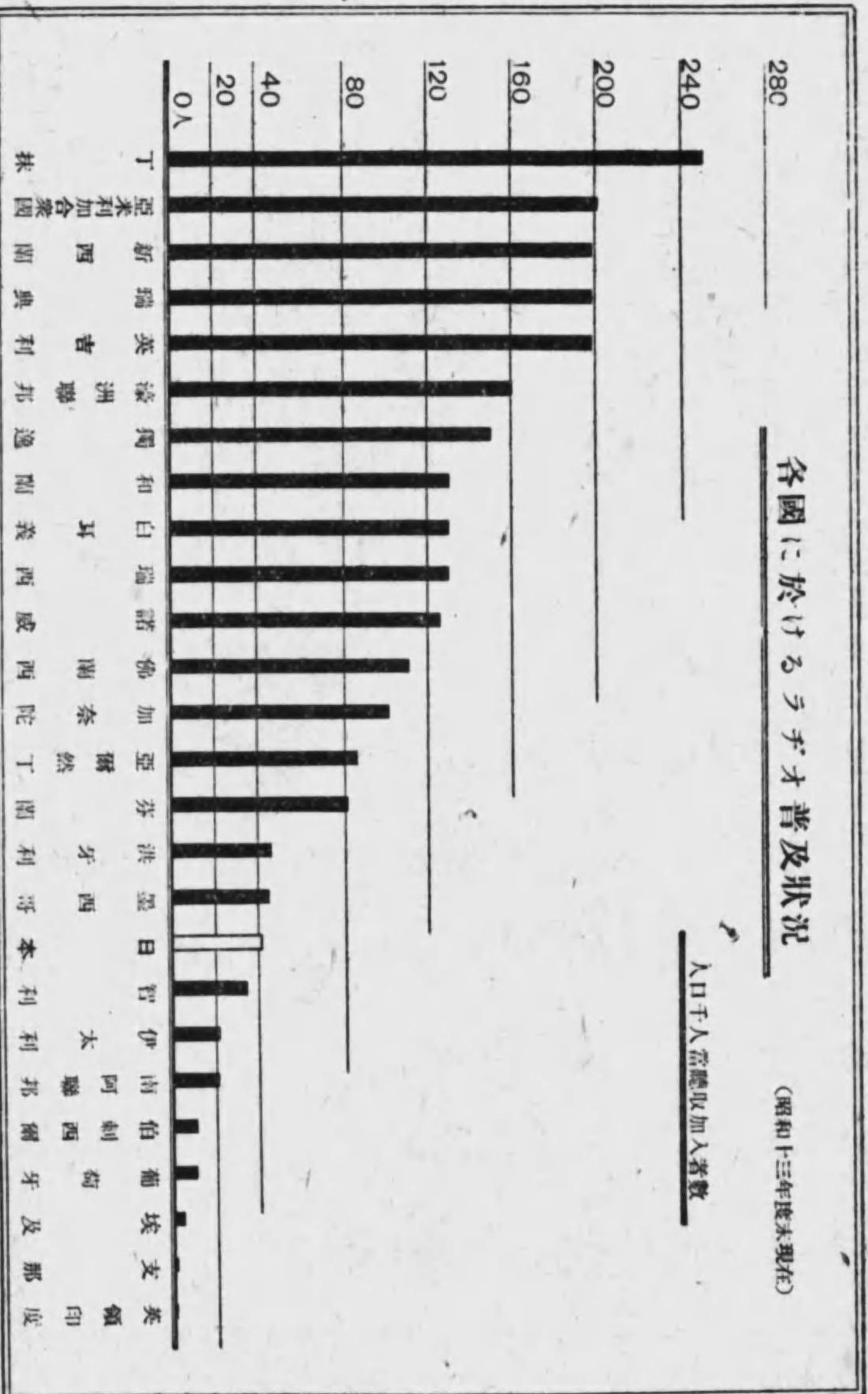
(三四五、三五二頁參照)

圖表 八



(三五九頁參照)

圖表 九



第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

(昭和十三年十月一日—昭和十四年九月卅日)

内 容

- 1. 事業概観
- 2. 重要事項の解説
- 3. 電務日誌

第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

1. 事業概観

(自昭和十三年十月一日
至昭和十四年九月卅日)

支那事變茲に三年、既に大規模戦闘より長期建設の新段階に入り、帝國當面の最高目標たる事變處理完遂、東亞新秩序建設の大業達成に一路邁進すべく、國家總力戰體制は愈々強化整備されるに至り、今や戰時經濟統制は生産、配給、消費と凡ゆる經濟部門に浸潤し、一切の經濟活動は國家的目的に應じて明確に規制され、總動員法を中核とする一連の經濟政策は過去の經濟機構を根本的に變革せんとしつゝある。

時恰も九月三日、英佛の對獨宣戰布告により暗雲低迷せる歐洲情勢は遂に危機より大戰への導火線に點火せられるに至つた。かつて人類の經驗した最大悲惨事たる彼の世界大戰の夢魘未だ醒めざる今日、再び硝煙渦巻き鐵血亂れ飛ぶ動亂のさ中に投ぜんとしてゐる。されどソ聯の動き、伊太利の去就、アメリカの動向等歐洲動亂をめぐる國際情勢は複雑微妙にして、此の間に處する獨の神算鬼略、英佛の深謀遠慮は之等諸國の利害得失と相錯綜し、實に複雑怪奇な様相を呈し、その勢の趨く處何人も豫斷を許さず、斯くて今や全世界を擧げて軍備の擴大充實、戰時經濟體制の整備強化に狂奔しつゝあるのである。

斯くの如き非常時局に際し、我が電氣通信事業の帶ぶる使命こそ重大なるものがある。蓋し電氣通信施設は現代國家百般の活動の先驅をなし、一瞬にして萬里に通ずる電氣を驅使して通信の本旨たる距離と時間とを巧みに征服し思想の傳達に任ずるものであつて、その運行の圓滿なる遂行如何は一國の消長に及ぼす影響圖り知れず、さればこそ我が電氣通信事業に於ては高度の物資統制により諸計畫の改編縮少を餘儀なくされ乍らも克く戰時經濟の圓滑なる遂行に協力し、戰時下に於ける國內の諸活動遂行に、大陸電氣通信の確立に、或は國際宣傳戰の強力機關として遺憾なく其の眞價を發揮し、電氣通信事業に課せられた重大な使命

内 容

- 1. 事業概観
- 2. 重要事項の解説
- 3. 電務日誌

第一編 最近一箇年間に於ける電氣通信事業

1. 事業概観

(自昭和十三年十月一日
至昭和十四年九月廿日)

支那事變茲に三年、既に大規模戦闘より長期建設の新段階に入り、帝國當面の最高目標たる事變處理完遂、東亞新秩序建設の大業達成に一路邁進すべく、國家總力戰體制は愈々強化整備されるに至り、今や戰時經濟統制は生産、配給、消費と凡ゆる經濟部門に浸潤し、一切の經濟活動は國家的目的に應じて明確に規制され、總動員法を中核とする一連の經濟政策は過去の經濟機構を根本的に變革せんとしつゝある。

時恰も九月三日、英佛の對獨宣戰布告により暗雲低迷せる歐洲情勢は遂に危機より大戰への導火線に點火せられるに至つた。かつて人類の經驗した最大悲惨事たる彼の世界大戰の夢魘未だ醒めざる今日、再び硝煙渦巻き鐵血亂れ飛ぶ動亂のさ中に投ぜんとしてゐる。されどソ聯の動き、伊太利の去就、アメリカの動向等歐洲動亂をめぐる國際情勢は複雑微妙にして、此の間に處する獨の神算鬼略、英佛の深謀遠慮は之等諸國の利害得失と相錯綜し、實に複雑怪奇な様相を呈し、その勢の趨く處何人も豫斷を許さず、斯くて今や全世界を擧げて軍備の擴大充實、戰時經濟體制の整備強化に狂奔しつゝあるのである。

斯くの如き非常時局に際し、我が電氣通信事業の帶ぶる使命こそ重且大なるものがある。蓋し電氣通信施設は現代國家百般の活動の先驅をなし、一瞬にして萬里に通ずる電氣を驅使して通信の本旨たる距離と時間とを巧みに征服し思想の傳達に任ずるものであつて、その運行の圓滿なる遂行如何は一國の消長に及ぼす影響圖り知れず、さればこそ我が電氣通信事業に於ては高度の物資統制により諸計畫の改編縮少を餘儀なくされ乍らも克く戰時經濟の圓滑なる遂行に協力し、戰時下に於ける國內の諸活動遂行に、大陸電氣通信の確立に、或は國際宣傳戰の強力機關として遺憾なく其の眞價を發揮し、電氣通信事業に課せられた重大な使命

の達成に懸命の努力を拂ひつゝあるのである。

以下最近一箇年間（昭和十三年十月一日—昭和十四年九月卅日）に於ける我が電氣通信事業が、戦争目的達成の爲に如何に國策に順應協力したかを事業各部門に亘り其の活躍の跡を辿ることゝしよう。

先づ今次事變を契機として軍事、政治、經濟等各般に亘り、頗る緊密度を加へ來つた日滿支三國間の紐帶として、重要な役割を占める電氣通信事業に於て如何なる對策が講ぜられたかを述べることゝする。

政府は事變勃發後未だ硝煙消えざる裡に早くも戰禍を蒙つた北支中支の電氣通信施設の復舊整備に應急的施設をなすと共に、一面恒久的施設として蒙疆、北支、中支に夫々各地政權の特殊法人たる電氣通信會社を設立せしめたのであるが、事變の長期化に伴ひ武力戰より建設戰の段階に入り、我國と大陸の皇軍の占據地域内との通信は益々緊要となり、其の需要も著しく増嵩するに至つたので、興亞政策遂行上日滿支電氣通信施設の擴充と制度の完備とは刻下の急務となつた。

即ち昭和十三年十月二十日東京上海間無線電話連絡の復活を契機とし、日支間に東亞の新事態に即應した電話制度を創設すべく、從來國際電話制度に依り取扱つて居た該區間に新に日華電話規則を制定實施することゝし、料金も従前の半額とし利用者利益と取扱の簡便とを期したのであるが、更に福岡奉天間の無裝荷電話ケーブルの竣工を機とし、本年七月一日より内地と北京及天津との間に有線直通電話の取扱を開始するに及び同規則は本邦北支間にも適用せられるに至つた。又日支間の電報制度は事變後現地側施設の復舊整備に隨伴して順次業務の取扱を開始したが、北支、南支及蒙疆に對しては日滿電報の例に依り、又上海以遠の中支奥地に對しては外國電報として和文電報の取扱を爲される等、其の取扱制度は區々に亘り、東亞の新事態に即應せざる憾みがあつたのである。偶々蒙疆、北支及中支に相次いで各地政權の特殊法人たる電氣通信經營

機關の設立を見、その經營の基礎も漸く固つたのを機會に之等の關係機關と協議の上、如上の暫定的取扱制度を整理統合し、日華間に劃一的な電報制度を施行すべく、日華電報規則及日華無線電報規則其の他の關係規程を制定して本年一月一日より實施し、茲に日支間の電氣電話取扱制度上に一新紀元を劃するに至つた次第である。

斯くして支那大陸に於ける治安の恢復、皇軍占據地域の擴大、經濟復興の進捗に伴ふ通信需要の増大は、愈々急速な電氣通信施設の増強の必要を痛感せしめ、昭和十三年一月には東京北京間に、又七月には東京張家口間に直通無線電信連絡を開設して彼我電報の速達正確を期しつゝあつたが、偶々日滿兩國の緊密不可分關係に對應するため、昭和十一年以來工事中であつた福岡奉天間日滿ケーブルは日滿兩國官民待望の裡に竣工し、本年九月三十日東京、京城、奉天に於て盛大な落成式を舉行するの運びに至つた。本ケーブルの竣工は實に時局の切なる要望に投じ、東亞の電氣通信界に一大光明を點じたかの觀あり、之を利用して前述日北支間に直通有線電話の開設を可能ならしめたのを始めとし、本年七月一日より日北支間に、九月一日よりは日滿間に現地寫眞ニュースの速報を可能ならしめる専用寫眞電信制度を夫々創始して新聞社又は通信社に之を利用して得るの途を開き、又九月二十九日には日滿間に専用電話制度開始に伴ふ關係省令を公布し、公益業務を營む者に限り之が利用を認許することゝなり、更に日滿間には公衆寫眞電信業務をも開設するため、現行日滿電報規則中に寫眞電報取扱に必要な規定を新に挿入して十月一日より實施する等、日滿支間の電氣通信事業は頗る活況を呈するに至つたのである。然し乍ら新東亞建設のため政治、經濟、文化、國防等各般の大陸政策遂行の先行的施設たる日滿支電氣通信事業が、眞に有機的一體となり歐米勢力の桎梏より脱し、之が自主的發達を遂ぐるためには到底現在施設を以て満足すべきではないので、客年九月以來朝野の有識者を網羅する電氣通信委員會を内閣に設置し、東亞電氣通信網整備の基本方策に就き慎重審議を重ね來つた處、本年一月その答申を得ることが出來たので、政府は右答申の趣旨に則り我國の對外通信國策代行機關たる國際

電氣通信株式會社を擴充し、東亞各地域の電氣通信事業、經營機關と緊密な連繫を保ちつゝ、日滿支各地域の主要都市を連絡する安固堅牢な通信ケーブル網を整備せしめることとなり、之がため國際電氣通信株式會社法に、必要な改正を加へ、昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て之が公布を見るに至つたのであるが、本改正法に基く有線設備の業務開始は明年七月の豫定を以て目下夫々準備中である。斯くて興亞の大動脈とも言ふべき強力な東亞電氣通信網の實現が着々と進捗しつゝあることは、恰も大陸に於て親日防共の新中央政權が正に誕生せんとしつゝあるのと相呼應して、寔に新東亞建設のため慶賀に堪えない次第である。

二

以上を以て大體最近一箇年間に於ける我國電氣通信事業の對滿支電氣通信業務に傾けた努力の跡を辿つて見たのであるが、一方國內の電氣通信業務は如何に運行せられたかを振返つて見よう。

事變目的達成の爲に大陸に行はれる戦後經營の進捗に對應し、内地と現地とを連絡する電氣通信施設に萬全を期するの要あるは勿論であるが、一面大陸政策遂行の原動力たる國力の培養は之にも増して重要である。故に國內諸般の機構は事變處理の一線に沿つて改新せられ、生産力擴充計畫の實行、重要物資動員計畫の樹立、經濟統制の強化等々國家總動員體制の整備が急がれつゝある。従つて國內電氣通信事業に在つても之等の戦時國力を培養すべき施設擴充の積極面と、戦時體制の影響下に各種時局對策を講ずるの消極面とを持つに至つた。

先づ昭和十三年年度の電信電話擴張改良計畫は、支那事變繼續の爲軍事國防上緊要な通信施設及對滿支通信施設等、時局下に於て緊急缺くべからざるものゝみに付て之が整備擴充を圖り、其の他の施設に付ては總てその施行を後年度に繰延べることゝして既定計畫の改定をしたのであるが、其の後更に長期戰に對應する

ため物動計畫に改訂を加へられた結果、戦時體制順應の節約實行豫算に編成替へをするの餘儀なきに至つたのである。昭和十四年度に於ても依然事態は緩和せられず、従つて直接軍事國防に關するもの、物資動員計畫の基本方針に關聯する生産力擴充、輸出の振興等に關するもの及銃後國民生活にして事變との關係緊急密接なものゝみを施設することゝなつた。即ち之に依り施設せられる主なものとしては、電信に於て事務開始一、三五〇局所、回線増設四、九七〇軒、電信機械増設一八一座、同改良一六座、電話に在つては通話事務開始五八五局、交換事務開始五〇〇局、加入者増設二五、〇〇〇名、市外線増設四五、八二八軒が實施せられることゝなつたのである。而して既定電話設備利用に依る電話加入區域内三等局の電信事務開始については豫てより鋭意その實現に努め來つたが、本年度の電信擴張計畫に依り東京市内普通三等局其の他六級局以上の普通三等局には本年四月一日以降八月一日迄に全部電信事務の開始を見る事を得、又鐵道停車場に對し公衆電信機關設置の要望の極めて熾烈なるに鑑み、國有鐵道停車場中未だ設置されなない二、二五〇餘驛中、先づ第一次實施驛として三六三驛を選び公衆電信の取扱を開始し、電信取扱所普及策の第一歩を踏出し銃後に於ける國民の諸活動に遺憾なきを期せんとして居る。一方電話加入者の増設は、昭和十四年度に於ても重要物資の使用制限益々強化せられた結果、既定工程を著しく縮少するの已むなきに至り、事變の進展に伴ふ軍需工業の勃興、國內生産力擴充に伴ふ時局産業の殷賑等、さなきだに電話供給の不足を叫ばれ來つた國內の現狀に於ては到底全面的に之等の熾烈な電話需要に應ふることを得ない状態なので、昨年度と大體同様の趣旨に依り加入申込の資格を制限し、時局上必要な事業にのみ架設することゝなり、特に緊急な事業の用に供する爲必要と認められたものに對しては優先開通を爲し、その他は架設數の餘裕ある限り抽籤に依り受理を決定するといふ受理方法を講ずるの外なきに至つた。

次に最近に於ける民間航空事業の急速な發達に即應する航空通信計畫は、昭和十一年度以來著々進捗中であつたが、昭和十四年度に於ては、日滿直通航空路開設並に南洋航空路の實施等に鑑み、從來の昭和十三、

十四年度の既定計畫に改定を加へ、昭和十四年度以降三箇年繼續施設として、昭和十四年度には一、一八三、九四四圓を、昭和十五年度には一、八一六、〇五六圓を、昭和十六年度には二七二、〇〇〇圓を合計三、二七二、〇〇〇圓の豫算成立を見、尙最近に於ける航空事業の躍進的發達と航空機性能の高度化に伴ひ、航空通信施設の擴充整備は現在程度を以てしては尙不完全なるを免ないので、目下企畫院の航空委員會に於て、航空保安施設の重要項目として整備の程度方法等に付考究中である。更に氣象通信施設の整備擴充は國防上不可缺の急務なるに鑑み、企畫院内に設置せられた氣象協議會の議を經、氣象通信施設の整備擴充は國信省に於て之を行ひ、之が爲の施設は逓信省に於て一元的に施設運用するの方針が決定せられ、昭和十三年度以降三箇年繼續工費三、四一五、〇〇〇圓の豫算成立を見たが、昭和十四年度に於て更に二、六八二、〇〇〇圓を追加計上し、昭和十六年度迄の繼續事業としたのである。施設事項の主なもの、前年度に着手した東京氣象放送用竝に氣象連絡用無線施設を續行するの外、本年度以降三箇年繼續事業として新に大阪、福岡、札幌の各局に氣象放送用無線施設を行ふ豫定である。

次に制度の方面に於て注目すべきものに内國電報料の改正がある。即ち内國電報の基本料金は大正九年に改定されたが、特殊取扱料金については明治三十三年以來改定を見ず、特に至急電報料及照校電報料については豫てその不合理を指摘せられて居たが、偶々事變後の東亞の新事態に對應して東亞に於ける通信取扱制度の劃一化を強調せられる時運に際會したので、日滿、日華の兩電報制度との調和を圖る一面、電報利用者 の負擔の公正を期する爲、至急料を電報料の二倍より電報料と同額に低減し、又照校料を電報料の四分の一より二分の一に改正し、本年一月一日より實施したのである。又時局に鑑み正確な時局ニュースを本邦全船舶に徹底せしめ、外國無線局の行ふ宣傳放送を排除する爲、東京中央電信局に於て同盟通信社發信の日々の重要ニュースを、長波又は短波無線電信を以て毎日數回海上航行中の船舶に對し放送し來つた船舶宛ニュース放送制度の關係料金を引下げると共に、放送時刻及放送設備等を改善して數種の周波數に依る同時放送

を爲すこととし本年一月一日より實施した。

以上大體に於て戦時下に於ける内國電氣通信施設の擴充整備を中心する積極面を展望したのであるが、一面戦時經濟の緊迫に伴ひ、之等の時局的影響を改善打開する爲の方策が必要とされた。

先づ第一に注目さるべきは戦時下に於ける電話取引の統制である。由來我國に於ける電話の増設は社會の需要極めて熾烈なるに拘らず、財政事情の制約を受けて擴張意の如くならざる時、偶々今次事變の勃發となり、時局産業の殷賑は益々電話の需要を誘起するに反し、重要物資の節減は既定の電話擴張をも困難ならしめ、遂に電話の加入申込資格を一定範圍のものに局限した結果、電話市價は昂騰の一途を辿り電話の本質たる通信目的供用の價値を遙かに超過した投機的價格を現出し、電話を射利の目的に供する風潮を激成して思惑取引頻繁に行はれ、此の間隙に乗ずる各種の不正取引を醸成するに至つたので、遂に政府は電話規則を改正して電話機設置場所、加入讓渡の承認等に制限を設けると共に、之等の弊害の最も顯著と認められる六大都市及其の近郊地に電話營業者の公認制度を布き、不正業者の發生を防止し電話取引の公正を圖るため當局の意圖する方法及び條件に依らしめることとし、本年一月十日より實施するに至つたが、最近漸次中小都市に於ても電話統制の必要を痛感せしむるものがあるので、目下統制地域の擴張を考慮準備中である。

又支那事變に伴ふ電報取扱通數の激増と電信擴張改良計畫の擴大等に伴ひ、有無線電信有技者の新規需要は著しく増大したが、電信有技者中より從軍、應召した者、大陸通信會社の要員に轉じた者或は時局産業方面に吸収せられた者等も相當多數に上り、各局に於ける電信有技者の配置は著しく逼迫する狀況に鑑み、或は逓信講習所普通科養成定員の増員を行ひ或は東京、大阪に於て無線通信補助要員の速成養成を實施し、或は又逓信官吏練習所に専修科及無線電信通信科、臨時無線通信科を適宜開設する等養成設備の全機能を動員して有技者の養成に努力し、極力有技者の不足緩和を圖ることに努めて居る次第である。

其の他時局に對應する行政措置としては、從來防空監視哨と監視隊本部間の情報通信用電話は、當省施設の加入電話又は市内専用電話に依らしめる方針を持して來たが、其の後種々検討の結果防空監視隊本部と防空監視哨間の有線電話施設は、防空通信の専用に供するものに限り本年五月十一日以降之を警察事務用電話として施設することを承認することとし、時局に即應して防空監視通信網の整備擴充に協力支援することとした。尙防空通信施設の整備擴充は國土防衛上須臾も忽せに爲し得ない處であるが、現在施設を以てしては未だ防空通信の完璧を期し難い憾みがあるので、昨年十一月以降内務省に陸、海、内務、鐵道及逓信の五省會議を開催し、防空通信施設の総合的整備擴充方策につき調査研究の結果、本年八月十八日關係者間に成案を得たので、之を五省申合事項として、當省も右方策に則り當省所管事項につきその實現を圖ることとなつた。

尙茲に特記すべき事項としては、本年三月十四日逓信手竝に特務雇員制度を創設して從來の現業傭人及技工傭人の制度を廢し、之等従業員の身分を全面的に雇員に昇格せしめると共に、更に一步を進めて判任官待遇たる逓信手への任用の途を拓き、之等通信現業の第一線に立つ従業員の待遇を改善して永くその業務に安んじて従事することを得しめたことである。

又今次事變下に於ける重要軍用通信取扱の實績に鑑み、之が取扱上遺憾なきを期する爲昭和二年以降その改正を見なかつた陸軍軍用電報取扱規約に全面的改正を施して本年七月二十一日より實施し、更に九月一日よりは私設無線の施設者竝に機器製作者等の利便と當局に於ける検査事務との圓滑を圖る爲、逓信省告示を以て私設無線電信電話の機器及装置の具備すべき細目條件を根本的に刷新して之を公示することとした事等を擧げることが出來よう。

三

地球を駆ける思想の戰士としてのラヂオの偉力は實に驚くべきものがある。今次事變發生以來我國放送事業の活躍は刮目に値し、或は政府諸般の政策の周知徹底、正確な内外ニュースの報道を通じて輿論の指導統一に、或は國民精神總動員への協力、戰況ニュースの速報、現地放送等を通じて國民の時局的精神の作興に、或は清新健全な慰安放送を以て銃後國民を鼓舞する等國策に順應して其の重大使命遂行に大童の活躍を續けて居るが、放送施設に於ても昨年中に於て弘前、釧路、盛岡、松本の各放送局が開設せられ、現在放送局は三十五局を算し、本年の五月には待望の東京放送會館が完成して更に新偉力を加へ、又八月には多年研究中であつたテレビジョンも實驗放送の公開を見るに至り、尙國防的見地より電話線利用による有線放送も亦近く登場することとなつた。然し乍ら時局の進展は益々ラヂオの機能の伸暢を要求して已まないで、既定計畫の尾道、防府、松山、大分、福島、郡山、青森、那覇、豊原等各地方放送局の増設、北九州及大阪の大電力放送施設は資材の不足に悩みつゝも鋭意之が實現に努力して居る次第である。

放送の重要使命達成に遺憾なからしめるためには、一面ラヂオ聴取者の徹底的普及の肝要なこと勿論であつて、今次事變以來ラヂオ聴取者は急激な増加を見たが普及率は全國世帯數の三割程度に過ぎないので、更に「一戸一受信機」の理想の達成を旗印として昨年以來關係官民と提携して全国的に猛烈なラヂオ普及運動を展開した結果、昨年夏期に於て時局の影響を受けて一時低下した増加率は十一月に至つてその頽勢を挽回し、爾來毎月五萬乃至六萬の増加を繼續、本年九月末現在聴取者は四百五十萬に垂んとする盛況を示して居る。尙本年八月「放送局型」受信機制度を設け、之を標準受信機として法規に依り認定すると共に、支那事變特別物品税免除の特典を附與する等、廉價優良な受信機の圓滑なる供給に資せられたが、之がラヂオの普及發展に及ぼす効果の尠からざるものを期待されてゐる。

一方放送プログラムも昨年以降「政府の時間」、「ラヂオ時局讀本」を始め「上海よりの定期連絡放送」、「前線放送」、「時局演藝」、「店員の時間」等に次いで近くは「精勤特報」、「時局談話」等の新種目を取入れ、又

放送プログラムの複雑化に對處して聽取上の便益に資する爲、最近は從來の第一放送を「全國放送」に、第二放送を「都市放送」と改稱して、夫々特色ある放送内容を盛り一般の要望に副ふべく努めつゝある。

又對外宣傳上重要な任務を有する海外放送は、昨年一月及三月の二回に亘り一段と規模を擴大したが、本年七月よりは現在の設備を最高度に活用して放送時間を更に延長した結果、現在は歐洲、北米東部、北米西部及布哇、南米、支那及南洋の五方面に對し、毎日通計八時間の放送を行ひ、ニュースに、演藝に、異彩あるプログラムを以て、激烈な國際宣傳戰に重要な役割を演じ、海外同胞に慰安を與へ又我國の公正な立場を世界に認識せしめるに多大の貢獻をなしつゝあるのである。

四

本邦の地理的位置より見て、東亞を除く他の世界各地とは政治、外交、通商、文化又は情報政策上直接無線通信連絡の開設の重要なことは更めて言ふ迄もなく、従つて世界大戰後無線の國際電氣通信界に登場したのを好機とし、我國は逸早く大正十四年日本無線電信株式會社(昭和十三年三月國際電氣通信株式會社と改稱)を設立して以來所謂無線政策に依り通信自主權の確立を期し、銳意無線に依る對外通信路開設に努力し來つた結果、今日に於ては對外無線電信は二十一回路(對滿支を除く)、對外無線電話は十一回路(對滿支を除く)を數へるに至つたのであるが、更に之が整備擴充は、新に現下國際情勢の複雑微妙な變轉裡に、國際宣傳戰の近代的科學兵器として文化の假面の下に鎬を削りつゝある時、毅然として第三國の壓迫干渉を排除して東亞新秩序の建設に獨往邁進する我國にとつて喫緊の要務といはなければならぬ。又戰時經濟運行のため特に貿易業者の電報料負擔を軽減し、以て第三國向け輸出貿易の振興に貢獻すると同時に、之に依り無線經由信の増加を計り、外國電報料の海外拂の節約を期することは現下國策上の重要事と認められるので、本年度に於ても我國と重要關係ある諸方面との通信連絡開設方に努力し、無線電信に付ては白耳義、秘露、アフガニスタンとの間に

近く開設の運びであつて、イラン、葡萄牙、トルコ、瑞典、加奈陀等とも交渉進捗中である。又無線電話連絡に在つては濠洲、香港、ブラジル、馬來、佛蘭西、秘露、加奈陀、印度等との間に開設方目下折衝中である。尙今次歐洲動亂に伴ふ情報政策上の要請に基き米國、英國、獨逸、和蘭等との間に無線に依る寫眞電行業務を開始することとし、目下夫々交渉中である。

尙昨年二月より四月にかけて埃及カイロに於て開催された國際電信、電話及無線通信會議は、前回の會議即ち一九三二年西班牙國マドリッドに於て締結された國際電氣通信條約附屬電信規則、電話規則及無線通信規則の全般に亘り大改正が施され、締約各國は一齊に本年一月一日より之が改正規則を實施することに取決められたので、我國に於ても之が諸般の準備を進め、之等の國際諸規則の公示を爲すと共に、其の國內施行に必要な外國電報規則、國際電話通話規則、外國無線電報規則及此等の取扱規程の殆ど全般に亘り大改正を施して本年一月一日より實施した。

最後に今次歐洲動亂の勃發に際しては歐洲と我國との通信連絡は大いに輻輳し、且對手國の事情により或は無線電話の連絡は停止の已むなきものを生じ、或は電報に暗語の使用を制限せられる等の事態を惹起したが、特に對歐通信は戰亂勃發以來新聞通信社に依り利用せられること頻繁を加へたので、歐洲各國への通信路を確保するため、第三國に對し直通電信連絡の開設を交渉しイタロラヂオ社と交渉して、羅馬經由にて白耳義、獨逸、匈牙利、和蘭、瑞典及瑞西の各國への通話取扱の途を拓き、一方獨逸、英國等の既設電話連絡の維持を圖りつゝあるのである。又中立國たる和蘭及瑞西兩國に對して直接電話連絡開始の交渉を進め、又歐米間無線電話連絡杜絶に伴ひ、歐洲情勢に關する報道は東京にて一旦中繼し、之を米國に通報する方法必要な鑑み、米國A・T・T會社と連絡上の便宜方法を協定する等の機宜の對應措置を講ずべく奔命に努力したのである。尙又、支那事變勃發以來情報通信の報導に専念しつゝあつた同盟通信社に依る對外放送電信に於ても、歐洲情勢の變轉に伴ひ其の報導語數を増加し、國際宣傳戰に我國の眞正な立場を理解せしむ

べく活躍をなしつゝあるのである。

以上最近一箇年間に於ける我國電気通信事業の業績を大觀したのであるが、曠古の非常時局に際會し、國家總力戦の一翼を双肩に荷つて懸命の努力を傾けた我々電気通信人の足跡は寔に力強きものがある、が然し戦はこれからである。東亞悠久の平和を確保すべき新秩序の建設は今後の奮闘に俟つところ極めて大である。今や大陸には多年の迷夢より醒め、大亞細亞建設の爲敢然來つて我が帝國と相提携せんとするの機運澎湃として漲り、新東亞胎動の脈打つ秋、我等電気通信人たるもの能く斯業の重要性を認識し、以て今次事業究極の目標たる東亞新秩序建設にふ歴史的偉業の達成に重大な役割を荷ふことの光榮と責務とを痛感すべきであらう。

2. 重要事項の解説

目次

一、昭和十四年度電気通信関係豫算の概観――	一五頁
電務局主管事項……………	
二、昭和十四年度電信電話擴張改良計畫――	二二頁
既定計畫を改定し戦時體制に順應す……………	
三、電務局業務課に監理部設置……………	二四
四、逓信手竝に特務雇員制度の創設――	
雇傭人規程の全面的改正……………	二五
五、逓信講習所養成定員の増員――	
有技者の不足緩和を圖る……………	二六
六、航空保安通信施設の管理方針の樹立……………	二七
七、防空監視哨に警察電話の施設承認……………	二八
八、集配普通三等局の電報及速達郵便物配達方法の統合改善……………	二九
九、電報至急料及照校料金の改定……………	二九

- 一〇、歐文電報の書法語、數計算方等の改正 三〇頁
- 一一、電報窓口機關の擴充 三〇
- 一二、陸軍軍用電報取扱規約の全面的改正 三一
- 一三、戦時下電話取引の統制 三一
- 電話規則改正並に電話營業者公認制度實施 三一
- 一四、昭和十四年度電話加入申込の制限 三五
- 一五、神戸港私設岸壁電話の買収 三六
- 一六、船舶宛ニュース放送制度の改善 三六
- 一七、私設無線機器及装置の具備すべき細目條件の告示 三七
- 一八、日滿支間電氣通信回線の整備と新規諸制度の創始 三七
- 電氣通信回線の整備、日華電話制度、日華電報
制度、日滿、日華間専用寫眞電信制度、日滿專
用電話制度、日滿公衆寫眞電信制度 三七
- 一九、國際電氣通信會議に基く國內諸規定の改正 四二
- 二〇、國際電氣通信株式會社法の改正 四二
- 東亞電氣通信網の擴充整備 四三

(以上)



支那事變第三年目に當る昭和十四年度の豫算編成方針は、事變目的遂行を目標とし軍需資材の充足に遺憾なきを期すると共に、戦後に於ける國民經濟の維持に努める爲對支問題の積極的解決に要する經費を第一義とし、其の他は眞に緊急已むを得ないものに限定された。従つて電務局所管の新規經費も之に則り計上されたので、最少限度の電氣電話設備擴張費の外殆んど見るべき項目はない。

次に歳入に付ては昭和十二年度の收入実績が近年稀に見る好況にあつたとは云へ、支那事變の長期化に伴つて果して昭和十四年度に於ても此の盛況を持続し得るやは疑問となつたので、昭和十三年九月迄の實況と最近三箇年度間の實績とを基とし、自然増収等内輪にしてなるべく實際に近い收入額を見込むこととした。それでも本年度業務勘定豫算額は前年度に對し歳入歳出共次の如く増加したのである。

同	歳出増加額	六、二二五、六三三圓
差	引 歳入超過額	四、九四一、一四一圓
	イ、歳入 豫算	一、二八四、四九二圓

以下其の内容に付て歳入歳出豫算の順に略述することとする。

一 資本勘定

七、〇〇六、四六五圓

本年度の電務局主管の歳入豫算額は左表の通りで、前年度豫算より減収となつたのは電話加入者増設が前年度（成立豫算）は四五、〇〇〇名（實行豫算は二五、〇〇〇名）であつたのに對し、本年度は二五、〇

〇〇名に減少したのに因るのである。

科目別内譯	昭和十四年度		昭和十三年度		對前年度増減(△)額
	金額	増減	金額	増減	
電話設備負擔金	六、四四、四三〇	△	一三、五三、三五〇	△	六、〇四、九〇〇
電話線設備料	三、〇〇、〇八七	△	四、五一、六九三	△	七、一、六〇五
專用電話設備料	一七〇、九三六	△	一三六、七三六	△	四、一九三
合計	七、〇〇、四五三	△	一三、〇八〇、七八〇	△	六、〇七、三三三

二 業務勘定

前年度に比し六、二二五、六三五圓を増加したが、其の内譯は

本年度新規施設の電信電話設備擴張収入 三、九一三、二九三圓

前年度電信電話設備擴張の月割増加に伴ふ増収 一、九六八、七九八圓

自然増収 三四三、五四四圓

であるが、之を更に科目別に區別すれば次の通りである。

科目別内譯	昭和十四年度		昭和十三年度		對前年度増減(△)額
	金額	増減	金額	増減	
切手報収入	三九、三六八、三二一	△	三六、七二、三九九	△	二、五、九六〇
電報料	三、八六三、六四三	△	一九、七九八、四八九	△	二、〇、六四、一五四

科目別内譯	昭和十四年度		昭和十三年度		對前年度増減(△)額
	金額	増減	金額	増減	
内國電報料	二、一九、九八八	△	一九、〇〇〇、四八六	△	二、二、九、五〇三
外國電報料	七三、六五五	△	七九八、〇〇三	△	六、五、三、四八
電信報料	六、六二、四三三	△	六、一五五、八六一	△	四、六、八、七二
電信報料	八〇四、二三五	△	八六、九一九	△	一、三、七、〇六
電信報料	二九、一九六、四三二	△	二六、四四、二二五	△	七、七、二、二〇七
電信報料	一〇、三三八、三五六	△	八、三九四、九八二	△	一、九、九、三六四
電信報料	一八、七三九、三五九	△	一九、九四三、五七七	△	一、二、〇、三、〇一八
電信報料	一三八、八二六	△	八六、五七六	△	四、三、二、四〇〇
電信報料	二、四、三三三、八四九	△	一、七、四一七、四六三	△	二、九、九、一、六七六
電信報料	九、三三九、四六七	△	九、五二一、七四六	△	八、四、七、二七二
電信報料	七、六二二、〇五九	△	七、〇一〇、四八八	△	一、五、九、六、六一
電信報料	一、〇五〇、〇五二	△	六、四七、〇九二	△	四、〇、一、九三九
電信報料	二、四八二、五三七	△	二、一七二、三九四	△	三、三、一、一三三
電信報料	三、七四六、五二六	△	三、九三三、〇六二	△	一、六、六、四三六
電信報料	三、四八、五〇〇	△	五〇八、九九五	△	一、六、〇、四九五
電信報料	七九八、四九八	△	六九五、四八九	△	一、〇、三、〇〇九
電信報料	九、五、三三一	△	九、四九、三三六	△	六、八、九、九
電信報料	三三三、八三八、四九二	△	三三六、六二、八五六	△	六、三、五、六三五
電信報料	五、〇九、〇七四	△	四八、三三、六四四	△	二、八、三、六、四〇〇
電信報料	一、八〇、一七六、七四四	△	一、七六、八七、八三四	△	三、三、九、九、五〇〇
電信報料	一、六〇三、六三三	△	一、五三、四〇八	△	九、〇、三、二二五

因に昭和十四年度通信事業特別會計の歳入豫定額は左表の如くであつて、前年度に比し業務勘定に於て約八百四十八萬圓を増加したが、内電務局關係が約六百二十三萬圓の増加を占めてゐる。又資本勘定に於ては約千二百三萬圓を減少したが内電務局關係の減少が約六百七萬圓である。尙電務局主管の業務収入は本年度通信事業特別會計の五割三分を占めてゐる。

昭和十四年度通信事業特別會計歳入豫定額

勘定別	昭和十四年度	昭和十三年度	對前年度増減(△)額
資本勘定	六七、九五三、一八〇 ^円	七九、九二一、五二一 ^円	△ 一三、〇三九、三七二 ^円
業務勘定	四三九、九四六、三〇〇	四三三、四七〇、四九八	△ 六、四七五、八〇二

ロ、歳出豫算

通信事業特別會計に於ては、歳出の業務別区分が無い爲電氣通信事業全體の歳出豫定額を求めることは困難であり、又電信電話設備擴張費等資本勘定の歳出は大體工務局主管となるので、茲には電務局より提出した昭和十四年度業務勘定歳出新規要求事項に付解説することとする。

昭和十四年度業務勘定歳出新規要求額

事項	年度内施行月數	金額
(1) 前年度施設に伴ふ經費の月割増加	三箇月乃至九箇月分	三、八八六、九二一 ^円
(2) 無線同報通信施設擴充に伴ひ要する經費	九箇月分	一〇一、〇一〇
(3) 支那事變に伴ひ要する經費		六五、九九九

事項	年度内施行月數	金額
(4) 府縣會議員選舉に伴ふ臨時通信取扱に要する經費	九箇月乃至全年分	九八、六九〇
(5) 電信取扱數量増加に伴ふ經費	三箇月分	一、三三四、六九六
(6) 本年度航空無線通信施設に伴ふ維持費	三箇月分	三九、一八一
(7) 海外拂電報料節約施設に伴ふ經費の増減	九箇月分	一八、三三三
(8) 無線監督施設擴充に要する經費	三箇月乃至九箇月分	三八〇、二四〇
(9) 本年度氣象通信施設に伴ふ維持費	六箇月分	一四五、五六九
(10) 本年度電信電話設備擴張及改良に伴ふ維持費	六箇月分	三四、一五三
(11) 前年度電信電話設備擴張及改良工程縮小に伴ふ維持費の減		三、三九一、二六四
(11) A、電信擴張		七六六、一〇五
(11) B、電話擴張		二、五三三、〇五九
(11) A、電信擴張		二、六七七、四九三
(11) B、電話擴張		一〇、九三八
(12) 各種支拂金及交付金の減		二、六〇六、五五四
(12) 各種支拂金及交付金の減		六三三、八三八
(13) 爲替相場の變動に伴ひ要する經費		四、八〇六、四七七
(13) 爲替相場の變動に伴ひ要する經費		一〇、〇〇八、七三三
(1) 支那事變に伴ひ要する經費		七五、八四四
(2) 國際會議參列に要する經費		八、五〇〇
(3) 爲替相場の變動に伴ひ要する經費		五、〇三三、二四七
(3) 爲替相場の變動に伴ひ要する經費		五、一四七、五九二
(3) 爲替相場の變動に伴ひ要する經費		四、九八一、一四二
總計		

今右の中重要なものについて述べれば

一、無線同報通信施設擴充に伴ひ要する經費

一〇一、〇一〇圓

電波の擴散性を利用して内外の報道を東京中央電信局より傳送し國內主要局所にて同時に受信せんとするもので、本年度は前年度に引續き私設の受信所二十八箇所を増置する事になつた。

二、本年度航空無線通信施設に伴ふ維持費

二九、一八一圓

航空事業上に於ける通信機關の重要性は今更云ふまでもないことで、現行計畫は昭和十一年度より總額五、六八六、八七八圓の工事費を以て其の整備に努めつゝあつたのであるが、昭和十四年度に於ては日滿直通航空路開設並に南洋航空路實施等のため更に總額二、三三二、〇〇〇圓を追加し、十四年度以降三箇年繼續施設として一層の整備を圖ることゝなつた。而して十四年度に於ては其の一部として東京、大阪、那覇各無線局の擴張工事が竣工するので其の維持費として右金額を計上したのである。

三、海外拂電報料節約施設に伴ふ經費の増減

△ 一一八、三三三圓
二八〇、二四〇圓

事變の長期化に伴ひ年一千萬圓に達せんとする外國電報料の海外支拂額を減少せしめることは國際貸借改善上重要意義を有するに至つたので、無線經由電報のサービス改善を期すると共に無線經由電報の増加を圖るに必要な種々の施設をなすことゝなつた。

四、無線監督施設擴充に要する經費

一四五、五八九圓

放送並に一般無線の發達に伴ひ、其の監督機構を擴充すると共に電波の監視施設をして無線に依る不法通信の取締を嚴にすることゝし、又事變に伴ふ無線通信士の不足を補ふため、無線通信士の養成を指導し檢定試験回數を増加するに要する右金額を計上したのである。

五、本年度氣象通信施設に伴ふ維持費

三四、一五三圓

氣象通信施設の整備は産業上、經濟上のみならず軍事上の急務なるに鑑み、企畫院氣象協議會の決定に基き遞信省に於て之を一元的に行ふことゝなり昭和十三年度以降三箇年繼續工費三、四一五、〇〇〇圓の成立を見たのであつたが、昭和十四年度に於て昭和十六年度迄の三箇年繼續費として更に二、六八一、〇〇〇圓を追加計上し其の施設の整備擴充を圖ることゝなつたのである。右金額は本年度に工事完成する施設に對する維持費である。

六、本年度電信電話設備擴張及改良に伴ふ維持費

三、一三九、一六四圓

電信電話設備擴張改良及補充費は昭和五年度以降同十六年度に亘る繼續費であつて、内昭和十四年度の年割額は九一、三九二、〇〇〇圓であるが、支那事變の進展に伴ひ事變遂行上必要なもの以外は可成之を差控へる事となつたので、年度割額を五〇、八五〇、〇〇〇圓に改訂して電信は電信線路増設四、九七〇圓、電信事務開始一、三五〇局及對外無線設備擴張等を、又電話は加入者二五、〇〇〇名、市外電話線四、八二八軒を増設し、交換事務開始五〇〇局、通話事務開始五八五局、その他無線電話施設等をなす事となつたので之等に對する維持費として右の金額を計上したのである。

七、前年度電信電話設備擴張及改良工程縮小に伴ふ維持費の減

△ 二、六一七、四九三圓

昭和十三年度電信電話擴張工事は第七十三議會成立豫算六四、五四七、〇〇〇圓を以て施行する豫定であつたが、支那事變の進展に伴ひ物資並に經費節減をなす必要上、工事費を四七、五二四、〇〇〇圓とし其の工程を縮小して時局上緊急已むを得ぬものに限定するの餘儀なきに至つた。従つて之が維持費として計上されてゐた金額に對しては右の通り減額したのである。

尙参考のため昭和十四年度の通信事業特別會計歳出豫算額を示せば次の通りである。

昭和十四年度通信事業特別會計歳出豫算額

業用資 務品本 勘勘勘 定定定	昭和十四年度	昭和十三年度	對前年度増減(△)額
	七、五七、六〇四	九、六二、五九八	△ 一五、〇三、九九四
	五八、九八、三四三	五三、八六、〇九三	△ 五、〇七、二五〇
	四〇五、五三八、〇九八	三六八、八六四、五六〇	△ 一八、三九三、五三八

二、昭和十四年度電信電話擴張改良計畫
既定計畫を改定し戰時體制に順應す

昭和十二年三月第七十帝國議會の協賛を経た昭和十二年度以降五箇年間に亘る電信電話擴張改良計畫は、滿洲事變を契機とする我國力の伸展に即應する尨大な劃期的計畫であつた。然し乍ら支那事變の突發に遭ひ計畫の改定を餘儀なくされ、其の實施第一年度たる昭和十二年度に於ては工程を幾分繰延べたるものもあるも大體に於て既定通りの計畫を實施し得たのであるが、第二年度たる昭和十三年度は事變の進展に伴ひ國防の充實強化を圖る要があり、殊に物資動員計畫の改定により戰爭目的達成の爲に緊急差し措き難い最少限度に既定計畫を改定縮小したのである。更に昭和十四年度に於ても大體前年度と同様の目標即ち、直接軍事國防に關するものを主とし、物資總員計畫の基本方針に關聯する生産力擴充、輸出の振興等に關するもの及銃後國民生活で事變との關係緊急密接なものゝみを施設することゝし、既定計畫の改定を行つたのである。今此の改定計畫を第七十議會の協賛を経た五箇年計畫に依る昭和十四年度分と比較すれば次の通りである。

區 別	既定計畫 (第七十議會協賛)	改定計畫 (第七十四議會協賛)	増減(△)
--------	-------------------	--------------------	-------

電 程	既定計畫 (第七十議會協賛)	改定計畫 (第七十四議會協賛)	増減(△)
電信事務取扱開始	一、六五〇局所	一、三三〇局所	△ 三二〇局所
電信回線増設	一一四回線	三六回線	△ 七八回線
電信機械改良	三座	一八座	△ 一五座
電信機械増設	一六八座	一六座	△ 一五二座
無線電信施設	二局	三局	△ 一局
加入者増設	七五、〇〇〇名	二五、〇〇〇名	△ 五〇、〇〇〇名
市外線増設	九六、三〇〇軒	四五、八八軒	△ 五〇、四二二軒
通話事務開始	一、〇七〇局	五八九局	△ 四八二局
交換事務開始	五〇〇局	五〇〇局	△ 〇局
公衆電話所増設	五〇〇箇	三〇〇箇	△ 二〇〇箇
國際無線電話	一座	一座	△ 〇座
船舶無線電話局施設	一局	二局	△ 一局
固定局無線電話施設	一局	八箇所	△ 七箇所
周波數校正裝置			
二、工事費			
電信擴張改良費	二、三九、〇〇〇	三、四九、七〇〇	△ 一、一〇七、〇〇〇
電話擴張改良費	八五、六三、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	△ 四一、六三〇、〇〇〇
單獨施行補充費	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	△ 〇
計	九一、三九二、〇〇〇	五〇、八五〇、〇〇〇	△ 四〇、五四二、〇〇〇

三、電務局業務課に監理部設置

今次事變勃發後に於ける時局の進展に伴ひ電信電話の國防的使命は愈々其の重大性を加へつゝあるのであるが、就中防空實施上電氣通信の統制ある活躍が其の目的の達成に絶對不可缺の要件を爲す點に鑑み、當省に於ては通信主管廳として昭和十三年一月防空通信規則を制定し、爾來迅速正確な防空通信の疏通に萬遺憾なきを期して來たのである。然し乍ら防空通信は電信電話の兩分野に亘り、其の取扱事務も愈々増嵩し且恒久的性質を有すること等に基き、本事務を統合して處理の圓滑を期する要あること、他面當省通信施設と接觸依存の關係に在る私設竝に官廳用電信電話施設に付ても、公益上必要の際は法令に基いて一般公衆通信又は防空通信に供用せられるるので、人的物的資源調整の見地よりみても之等の私設、官廳用通信施設と當省通信施設との綜合的調整を圖るの要あること等、通信行政及通信統制の立場より各種現行制度に再檢討を加へ現下の情勢に即應せしめることの緊要なるを認め、從來他の諸係に分離して司掌せられて居た之等の事務を統合し、昭和十三年十一月二十八日業務課に監理部の誕生を見たのである。即ち監理部の司掌事務は左の通りである。

- (1) 官廳用及私設電信電話の許否及監督に關する事項。
- (2) 電信及電話に關する公益法人の監督に關する事項。
- (3) 防空通信に關する事項。
- (4) 電信及電話業務運用上必要な官廳防空に關する事項。
- (5) 事變又は災害の場合に於ける電信及電話の取扱竝に其の措置に關する事項。
- (6) 鑛業特設電話に關する事項。

尙本監理部設置の趣旨に鑑み、從來電氣事業用電信電話の監督は電氣行政の一部として司掌せられて來たが、十四年四月一日電氣廳の創設に伴ひ、電氣施設の保安通信用電信電話を除き他は總て通信行政即ち一般

私設電信電話として監理することとなり、之が司掌事務の移管を見たのである。

四、遞信手竝に特務雇員制度の創設—— 雇傭人規程の全面的改正

通信現業の第一線に立ち、常に公衆に接觸し而も其の職務上外勤を主たる本務とする集配手、遞送手、郵便手、通信技工、通信工手等の職務の良否は、直に一般公衆の便否に多大の影響を及ぼすものであつて多年に亘る經驗と特殊の技能を要求せられること一層切實なるものがある。之が爲には全従業員をして後顧の憂なく、永く其の業務に従事するの覺悟を堅持せしめることが最も肝要であつて、一昨年六月多少の臨時増給をしたのも其の一端であるが、更に之等従事員の身分を向上し精神的方面よりも優遇の途を講ずることとし、十四年三月十四日雇員及傭人規程等を全般的に改正し、從來の現業傭人及技工傭人の制度を廢して之等従事員の身分を全面的に雇員に昇格せしめると共に、更に判任官待遇たる遞信手への任用の途を拓く等劃期的改正を行ひ以て斯業運行上遺憾なきを期することとなつたのである。

以下之等の新制度及改正の中、主な點を摘記すれば左の通りである。

- 一、特務雇員規程の公布實施
從來現業傭人中の集配手、遞送手及郵便手の三者を集配員に統合し、又技工傭人の通信技工を機械工員、通信工手を線路工員に夫々改めると共に其の身分を雇員に昇格せしめた。然し之を從來の一般雇員と同等にすることは其の職務の内容及任用等に付て種々難點があるので、特に之等の雇員を一括して特務雇員と總稱することとしたのである。

- 二、遞信手規則の制定
遞信手は今回新しく遞信省、遞信局及通信官署の各官制に依つて定められた通り其の身分は判任官の待

遇である。而して之が任用は年齢二十年以上の者で特務雇員として一年以上在職し、所屬局所長の推薦を経て別に定める選信手試験に合格した者の中より任用するのを原則としてゐるが、例外として特務雇員として十年以上在職し、取締役又は取締役代務、班長、組長等指導取締の職に在る者は選信手試験委員の詮衡を経て特に任用し得る途が拓けてゐる。

三、其他取締役に關する規程を統合整理し、信使を通信員と改め其の身分を雇員に昇格し、又身分保障制度を確立せしめ、勤続年數計算方法の不統一の是正等をなした。

五、選信講習所養成定員の増員——
電信有技者の不足緩和を圖る

事變に伴ふ電報取扱通數の激増に伴ひ電信有技者の需要は著しく増大したが、一面電信有技者中從軍又は應召した者或は滿支方面に於ける電氣通信要員として派遣されたもの、若は時局産業の殷賑に伴ひ此の方面へ轉出する者等増加し電信有技者は極度の拂底を來すに至つた。之が對策として昭和十二年度及十三年度の兩年度に於て選信講習所普通科養成定員を毎年八百名宛増員し、尙昭和十四年度に於ても曩に四百二十五名を増員すると共に更に五百名の第二次増員計畫を樹て極力有技者の不足緩和を圖ることゝした。養成定員の年度別増加狀況を示せば左の通りである。

年 度	在 來 定 員	増 加 定 員	計	増 加 指 數
昭 和 十 一 年 度	一、九七五 <small>名</small>		一、九七五 <small>名</small>	一〇〇
同 十 二 年 度	一、九七五	八〇〇	二、七七五	一四一
同 十 三 年 度	二、七七五	八〇〇	三、五七五	一八一

同 十 四 年 度	三、五七五	九二五 (五〇〇) 二、五二五	四、五〇〇	二二八
-----------	-------	-----------------------	-------	-----

(備 考) 括弧内は第二次計畫の分を示す

六、航空保安通信施設の管理方針の樹立

東亞航空の發達に對して緊急缺くべからざる航空保安施設の擴充計畫に關しては、豫て關係各局間に於て協議を重ね昭和十五年歳出豫算にも劃期的豫算の計上を見ることゝなつたのであるが、本計畫事項中航空通信の管理に關する事項に付本年三月以降之が方針に關し研究を進め、昭和十四年四月十八日之が基本方針は左の通り決定を見るに至つたのである。

- (1) 航空有線通信施設は通信當局にて施設し航空通信に之を専用すること。
 - (2) 航空無線通信施設(③に屬するものを除く)は通信當局にて施設し航空通信に之を専用すること。
 - (3) 方位測定施設(盲目着陸装置、地上航空無線嚮導施設)は航空當局に於て施設すること、但し之が保守運用を通信當局に委託すること。
 - (4) 航空無線通信の運用は通信當局之に當るも飛行場長の命に服せしめる様適當な機構を考へること。
 - (5) 専用通信に關しては航空當局は通信當局に専用科を支拂ふこと。
- 尙右決定事項中通信當局に於て航空當局より徴收すべき専用通信施設に對する専用料及無線嚮導施設に對する保守運用料は、大體年經費に相當する額として算定し歳入豫算として計上することゝなつた。

七、防空監視哨に警察電話の施設承認

国土防衛上防空の緊要なることが一般に深く認識せられて以来、全國都鄙を通じて幾萬となく設置せられた防空監視哨に對し、監視隊本部との間の情報通信用として官廳用（警察事務用）電話の施設を承認されたき旨豫て内務省方面より再三要望があつたのであるが、當省に於ては事業經營上の理由と法令上防空監視哨が警察官署に非ずといふ理由とに基き總てかゝる要望を拒否し、之に代るものとして當省施設たる加入電話又は市内専用電話の施設を慫慂して來たのであるが、種々調査研究の結果左記の如き経緯並に政策的理由により十四年五月十一日以降防空監視隊本部と防空監視哨間に於ける有線電話施設であつて防空通信の専用に供するものに限り警察事務用電話施設を承認することとし、時局に即應して防空監視通信網の整備擴充に協力支援することとなつた次第である。

- (1) 近時物資需給統制に因り當省電話擴張意の如くならざると共に、防空監視哨の如く概ね僻陬に在り且施設は必ずしも當省施設と同程度の規格を要しないものに對し、加入電話又は市内専用電話の施設を強要することは國家的見地よりして不經濟施設なこと。
- (2) 防空監視哨は主として地方費を以て設置せられるものであるから、更に相當高額の電話料金を負擔せしめることは地方財政の現状に徴し困難なため監視通信網の整備を阻害すること。
- (3) 防空に關する事務は法令上必ずしも警察事務とは認め難いが、現に國民防空は内務省の主管に屬し各府縣警察部も亦防空事務を司掌し、尙去る四月一日實施せられた警防團令に依れば、同團は警察署長の指揮監督の下に置かれると共に防空監視哨には警防團員が配置せられることになつたこと。
- (4) 防空監視哨に對し専ら防空通信の用に供する警察電話の施設を承認しても、公衆通信政府專掌權を侵

害するものでないこと。

八、集配普通三等局の電報及速達郵便物配達方法の統合改善

集配普通三等局に於ける電報と速達郵便物の配達は略々其の配達區域が等しいのみならず、その配達方法も相似て居るので、兩者を統合して單一の成年集配手定員を配置する建前に改め昭和十三年十一月より之を實施したのである。

斯くて従來電報配達通數の僅少な局に配置せられて居た少年集配手制度は當然廢止せられると共に、速達郵便物の配達に對する渡切經費支給制度も同時に廢止せられ、曩に昭和十二年十月實施を見た三等局制度改善の一要目たる人件費直轄經理の一貫性を實現することになつたのである。

九、電報至急料及照校料金の改定

内國電報料金の基本料金は大正九年に改定されたのであるが、特殊取扱料については明治三十三年以來改定を見ずに來たところ、昭和十四年一月一日より外國電報と同様至急料を電報料の二倍から電報料と同額に低減し、又照校料を電報料の四分の一から二分の一に値上されたのである。即ち外國電報料金については特殊取扱料中照校料は大正十四年バりに開催された萬國電信會議において電報料の二分の一に改定十五年十一月より實施せられ、又至急料は昭和七年マドリッドに開催された萬國電信會議において電報料の二倍を電報料と同額に改定八年四月より實施せられたのに拘らず、内國電報料金については依然改定されなかつたが、偶々支那事變勃發に伴ひ東亞における通信の劃一を強調せられるに至つたので、日滿、日華電報制度と内國電

報制度を同一ならしめる要ある一面、電報利用者負擔の公正を期することゝしたのである。

一〇、歐文電報の書法、語數計算方等の改正

昭和十三年春カイロに於て開催された國際電氣通信會議の議定に基き、昭和十四年一月一日より附屬電信規則改正施行せられることゝなつたのにつれ、内國電報についても歐文電報の書法、語數計算方等に關し之れと歩調を一致せしめ、又一面從來における電報の利用竝に取扱の實績等に徴して公衆の利便を増進するため電報規則及同取扱規程中改正し、昭和十四年一月一日より實施された。改正の要點は左記の通りである。

- (1) 普通辭と看做すものとして製造標、商品名及機械用術語を加へると共に、電報新書による數字の集合は之れを普通辭と看做されなかつたこと。
- (2) 歐文電報に用ひる終點及讀點の使用に制限を加へられたこと。
- (3) 歐文電報の語數計算方に關し改正を加へられたこと。
- (4) 電報の名宛は中國電報新編による數字を以て記載し得ることゝなつたこと。
- (5) 通信上に用ひる記號を改められたこと。
- (6) 局報の字語數は總て記載することゝなつたこと。

一一、電報窓口機關の擴充

電報利用者の利便向上の目的を以て、電報賴信の簡易化に付ては曩に電話機設置場所居住者よりの電話に依る賴信制度を設け、又前年度以降電信電話事務併始主義を採用する等大いに其の實績を擧げて來たのであ

るが、昭和十四年度に於ては三等局に於ける既設電話利用に依る電信事務開始及停車場電信取扱所の大量増置が行はれたのである。

一、東京市内普通三等局其他六級局以上普通三等局に電信事務開始

既設電話設備利用に依る普通三等局の電信事務開始に付ては、既達豫算で支辨し得るものに限り遞信局長の專決施行範圍に委ね、昭和十年度以降銳意之が實施に努めて來た結果、昭和十年度乃至昭和十二年度に於て電話加入區域内三等局約一、九〇〇局に對し電信事務の開始を見るに至つたが、東京都市、大阪、廣島及熊本遞信局管内に於ては既達豫算に餘裕乏しかつた等の爲、既に電話通話事務の取扱を實施してゐる六級局以上の加入區域内三等局の一部に對し未だ電信の取扱を開始することが出來ず、未開始局六四六局（東京都三〇六、大阪一四一、廣島五九、熊本一四〇）を算する狀況であつたが、之等各局は地況、通信力等に徴し取急ぎ電信事務開始の要あつたのみならず、一面七級局以下の加入區域内三等局に對しては昭和十三年度以降電信電話併始主義により電信事務開始の促進を見つゝあつて、之との權衡よりして此の儘放置遷延するのを許さなかつたので、昭和十四年四月一日以降八月一日迄に全部之を實施し、茲に六級局以上三等局全部に對する電信事務開始を完了した。

二、停車場電信取扱所の増置

鐵道停車場に對し公衆電信機關の要望熾烈なるものがあるのに鑑み、國有鐵道停車場中公衆電信機關未設置の二、二五〇餘驛の全部に對し、昭和十二年度以降五箇年間に毎年四五〇驛宛公衆電信取扱所を設置するの方針は昭和十二年改定の電信擴張改良五ヶ年計畫に取入れた處であつて、爾來之が具體的實施計畫に付屢々鐵道省と協議中のところ第一次實施驛として三六三驛の選定を了したので、昭和十三年十二月一日より高知外八八驛に、又残りの二八四驛に對しては昭和十四年二月一日より夫々公衆電信の取扱を開始し、電信取扱所普及策の第一歩を踏み出したが、尙引續き第二次實施驛の選定に着手し近く實施の豫定である。

一一、陸軍軍用電報取扱規約の全面的改正

陸軍軍用電報取扱規約は昭和二年の改正にかゝる處、今次事變下における重要軍用通信取扱の實績に鑑み、之が取扱上遺憾なきを期するため全般的に改正を加へ、昭和十四年七月二十一日より實施された。改正要點は次の通りである。

- (1) 軍用電報の種類を軍機電報、至急軍用官報、通常軍用官報、至急所報、通常所報の五種に分ち各々その略號並に指定を改められたこと。
- (2) 軍用官報の發信資格は、從來公衆通信網内發著の至急軍用官報及通常軍用官報に限り公衆電報に關する一般規定に依つたが、軍用官報全部に之を及ぼしたること。
- (3) 軍用官報には從來和文及歐文の二種があつたが、歐文は本文全部アラビア數字を以て記載せられたもの即ち數字電報に限ることとなつたこと。
- (4) 軍用電報の送達順位を一般公衆電報に比し略々一順位宛優先することゝせられ、又傳送回線は公衆通信網内に至つては有線に依るを原則とすることゝなつたこと。
- (5) 聯送電報の取扱方を詳細規定したこと。

一三、戰時下電話取引の統制——

電話規則改正並に電話營業者公認制度實施

我國に於ける電話の増設は社會の要望熾烈なるにも拘らず財政事情の制約を受け意の如くならず、殊に今

次事變の發生に因り重要物資を極度に節減するため電話の架設も時局上必要なものに限定されることとなり、其の結果電話需給關係の不均衡は益々甚しく電話市價は昂騰の一途を辿り、爲に電話の本質たる通信目的に供用する價値を遙かに超過した投機的價格を現出し、電話を射利的目的に供するの風潮が一般に瀰漫して思惑取引は頻繁に行はれ、而も此の間隙に乗ずる各種の不正取引を醸成するに至つたのである。斯くの如きは戰時下の低物價政策に背馳するのみならず、電話の公正な普及を紊し延いては事業の健全な發達を阻害する情勢が顯著となつたため、電話事業運營の衝に當る逓信省に於ては之が對策に付研究の結果、次に述べが如き統制方針に依り電話規則の一部改正を加へると共に、電話營業者公認制度を創始して十四年一月十日より之を實施したのである。今其の概要を列記すれば左の如くである。

一、電話取引の統制方針

- (1) 電話事業の公益的觀點に立脚して電話利用形態の正常化を圖ること。
- (2) 低物價政策に順應し電話市價に付適當な統制を爲すこと。
- (3) 電話營業者の不正行爲を排除し電話取引の正常化を圖ること。

二、電話規則の改正

- (1) 電話機設置場所は從來何等の制限がなかつたのであるが、之を原則として加入者の居所、住所又は業務に使用する場所に限定して營利の目的を以てする加入の阻止を企圖したこと。而して所轄逓信局長に於て事業上支障なしと認め特に許可した場合に限り他人方設置を認めたこと。
- (2) 加入讓渡の承認の請求があつた場合、所轄逓信局長に於て公益上支障ありと認めるものは之が承認を拒否することを明確ならしめ、又必要あるときは該讓渡が公益上支障なきやを審査するに必要な書類の提出を要求することゝしたこと。
- (3) 前二項と同趣旨に基き電話機の移轉又は一時撤去は從來工事上支障の場合のみ應じないことになつて

居たが、今回工事の上のみでなく事業上支障ある場合にも擴張して一時撤去は加入者の長期不在、家屋の修築等眞に己むを得ぬ場合の外は之に應じないこととし、以て本制度の悪用を防止したこと。

(4) 右改正規定違反に對する制裁を追加すると共に、従來電話規則違反に對する制裁が通話停止と加入除名の二つであつたのを兩者の中間的處分たる加入取消を設けたこと。

(5) 有償貸電話の禁止は従來規定の不備より其の實が擧らなかつたが、右の改正に依り其の實效を收め得ることとなつたので、其の反面に於て特に逓信局長の許可を受けた者には有償貸電話を認めることとし社會の實狀に適應せしめたこと。

三、電話營業者公認制度

電話取引の統制方策を實際上有効に運用する爲には、單に右電話規則の改正に止まらず電話營業者の取引をして適正な價格及條件に準據せしめるの要があるので、電話營業者の公認制度を實施することとなつたのであるが、其の概要は左の通りである。

- (1) 電話營業者公認制度を實施するのは差向き六大都市及其の近郊地とし、該地域に於ける電話業者中より一定條件に該當する者を逓信省に於て公認し、之等をして強制的に組合を結成せしめること。
 - (2) 組合は組合員たる公認營業者の電話營業方法等に於ての規約を定め逓信省の承認を受けること。
 - (3) 公認電話營業者は逓信省の監督に服すると共に組合の自治的統制に服するものとし、組合所定の營業方法に違反する電話の取引をしたときは公認の取消、組合除名、又は保證金沒收等の制裁を課せられること。
 - (4) 公認電話營業者が組合所定の營業方法に依つてなす電話取引は電話事業上の支障なきものと認め、電話官署は加入讓渡の承認又は電話機設置場所變更等の請求に應ずること。
- 斯くして公認營業者以外のものゝ爲す取引に於ては、讓渡事由を詳細に調査して所謂闇取引を防止し、貸

電話も電話機他人方設置を必要不可欠の場合に限定し、又電話を擔保とする金融も銀行、信用組合、庶民金庫、無盡會社等の公的金融機關にのみ認めることとなり、電話市價の抑制及不正取引排除に相當の實績を擧げたのであるが、電話需給の不均衡は愈々甚だしく今尙闇取引を根絶するに至らず、従つて更に之が統制を強化すると共に統制地域を更に擴張するの要がある。

一四、昭和十四年度電話加入申込の制限

昭和十三年度に於ける電話架設豫定数は四萬五千名であつたが、六月に入り物資動員計畫の改定に因り特別受理の制度を設け、軍事上又は國家總動員上必要なるもの二萬五千名を開通するに止つたのである。

昭和十四年度に於ても物資の使用制限が益々強化されるに至つたので、前年度と同趣旨の加入者増設方針を踏襲するの建前を採り、架設資格者の制限に於ては事變の進展に伴ふ諸情勢に對應せしめる爲十三年度より其の受理範圍を一部變更し、昭和十四年三月十八日逓信省令第十一號を以て「昭和十四年度電話加入申込制限ニ關スル件」を公布し、四月一日より之を施行し二萬五千名を増設することとなつたのである。その省令の概要は左の通りである。

- (1) 昭和十四年度の電話加入申込は時局上必要な事業の用に供するものに限り受理すること。
- (2) 右の加入申込が受理豫定数を超過するときは所轄逓信局長に於て特に緊急な事業の用に供する爲必要と認められたものを無抽籤で優先的に受理し、他は抽籤に依り受理を決定すること。
- (3) 前二項に依り受理され開通した電話及其の加入者が従來から有した電話の加入は、原則として其の讓渡を禁止すること。

一五、神戸港私設岸壁電話の買収

岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間を連絡する電話施設に關しては、大正十五年四月逓信省令第十三號「岸壁又はハ棧橋ニ繋留スル船舶ト陸上トノ間ノ電話連絡ニ關スル件」を制定公布し、横濱及大阪兩港には右省令に基く逓信省施設を設け廣く一般公衆に利用せしめつゝあるのであるが、神戸港に於ては右の省令制定前大正十三年六月より神戸港の船舶、運輸、倉庫業者等の申請により、増設電話の一變形として實際には岸壁電話施設と同様の私設施設を特に承認して居たので、逓信省施設の岸壁電話制度創設を機として之に統合せんとしたが、私設者との事情其の他の關係に依り解決交渉は容易に進捗しない爲、依然として私設設備を公衆通信の用に供する變態的施設の存在を餘儀されてゐたのである。然るに最近に至り神戸港に於て該私設設備の存しない他の岸壁に逓信省施設を設けることとなつたばかりでなく、同港繋留軍用船舶の利用も相當増加した結果、同一港に形態、利用條件を異にする二種の岸壁電話を設備することは事業上適當でなく、逓信省施設に統合するの必要が愈々痛切となつたので、屢次交渉の結果圓滿な解決を見、之を買収することに決定し昭和十四年九月二十日を以て施設全部の引渡を了し、翌二十一日より逓信省施設の岸壁電話の取扱を開始した。

一六、船舶宛ニュース放送制度の改善

東京中央電信局に於て從來長波又は短波無線電信を以て、毎日數回海上航行中の船舶に對し同盟通信社發信の日々の重要ニュースを放送して居たが、時局に鑑み正確な時局ニュースを本邦全船舶に徹底して外國無

線局の行ふ宣傳放送を排除する爲、之が改善策として關係料金を引下げると共に放送時刻及放送設備等を改善して數種の周波數に依る同時放送を爲すこととし、十四年二月一日より實施されたのである。

一七、私設無線機器及装置の具備すべき細目條件の告示

私設無線電信電話の機器及装置の具備すべき條件の細目は、從來技術處理細則なる通牒を以て定められ一般に之を公示されなかつた爲、私設無線の検査官のみならず検査を受ける施設者側に於ても諸種の不利不便があつたので、今回之が内容を根本的に刷新すると共に私設無線の施設者並に機器製作業者等の利便に資し、併せて當局に於ける検査事務の圓滑を圖る爲逓信省告示を以て之を一般に公示することとし、十四年九月一日より之が實施を見たのである。

一八、日滿支間電氣通信回線の整備と新規諸制度の創始

電氣通信回線の整備、日華通話制度、日華電報制度、日滿、日華間専用寫眞制度、日滿専用電話制度、日滿公衆寫眞電信制度

今次事變を契機として日滿支三國間の政治、軍事、經濟、文化等凡ゆる部門に於ける相互の關係が愈々緊密度を加ふるに伴ひ、之等各般活動の基礎的施設たる互地間電氣通信の利用は日増しに増加の一途を辿つて異常な幅轆を呈しつゝあつたので、之に對應する電氣通信回線整備に鋭意努めて來たが、豫て待望の日滿一ブル竣功して日、滿、北支間の通信幅轆を大に緩和し得、又各種の新規諸制度を創始して社會の要望に應へたのである。

イ、日滿支間電氣通信回線の整備

曩に滿洲事變後の日滿兩國間の特殊關係に基き、彼我間に安固堅牢な通信路を豊富にする爲昭和十一年七月著工、爾來遞信省、朝鮮總督府、滿洲電信電話株式會社の協力に依り其の完成を急ぎつゝあつた福岡奉天間日滿ケーブルも愈々竣功し、昭和十四年九月三十日東京、京城、奉天に於て盛大な落成式が舉行されたのである。

本ケーブルは釜山京城間二十對、京城安東間十四對、安東奉天間二十八對の無裝荷搬送式で、之に依るときは電話一回線分のケーブル心線を以て六回路迄作成し得るのであり、既に本ケーブルの利用に依り十三年二月より大阪奉天間電話連絡が、同年十二月より大阪奉天、福岡ハルビン、福岡奉天、東京奉天間電信連絡が、又十四年六月以降大阪奉天、東京奉天、福岡奉天間電話連絡が續々開設され、又大阪奉天間寫眞電信回線も作成され、更に又奉天北支間の既設線に連絡して東京天津間有線電信回線、大阪天津間有線電話回線が作成されたのであるが、今後更に劃期的電氣通信回線の増設を見る豫定で、支那事變後頗る増加した日滿及内鮮間を始め日北支間通信輻輳を大に緩和するに至つたのである。

次に日支間連絡回線は事變發生以來運營の停止されたものを復舊する外、東京北京、大阪上海間無線電信連絡を増設して彼我間に於ける通信の増加に應じて來たが、更に十四年に入り前記日北支間有線連絡の外、東京張家口及京城天津間無線電信連絡が開始されたのである。

ロ、日滿支間に於ける新規諸制度の創始

今次事變以來日滿支間電信電話の急激な利用増高に鑑み、東亞各地域を通じ其の利用制度を可及的に統合するの必要があつたので日華電話通話規則及日華電報規則の制定を見たのであるが、一方又日滿ケーブルの

竣功に依り電氣通信路が豊富となつたので日滿專用電話、日滿日華間專用寫眞電信、日滿公衆寫眞電信の諸制度が創始されるに至つた。

次に之等諸制度の大意につき順次説明を加へることとする。

(一) 日華通話制度

本制度は國際電話制度の長を採ると共に、國內に於ける市外通話制度を考慮して相當進歩的要素を保有せしめ利用者の利益と取扱の簡便を期したもので、昭和十三年十月二十日東京上海間無線電話連絡の復活を機とし之が制定實施を見たのであるが、更に十四年七月一日より大阪天津間有線電話連絡成るに及び、北支にも本制度に依る通話が實施されたのである。其の概要は左記の通りである。

- (1) 通話の種類は取扱の順位に依り普通通話、至急通話の二種、請求の方法に依り番號通話、指名通話の二種とする。
- (2) 對話者及請求者の電話番號は同一市町村所在電話局所屬内に於て呼出順位を定めて二個迄請求することが出来る。又指名通話に在つては代人をも請求することが出来る。
- (3) 通話料は最初の三分時を最低限とし、三分時以上は一分時毎に三分時料金の三分の一を加算する。
- (4) 指名料は通話料に包含せしめず附加料金とする。
- (5) 日華通話の國內に於ける順位は、其の至急通話が國際通話と同順位で普通通話之に次ぎ國內の至急及夜間至急通話に優先する。

- (6) 通話區域は本邦側は内地主要地、中國側は中支では上海及南京北支では北京及天津である。
- (7) 通話料は均一制で上海に對しては三分時七圓五十錢、南京に對しては九圓北京及天津に對しては八圓四十錢である。尙指名料は上海及南京は二圓五十錢、北京及天津は二圓である。

(二) 日華電報制度

今次事變發生以來北支及蒙疆の各地域に對しては暫定的に日滿電報の例に依り、又中支に於ては從來上海のみであつた外國和文電報を長江沿岸の大都市に擴張し、我國及大陸間に和文電報の取扱を廣範圍に開始して其の實際の必要に應じて來たのであるが、之等の暫定的制度を統合して日滿支間を通じ劃一的な新電報制度を創設する爲關係各地域通信會社と協議整ひ、昭和十三年十二月日華電報規則及日華無線電報規則を制定し昭和十四年一月一日より實施されたのである。斯くて從來外國電報として取扱はれて來た上海其の他の支那各地發著電報は、新制度の創始により日滿支を通じて殆んど内國電報に準ずる制度に歸一されることとなつたのである。

(三) 日滿、日華間専用寫眞電信制度

内地と北京、天津間有線電話連絡が十四年七月一日より開通を見るに至つたが、新聞社又は通信社より本電話線を利用し、携帯用寫眞電送機に依り支那事變關係寫眞ニュースを現地より内地に寫眞電送を爲さんとする要望熾烈なものがあつたので、新聞通信事業の公共性に鑑み、政府は華北電信電話株式會社と協定のの上、新聞社又は通信社に限り特定の條件を以つて、北京又は天津と大阪との間に電話通話の閑散時を利用して寫眞電送に専用することを許可することとし、昭和十四年六月遞信省令第三十號「日華専用寫眞電信ニ關スル件」を公布し同年七月一日より實施したのである。而して之が専用を申請した通信社及諸新聞社に對しては、七月一日何れも許可狀及命令書を下附して之が具體的の利用條件を提示したのである。

又昭和十四年五月以來ノモンハンを中心に滿蒙國境紛争事件が勃發したが、現地寫眞ニュースを内地に急報する爲、日滿有線電話線を利用して日華間の場合と同様日滿間に専用寫眞電信の開設を圖ることとなり、昭和十四年八月三十日附遞信省令第三十七號を以て「日滿専用寫眞電信ニ關スル件」を公布し九月一日より實施することとし、斯くて大陸に展開される諸事件の寫眞ニュースは逸早く内地に齎されるに至つたのである。

(四) 日滿専用電話制度
日滿ケーブルの竣工に伴ひ、本邦内地又は朝鮮と關東州又は滿洲國との間に、電話回線の専用を爲さしめることを目的とする日滿専用電話制度が創設せられ、昭和十四年九月廿九日右實施に必要な省令が公布され同年十月一日より實施されたが、本令に基き同盟通信社及滿洲國通信社に福岡奉天間電話線専用が認許されたのである。而して本制度の概要は左記の通りである。

- (1) 日滿電話線の専用は公益的性質を有する業務を営むものに限り之を認許すること。
- (2) 日滿専用電話は専用者の業務上の電話通話に限り使用せしめるものなること。
- (3) 日滿電話線の専用は長期専用(一箇年以上を通じ毎日三十分以上)で終日専用(専用時間に制限のないもの)に限ること。
- (4) 日滿専用電話の料金は、専用認許の都度滿洲電信電話株式會社と協議の上決定せられることとなるが、大體新聞社或は通信社等の専用に對しては年額として百十通話時の普通通話料の三百六十倍額であること。

(五) 日滿公衆寫眞電信制度

日滿ケーブルの竣工を機會にこの日滿有線電話線を利用して日滿間に公衆寫眞電信業務を開設することとなり、現行日滿電報規則中に寫眞電報取扱に必要な規定を新に挿入して昭和十四年十月一日より實施することとした。其の概要を述べると、寫眞電送區間は大阪奉天間とし東京に發著するものは東京大阪間の既設寫眞電送施設を利用するものである。取扱局は日本側は東京及大阪兩中央電話局とし滿洲側は奉天中央電報局のみであるが、取扱地域は一般日滿電報と同様内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島と關東州及滿洲國一圓とし、前記取扱局の直配達區域外の地域へは無料速達郵便を以て配達をする。料金は内國寫眞電報頼信紙に依る甲號四十三圓、乙號二十五圓、丙號十五圓の三種とし、特殊取扱は差向き之を行はないこととした。

尤も外地宛には特に航空郵便の取扱を認め、又新な企てとして料金受信人拂日滿新聞電報の許可を受けた者に限り日滿寫眞電報の料金受信人拂の取扱をも認められるのである。

一九、國際電氣通信會議に基き國內諸規定を改正

昭和十三年二月より四月にかけて埃及國カイロに於て開催された國際電信電話及無線通信會議は、前回の會議即ち一九三二年西班牙國マドリッドに於て締結された國際電氣通信條約附屬電信規則、電話規則及無線通信規則の全般に亘り大改正を施したのである。而して此の改正規則は締約各國一齊に昭和十四年一月一日より實施することに決定せられ、我國に於ても諸般の準備を進め昭和十三年十二月右條約附屬諸規則改正承認の閣議決定を俟つて之を公布すると共に、其の國內施行細則たる外國電報規則、國際電話規則、外國無線電報規則等の諸規定に大改正を施し、何れも十四年一月一日より實施したのである。

今回の改正に於て外國電報規則、國際電話通話規則、外國無線電報規則及之等の取扱規程は其の殆んど全條項に亘つて改正されたのであるが、これは右會議の結果に因るの外、この機會に日華電報規則の制定に伴ふ條項の改廢及取扱手續の簡捷合理化が行はれた爲である。

右の改正に伴ひ内國電報に付ても、歐文電報の書法、語數計算方等に關し外國電報に歩調を一にする爲に相當の改正が行はれたのである。

尙又右會議に於ては無線通信業務殊に航空無線及無線放送の顯著な發達に伴ひ、混信防遏の爲に周波數の割當等が議決せられた結果、電波の使用及制限に付私設無線電信無線電話規則等に付ても相當の改正が行はれたのである。

二〇、國際電氣通信株式會社法の改正

東亞電氣通信網の擴充整備

東亞新秩序建設の基礎的施設として、日滿支の主要都市を連絡する東亞電氣通信網整備計畫は昭和十四年一月電氣通信委員會の答申をも得たので、其の趣旨に基き我國の通信國策代行機關である國際電氣通信株式會社を擴充して滿支に於ける各電氣通信事業經營機關と緊密なる連絡を保ちつゝ之に當らしむるを最も適當と認め、之が爲に必要な改正を國際電氣通信株式會社法に加へることとし、其の改正案を第七十四回帝國議會に提出し、其の協賛を経て昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て之が公布を見たのである。

今會社法改正の要點を摘記すれば左の如くである。

- (1) 事業目的を擴張して日滿支三國の主要都市を連繫する通信ケーブルの整備を法律上可能ならしめたこと。
- (2) 事業の圓滑なる遂行を確保する爲會社に對する保護助成を厚くしたること。即ち政府は通信事業特別會計より會社資本の半額迄を出資し得ること、政府の元利支拂の保證の下に社債を拂込株金額の三倍迄發行し得ること、民間株が六分に達する迄政府株を後配すること、現在株に對し十年間政府株に充當する配當金を以て年七分に達する迄補給すること、十年間所得税、營業收益税及地方税を免除すること、建設保守上電信線電話線建設條例に準ずる特權を附與すること等に付新に規定が設けられたこと。
- (3) 會社の國策的公共的使命が一段と加重されたのに鑑み、株主の資格制限を一層嚴ならしめると共に會社の監督を強化することとし、新に監理官の設置、借入金及事業計畫の設定變更の認可、會社技術者の選任に付規定を設け、會社の決議又は役員の行爲を取消し及役員解任の範圍を擴大し、又役員に對する

處罰を重加したと。而して同會社に於ては政府の意のある處を十分諒とし、新規事業經營に對する諸般の準備を進め、政府に於ても其の準備を略々完了して同改正法律も近日施行される豫定であり、之が爲に要する諸經費は通信事業特別會計歳出豫算に計上されることとなつたのである。

3. 電務日誌

一、共通事項

(電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ)

日附 昭和十三年十月
二一 △選信局分課規定を改正し東京都市及大阪兩選信局に無線課を設置す

二八 十一月

二九 △電務局業務課に監理部を設置す
△防空通信の萬全を期する爲各種の既存通信施設に基き綜合的、合理的に防空通信網の計畫を樹立し之が整備と圓滑なる運用を圖る目的を以て内務省主催にて關係各省の協議會開催せらる

昭和十四年三月

三 △本日より二日間各選信局規畫課長會議を本省に開催し左記事項を附議す

一、時局下に於ける通信事業の運営に關する件
ロ、制度改正後に於ける三等局の運営に關する件
ハ、昭和十四年度電話加入者増設數の割當に關する件

二四

△選信官署雇員規程、選信官署特務雇員規程、選信官署備人規程等を制定す
△特務雇員に對し昇進の途を講ずる爲選信手(判任

待遇)制度を制定す

四月

一 △電氣廳分課規程制定と共に電氣事業用電信電話(保安通信用電話を除く)の監督に關する事項は電務局業務課に於て掌理することに改正す
△昭和十四年度選信講習所養成定員左の通り決定す

イ、普通科 四、〇〇〇人(前年度に比し四五人増)
ロ、高等科 第一部 三六〇人(前年度に比し六人増)
第二部 八〇人(同) 三〇人増

五月

八 △大臣官房企畫課新設に伴ふ選信省分課規程改正に依り電務局業務課掌理事務に防空通信(無線電信及無線電話を除く)又無線課掌理事務に防空通信(無線電信及無線電話に限る)に關する事項を加ふ

七月

二七 △選信局分課規程改正せられ電氣課に於ては電氣施設の保安通信用電話のみの監督に關する事項を司掌することに改められ其他電氣事業用電信電話の監督は監督課に於て司掌することとなりたるを以て分課規程改正の趣旨等各選信局宛通牒す

八月

一八 △防空通信施設の整備と圓滑なる運用を圖る爲豫て

陸海軍、内務、鐵道及當省の五省間に協議中の處
成案を得たるに付五省間申合事項として確定す

二、電 信

日附

昭和十三年十月

- 一 △氣象通知電報取扱規程中改正す
地方氣象觀測所中國に移管せられたるものあるに伴ふ氣象官署名の改正に因るものとす
- 一三 △私設電信規則に依る料金納付額及其の納付手續中に印刷電信機の維持料は實費を徴收することを加へ、又正午通報料にして一、二等局に納付するものは通貨納付のこととし關係省令等中一部改正す
- 二 △左記郵便局に電信課を設置す
淀橋、川崎、千葉、四日市、福山、釧路
十一月
- 一 △大阪福岡間第二裝置搬送電信路竣工し名古屋長崎線外九回線を切替收容す
- 一 △中仙道經由東京名古屋間第二ケーブル竣成、關係回線の新增設並に裸回線のケーブル收容替等を本日より逐次實施す
- 一六 △集配普通三等局に於ける電報集配及速達郵便配達は之を統合し、兩者の配達通數合計一箇月百通以上の局に對しては兩者に共通の成年集配手を配置し、又百通未滿の局に對しては當該局長に配達費として渡切費交付のことに改正す

尙本件實施に伴ひ少年集配手制度は廢止す

十二月

- 一 △左記七九驛に電信取扱所を設置す
大阪通信局管内 高知縣高知驛外六驛
廣島 同 山口縣宇部驛外三一驛
札幌 同 膽振國東室蘭驛外三九驛

昭和十四年一月

- 一 △電報に關する特殊取扱料の改定並にカイロ會議に伴ふ電信規則改正に關聯し電報規則及電報取扱規程中改正實施す
- 一五 △電報書類處理の簡捷化及式紙類の節約を圖る爲電報處理規程中改正實施。尙右に伴ひ寫眞電報取扱手續中改正實施方關係通信局へ通牒す
- 一九 △大阪中央郵便局飛行場分室(兵庫縣)に電信事務を開始す
- 一九 △内國電報、日滿電報又は日華電報の返信料前納證書は相互流用し得ることとす
二月
- 一 △國有鐵道二四八驛に電信取扱所設置
- 一六 △氣象電報式中氣象區の改正並に宮古島外五箇所の氣象觀測所に於て地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報を公示のこととなりたるに伴ひ氣象通知電報取扱規程中改正す
- 一六 △東京名古屋間搬送電信路竣工し同區間經過の主要電信回線十回線を切替收容のこととす
三月

- 一四 △集配手服務規則の廢止に伴ひ電報配達の作業規程たる「電報配達心得」を制定し各通信局へ通牒す
- 一六 △臨時專用寫眞電信處理の簡易化及迅速を圖る爲之が許否を選信局長限り專決處理のことに改む
- 三一 △大阪金澤間、大阪岡山間搬送電信路竣工し同區間經過の主要電信回線十回線を夫々切替收容のこととす
四月
- 一 △内地と南洋群島相互間に發着する航空郵便物の航空料の改正に伴ひ寫眞電報の航空取扱も之に一致せしむることとし寫眞電報規則中改正實施す
- 六 △本日より三日間函館に於ける北洋漁業通信打合せに關係官出席す
- 二二 △東京新京間慣熟飛行の中止に伴ひ之に關聯の航空氣象局報の取扱を中止す
- 二六 △電氣事業に關する電報は當分の間電氣施設の保安通信用電話の監督に關し電氣廳と通信局との間に往復する緊急已むを得ざるものに限り局報として扱ふこととし各通信局へ通牒す
五月
- 八 △官廳用及私設電信電話並に鑛業特設電話施設狀況の綜合觀察を容易ならしむる爲從來の通牒類を廢止し報告様式を改正統一し毎年度末現在を以て報告せしむることとす
- 一六 △東京横濱三番線に歐文印刷手送單信機(テレツクス機)を裝置す

三、電 話

六月

- 一〇 △兵庫、博多兩郵便局(二等)を一等郵便局に改定と共に電信課を設置す
- 一六 △樺太宛別使配達の取扱を開始す
七月
- 一 △朝鮮總督府氣象臺官制及臺灣總督府氣象臺官制制定せられたるに伴ひ電報取扱規程中改正す
- 二二 △電信事業増進に伴ふ一般吏員定員を増員す
八月
- 二五 △陸軍軍用電報取扱規約を改正す

昭和十三年十月

- 一 △和歌山及函館兩局の電話局種別を改定し度數料金制を實施す
- 一 △集配普通三等局に電話事務員職制實施、尙相當定員を増加す
十一月
- 一 △電話統制方策の趣旨並に運用方針を周知する爲電話規則改正の要點及電話營業者公認制度の概要等
十二月

日附

を一般に發表す

一五

△電話統制方策實施に關する逓信省令第八十二號改正電話規則其の他關係規定類を公布す

二七

△本年度電話事業擴張に伴ふ特定三等局以上の現業局要員左の通り増員す

通信書記 三一名 通信事務員 一五〇名
通信技手 九名 電話主事補 二三八名
通信書記補 九五名 電話事務員 九五〇名
計 一、四七三名

昭和十四年一月

△東京中央電話局及臺北郵便局間無線電話連絡に依り内地臺灣間無線電話回路を増設し通話事務を開始す

△電話統制方策實施の目的を以て客年十二月十五日公布の逓信省令第八十二號改正電話規則を實施す

二二

△昭和十三年電話事業擴張に伴ふ普通三等局以下の現業要員左の通り増員す

集配局 通信事務員 一〇〇名
電話事務員 三五〇名
通信事務員 二一〇名
無集配局 計 六六〇名

三月

△札幌電話局(一等)を設置、庶務及交換の二課を置く

一八

△逓信省令第十一號を以て「昭和十四年度電話加入

二五

申込ノ制限ニ關スル件」を公布す
△京都宇治間に準即時市外通話法を實施す
△昭和十四年度電話加入者増設數二萬五千個の割當數を各逓信局へ通牒す

二九

△昭和十三年度加入者増設に伴ふ六八局の電話局種別を改定す

一

△昭和十四年度電話加入區域擴張を減收見込豫算三萬二千圓を以て全国的に實施す

一五

△昭和十四年度電話通話事務開始局は左の通り決定各逓信局へ通牒す、尙加入區域外通信事務開始局の十二局は電燈、電力會社所屬の配電線を利用せるものとす

電話通話事務開始(加入區域外 四〇三局
加入區域内 一八五局)

電話交換事務開始 五〇五局

一六

△東京對溝ノ口及中原間に各準即時市外通話法を實施す

一一

△防空監視隊本部と防空監視哨間に防空通信専用の爲施設する電話は警察事務用電話の申請手續に依り承認する旨内務省及逓信局長宛通牒す

一〇

△和歌山電話局(一等)を設置し庶務、交換の二課を置く

一五

△東京奉天、福岡奉天各搬送電話線を新設實施す

尙右實施に伴ひ日滿間の通話區域擴張及中繼順路設定の簡易統一を圖る

一六

△京都中央電話局局舎狹隘の爲分室を設置し料金事務の全部を移轉す

二〇

△神戸港岸壁に施設の株式會社新港相互館施設岸壁電話の買收成立し逓信省施設として經營す

二三

△甲種増設及交換機に依る接續電話の本電話機にして現實に使用し居らざるものは之を加ふる者宅より撤去し活用を圖ることとし此の旨通牒す

四、無線電信、無線電話

昭和十三年十月

△無線通信士資格檢定規則を改正す

第三級及電話級無線通信士の從事し得る私設無線電話の電力五十ワットを百ワットに改正せるものとす

△東京都市及大阪兩逓信局に無線課を新設す

十一月

△名瀬郵便局に無線電話を施設し對鹿兒島間無線電話連絡に依り奄美大島本土間に通話事務を開始す

十二月

△青森及札幌無線電信局(何れも航空無線電信局)を設置航空及固定業務の外電信及電話事務をも併せ取扱ふこととす

一五

△宮古島郵便局に無線電話を施設し宮古島那覇間に無線電話に依る通話事務を開始す

昭和十四年一月

△カイロ會議に於ける國際無線通信規則等の改正に伴ひ私設無線電信無線電話規則、無線通信士資格檢定規則、無線電報規則及無線電報取扱規程等國內無線關係規定を改正實施す

二〇

△仙臺航空無線電信局を設置し航空及固定業務の外電信及電話通話事務を開始す

一

△東京中央電信局に於ける報時及航行警報の放送周波數を變更す

三

△黒龍丸無線電信局に船舶通話事務を開始す

二八

△航行中の本邦全船舶に時局ニュースを徹底して外國無線局の行ふ本邦に不利なる宣傳放送を排除する爲放送設備、放送時刻等を改善すると共に省令を改正して從來の名宛料を廢止す

一五四

△秩父丸無線電信局を鎌倉丸無線電信局と改稱す

三

△南洋廳管内フアイス及クサイに固定無線局設置せる

五

△船員職業能力申告令第二條第三號の規定に依る船員養成施設として社団法人電信協會管理無線電信講習所指定せらる

三

△宮古島郵便局に無線電話を施設し宮古島那覇間に無線電話に依る通話事務を開始す

日附

- 六 四 月
 - △カイロ改正等に伴ひ無線通信士資格検定内規全文を改正す
 - △飛行機そよかぜ號に無線電信取扱所を設置す
 - △電信協會管理無線電信講習所養成強化並に監督指導の爲富省より常駐講師を派遣す
 - △鴨綠丸無線電信局に船舶通話事務を開始す
 - △日滿支に於ける電波統制方針確立の爲並にカイロ會議の結果に基く三省協定改正の爲三省電波統制協議會を開催し根本方針を協議決定す
 - △吉林丸無線電信局及富士丸無線電信局に船舶通話事務を開始す
 - △無線標識として女島及草垣島の兩無線方位信號所を設置す
 - △幌筵無線電信局及村上崎、加熊別灣各無線電信取扱所の事務を開始す
- 二 五 月
 - △秋田縣男鹿半島震災の爲通信杜絶せるを以て船川港在泊中の昭經丸私設無線電信を臨時公衆通信に供用し新潟郵便局との間に無線連絡を設定し災害が關係高等信を疏通す
 - △電信協會管理無線電信講習所へ無線通信士養成補助命令書を交付す
 - △片岡灣無線電信取扱所の事務を開始す
 - △柏原灣無線電信取扱所の事務を開始す
- 一 六 月
 - △羽田航空無線電信局を設置し航空及固定業務並に電信及電話通話事務を開始す

五、放送無線電話

- 一 昭和十三年十月
 - △商店法の實施に伴ひ商店員の慰安、教養に資する爲第二放送に「商店員の時間」の放送を開始す
 - △裡里放送局（五百ワット）放送を開始す
 - △北支の放送事業運営監督指導並に連絡の爲北京に駐在官を新設す
 - △東京都市選信局に放送考官を新設す
 - △成興放送局（二百五十ワット）放送を開始す
- 二 十一月
 - △第一、第二放送の放送時刻表を大改正す
 - △關係官提携してラヂオ普及運動を全國に展開す
- 三 十二月
 - △放送事業の周知開發用聴取施設に對し許可料免除
 - △前橋放送局を廢止す
 - △東京放送會館竣工す
 - △松本放送局（五百ワット）工事竣成、放送を開始す
- 四 昭和十四年一月
 - △對外地短波放送使用周波數一〇六六〇ko 及一四、六〇〇koを一一、七二五ke及一四、六〇〇koに変更使用

- 一 方を許可す
 - 四 月
 - △支那事變關係出征軍人家族の放送聴取施設に對する許可料及聴取料免除を戦歿軍人軍屬の遺族にも適用することに改む
 - 二 四 月
 - △錦縣放送局（MTOY）放送を開始す
 - △廣東放送局（ZGOK）放送を開始す
 - △從來上海日本電信局設備（出力一キロ）に依る中支よりの中繼放送は爾今華中電氣眞茹送信所（出力一〇キロ）經由に変更す
 - 五 月
 - △蘇州放送局（ZOTH）放送を開始す
 - △東京放送會館演奏所設備使用開始し愛宕山演奏所設備を廢止す
 - △東京百五十キロワット放送設備は昭和十二年十二月二十八日以來假使用中の處検査合格、正式使用を開始す
 - 六 月
 - △毎日曜日文部省推薦圖書の紹介放送を實施す
 - △中支杭州放送局（ZOLF）開局
 - 七 月
 - △第一放送、第二放送の名稱を全國放送、都市放送と改稱し放送番組體系を整備す尙産業ニュースを平日毎日放送に改め又前戦各地の氣温放送を實施す
 - △毎週火、金曜日午後四時三十分より二十分間「官

- 一 公署の時間」を新設國民精神總動員關係事項の放送を實施す
 - △放送開始直前及終了直後シグナル音楽を送出する場合は呼出符號及名稱の放送を省略し得ることに改む
 - △海外放送を左の通り擴充實施す
 - 歐羅巴向 午前四、〇〇—午前六、〇〇（従前に比し三分延伸）
 - 南米向 午前六、三〇—午前七、三〇
 - 北米東部向 午前一〇、〇〇—午前一一、〇〇（従前に比し三分延伸し午後九、〇〇の分中止す）
 - 北米西部、布哇向 午後三、〇〇—午後三、三〇（同三分延伸）
 - 支那南洋向 午後九、〇〇—午後一一、三〇（同一時間延伸）
- 七 八 月
 - △戦時事變時に於ける公益事項の命令放送を規定し並に良質廉價の標準受信機として放送局型受信機を認定且つ之に對しては支那事變物品税免除の特典を受けしむる趣旨を以て放送用私設無線電話規則中改正す
 - △日本放送協會に於てテレビジョンの本格的實驗放送を行ふ
- 九 月
 - △都市放送に午前六時二十分より一時間「ニュース、時報、氣象通報、講演、講座」放送を新設す

日附
二五

△電力節約運動に協力するため九月一日より實施の都市放送新設時刻中午前七、〇—七、二〇の「朝の修養」(全國都市同時送出)を本日以降當分休止せしめ、正午の都下放送「音楽、ニュース等」も全國放送の番組に依り適宜休止せしむることとす

六、日滿間電氣通信

昭和十三年十月

△滿洲國の官廳より發する電報は官報として取扱ふこととし本邦内に在る滿洲國の官廳は電報規則第二條第一號の所謂官廳に準じ官報を發信し得ることとす

十二月

△日滿ケーブルを利用して作成の一部裸線使用に依る福岡奉天間搬送電路竣工に伴ひ日滿間電信回線の通り新増設變更實施す

イ、大阪奉天線を新設し右搬送に收容
ロ、臨時下關奉天線、臨時大阪新京線を正式回線とす

ハ、東京大連線及臨時東京新京線を正式回線として右搬送に切替收容

△日滿ケーブルを利用して作成の福岡奉天間第一裝置搬送電路竣工に伴ひ内鮮滿間電信回線左の通り構成替

イ、東京大連線、大阪奉天線中の一回線及東京新京線を本搬送に切替
ロ、臨時福岡奉天線臨時福岡哈爾濱線作成
ハ、臨時東京奉天線中の一回線を本搬送に切替大阪京城線中の一回線復舊
ニ、臨時東京奉天線増設
ホ、臨時下關京城線作成

昭和十四年一月

△大陸に於ける新事態に即應して日滿電報規則、同取扱規程、日滿無線電報規則、同取扱規程中改正實施す

六月

△日滿間に於ける電話通話取扱の爲東京中央電話局と奉天中央電話局との間及福岡中央電話局と奉天中央電話局との間に直通有線連絡を開始す通話取扱時間及料金等は従來の日滿通話同様とす

七月

△奉天局の中繼に依り朝鮮と北支間の電話通話の取扱を開始す

八月

△從來滿洲電々會社海岸局經由本邦指定陸上病院と帝國政府船舶局との間に發着するものに限られ居りたる日滿醫療無線電報の取扱範圍を擴張し滿洲に於ける指定陸上病院又は滿洲電々會社船舶局(滿洲國籍船舶を除く)との間に發着するものを取扱ふこととなる

二〇

△東京中央電信局經由北支發着聯送電報取扱開始す

一

△十月二十日日華通話實施に伴ひ從來の電話通話時數及料金統計の報告様式を改正す

二

△我軍の漢口占領に伴ひ本邦上海間連絡經由にて本邦漢口間發着電報の取扱を開始す

二五

△廣東と中南支各地域間發着電報の本邦中繼の取扱を開始す

二

△北支宛電報の北支側取扱地域を河北省新郷及開封に擴張し和歐文電報の取扱を開始す

八

△我軍の廣東占據に伴ひ本日より臺灣經由にて本邦と廣東間發着電報の取扱を開始す

二〇

△十二年八月以來不通中の東京上海間無線電話連絡は本日より復舊し本邦と中華民國との間に發着する國際通話の取扱を開始、右業務は従前國際通話規則に依りたる處之を改めて日華電話規則に依らしむ

昭和十三年十月

七、日支間電氣通信

九月

△省令第三七號を以て日滿專用寫眞電信に關する件公布實施す

一六

△日華電信爲營業務の開始に伴ふ本邦北支間關係電報の取扱を開始す

昭和十四年一月

△大陸に於ける新事態に即應して日華電報規則、同取扱規程、日華無線電報規則、同取扱規程及中華民國に發着する外國電報取扱の特例及日華電報特定期間、取扱制限を制定本日より實施す

△上海電信局及芝罘電信局の電報取扱事項等達示

△日滿及日華電報に對し附加料金を課する地名及其の料金を告示す

△客年十一月十三日以來不通の大阪天津間無線電信連絡は本日より華北電信電話株式會社天津局との間に再開、右に伴ふ電報取扱範圍變更に關し日華電報取扱規程中改正す

△上海日本電信局發信電報に對し料金の後納取扱を承認す

△上海發着外國無線電報の特例事項に付各遞信局長宛通牒す

△上海國際電臺と廣東との間に無線電信連絡再開す

△華北會社天津電報電話總局に於て各國船舶との間に海岸局業務を開始す

△廈門通信所に於て各國船舶との間に海岸局業務を開始す

一日附

△東亞の新事態に伴ふ本邦の對大陸通信網の整備擴充を目的とする國際電氣通信株式會社法中改正法律案は第七十四議會の協賛を得て本日法律第八十三號を以て公布せらる

六月
△京城郵便局と天津電報電話總局との間に直通無線電信連絡を開始し朝鮮北支間の電報を取扱ふこととす

三〇
△本邦と北京及天津間日華通話の取扱開始を記念する爲當方は東京及大阪に於て先方は北京及天津に於て日華電話開通式を舉行し選信大臣と王行政院長其の他日華官民代表者間に祝賀通話を行ふ
△北京及大阪間に午後零時より午後一時三十分迄日華専用寫眞電信開通記念電送を行ふ

七月

一
△東京中央電信局と張家口郵電局との間に直通無線電信連絡を開始し本邦蒙疆間電報を取扱ふこととす、尙右に伴ひ電報取扱範圍變更等に關し日華電報取扱規程中改正す
△省令第三〇號を以て「日華専用寫眞電信に關する件」を公布實施す
△日華専用寫眞電信許可手續（内規）を制定實施す
△大阪中央電信局と天津電報電話總局間に搬送電話線による連絡成り本日より待望の日華有線電話に依る通話を開始す通話區域は内地側東京外二六七局華北側天津及北京とす

△奉天局の中繼に依り朝鮮と北支間の電話通話取扱を開始す
八月
△廣東香港間に無線電信連絡開設せられ廣東香港間發着電報の取扱を開始す
△廣東省汕頭に電報局設置せられ臺灣經由に依り和歐文電報の取扱を開始す
△天津地方水害に伴ひ電報受付範圍を官報、至急電報等の高等信に制限遅延承知のものに限り取扱ふこととす

九月

二
△返信料前納の日華無線電報に對しては前納金額の如何を問はず指定略號の次に金額を符記せしむることとす
△事務簡捷の爲日華電報料金還付の方法を改む

八、國際電氣通信

昭和十三年十月

一
△本日より東京桑港プレスワイアレス局間に直通無線電信連絡開設せられ専ら日米間に發着する新聞電報の取扱を開始す
七
△東京羅馬間に直通無線電話連絡開設、本邦伊太利間發着國際通話の取扱開始、尙之に伴ひ本邦伊太利間の通話料金を低減す
十一月

二日

二
△上海發着外國無線電報の特例事項に付各選信局長宛通牒す
△上海國際電臺と廣東との間に無線電信連絡再開せらる

二月

二〇
△希臘國宛國際電話通話料金を低減す
一
△カイロ改正國際電氣通信條約附屬電信規則及電話規則無線電信規則等實施、之に伴ひ國內施行規定たる外國電報規則、同取扱規程外國無線電報規則、同取扱規程、國際通話規則等中改正實施す

昭和十四年一月

二九
△本邦比島間國際通話料金を低減す
二三
△佛印、シヤム、アルデンチン、智利、英國、獨逸伊太利等の間に新年祝賀國際通話取扱を開始す
二〇
△義にカイロ會議に於て改正の國際電氣通信、條約附屬電信規則及無線電信規則閣議にて承認す
二四
△獨逸の塊地利併合に伴ひ國際通話の取扱方に於ても塊を獨逸の一部として處理のこととなり同時に國際通話料金を若干改定す

十二月

七
△ブラツセルに歐洲放送聯合會議開催、歐洲の放送用周波數割當に關し審議、本邦よりも出席す
二四
△漢口と諸外國發着電報の本邦中繼取扱を開始す
五
△倫敦に於て國際電話諮問委員會小委員會開催有線電話技術及運用に關する審議行はれ本部より委員出席す

二八

△ハンガリー國宛國際電話通話料金を低減す

三月

二一
△華北電信電話株式會社天津電報電話總局に於て各國船舶との間に海岸局業務を開始す

四月

一
△外國電報規則中改正外國電報料金を適用する金フランの邦貨相當額算出方法を變更す、本改正に依り本邦外國電報利用者の負擔減は一箇年七十萬圓に達す
△プエノスアイレス萬國郵便會議參列の本邦委員と外務省、選信省及拓務省との間並に此等の委員と其の家族との間に發着する電報は會議期間中無料にて取扱ふこととす

二五

△四月十日迄復活祭祝賀外國電報を取扱ふ

三

△國際電氣通信株式會社に對し對外無線電話設備十三方面擴張同設備の一部大阪移轉、對外無線寫眞電話設備三方面擴張、送受信所設備の整備等に關し新命令書を交付す

二〇

△カイロ會議に於て新制度として採用せられたる海上無線書信電報の取扱に關し外國主管廳に於て定むる隨意規定事項に關し告示す

五月

四
△國際電氣通信株式會社に對し同社の連絡回線擴張に伴ふ東京中央電信局に設置の東京小山間連絡用音聲周波多重電信裝置二組並に大阪中央電信局に裝置の大阪依佐美間連絡用音聲周波多重電信裝置

日附
一七
一八

一組の維持を受託し之が維持料を通牒す
△東京中央電話局小山送電所に同局分室を設置す
△局名録未掲載船舶宛外國無線電報の著信局名には成るべく呼出符號を附記することとし之が爲外國無線電報取扱規程中改正す
△日本郵船鐵倉丸とフィリッピン群島との間に無線電話に依る國際通信の取扱を開始す

七月

一 △九月三十日迄適用すべき金フラン換算率を一般外國電報に對する分及前納返信料に對する分を通じ据置くこととす

一五 △東京中央電話局とサンチャゴ電話局間の無線電話連絡に依り本邦とコロンビア國及秘露國との間に國際電話通話の取扱を開始す

八月

三 △對外放送電報中英語又は佛語に依るもの、放送回数數十八回を十三回とし、語數四、四〇〇語を六、〇〇〇語に變更方を許可す

九 △從來埃及國第二地帯との發著信は大阪ベールト無線經由の外取扱の途無かりしに付交渉の上本日より大阪倫敦間無線經由取扱の途を拓けり

二二 △大毎東日世界一周飛行機の北太平洋上航行安全に備ふる爲無線連絡方米國政府關係當局と交渉中の處同國政府より落石無線局とアラスカ、アンカレイチ局との間に臨時連絡設定方應諾の旨回答ありたるに付關係選信局宛指令通牒す

二六
二七

△香港發著信取扱一部制限す
△佛領印度支那、シリア及レバノン電報取扱一部制限す

二八
三〇

△香港發著信取扱一部制限を解除す
△佛國及アルゼリア國電報取扱一部制限す

九月

一

△英領印度及海峽殖民地に於ける電報取扱一部制限す

二

△香港發著信取扱再び制限す
△東京倫敦間無線電話連絡を休止す

四

△佛領西發著通話は之を取扱はざることとなる
△英國オーストラリア聯邦、ニューカレドニア、パルバース、マルチニスク、馬來、ビルマ及スイス電報取扱一部制限す

五

△モロッコ、英領殖民地保護領及英國委任統治地域電報取扱一部制限す

六

△埃及及カナダ電報取扱一部制限す
△アイルランド電報取扱一部制限す

七

△佛領赤道亞弗利加電報取扱一部制限す
△ポルトガル國電報取扱一部制限と

八

△東京伯林間無線電話連絡を休止す
△ポルトガル領殖民地及太平洋洲佛領殖民地電報取扱一部制限す

九

△本邦と埃及國間に發著する電報を大阪伯林間無線經由にて取扱を開始す

二二

△東京羅馬間の無線電話連絡に依り本邦と白耳義、獨逸、ハンガリー、和蘭、瑞典及瑞西との間に於ける國際電話通話の取扱開始、通話料は伯林又は倫敦經由のものと同様とす

△東京羅馬間無線電話連絡時間を改正す（毎日午後六時より午後九時迄を毎日午後四時より午後九時迄に改正）

二三

△伊太利海岸局及船舶局に於ける無線私設の取扱を禁止す

△白耳義領海内に於ける無線電氣機器の使用を制限す

△瑞西領海内に於ける無線電氣機器の使用を制限す

△トウゴ一電報取扱一部制限を解除す

△瑞西電報取扱一部制限を解除す

△イラーク電報取扱一部制限す

△白耳義國無線標識業務を停止す

△東京伯林間無線電話連絡復舊す

二〇
二一

△レユニオン電報取扱一部制限す
△ポーランド宛電報有線路杜絶す

二三

△ラトビア國領海に於ける無線電氣機器の使用制限
△ラトビア電報取扱一部制限す

二四

△伊太利船舶電報は同國コルタノ無線局經由に限り發信人の危険に於て取扱ふ

二五

△トルコ電報取扱一部制限す
△ポーランド宛電報は大阪倫敦間無線經由ワルソ一著の外通信杜絶す

△十月十七日迄靖國丸無線電信局桑港電話局間の無線電話連絡に依り靖國丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ及キューバとの間に於ける船舶國附電話通話を取扱ふ
△對米船舶國際通話に對し近海料金制度創設せられ基本料を改正す
△伊太利に於ける無線電報取扱制限は全部撤廢せらる

第二編 電氣通信事業の沿革及現狀

内 容

- 1. 共通事項
- 2. 電 電
- 3. 電 話
- 4. 無線電信
- 5. 無線電話
- 6. 放送無線電話
- 7. 日満間電氣通信
- 8. 日支間電氣通信
- 9. 國際電氣通信
- 10. 外國に於ける電氣通信

第二編 電氣通信事業の沿革及現状

は し が き

第一編に於て最近一箇年間に於ける電氣通信事業の動勢を事業全般に亘り總論的に説述したのであるが、本編に於ては各論的に電氣通信事業を各事項別に——例へば局所、線路、機械、従事員、制度等の別の如く——其の沿革及現況につき以下1.共通事項、2.電信、3.電話、4.無線電信、5.無線電話、6.放送無線電話、7.日満間電氣通信、8.日支間電氣通信、9.國際電氣通信、10.外國に於ける電氣通信と大別し、順を追つて述べることにする。

1. 共通事項

一、電氣通信事業機關

イ、中央機關

逓信省の設立されたのは明治十八年十二月二十二日のことで、當時農商務省より驛遞、管船の二局、工部省より電信、燈臺の二局を移管合同したものである。而して立省以前に於ける業務機關の推移を釋ねると、電信業務は明治元年末より之が創始に備へる所があり、明治二年八月に至り始めて官用通信を開始したのであるが、當時その事務は外務省に屬し、其の後民部大藏省、民部省、工部省の各所管を轉々し明治十八年に至り前述逓信省の設立を見たのである。翌十九年二月始めて逓信省官制を公布して大臣官房及總務局の外、驛

内 容

- 1. 共通事項
- 2. 電 信
- 3. 電 話
- 4. 無線電信
- 5. 無線電話
- 6. 放送無線電話
- 7. 日滿間電氣通信
- 8. 日支間電氣通信
- 9. 國際電氣通信
- 10. 外國に於ける電氣通信

第二編 電氣通信事業の沿革及現狀

は し が き

第一編に於て最近一箇年間に於ける電氣通信事業の動勢を事業全般に亘り總論的に説述したのであるが、本編に於ては各論的に電氣通信事業を各事項別に——例へば局所、線路、機械、従事員、制度等の別の如く——其の沿革及現況につき以下1.共通事項、2.電信、3.電話、4.無線電信、5.無線電話、6.放送無線電話、7.日滿間電氣通信、8.日支間電氣通信、9.國際電氣通信、10.外國に於ける電氣通信と大別し、順を追つて述べることにする。

1. 共通事項

一、電氣通信事業機關

イ、中央機關

共通事項

逓信省の設立されたのは明治十八年十二月二十二日のことで、當時農商務省より驛遞、管船の二局、工部省より電信、燈臺の二局を移管合同したものである。而して立省以前に於ける業務機關の推移を繹ねると、電信業務は明治元年末より之が創始に備へる所があり、明治二年八月に至り始めて官用通信を開始したのであるが、當時その事務は外務省に屬し、其の後民政部大藏省、民部省、工部省の各所管を轉々し明治十八年に至り前述逓信省の設立を見たのである。翌十九年二月始めて逓信省官制を公布して大臣官房及總務局の外、驛

遞、電信、燈臺、管船、會計の五局を置いたのであるが、明治二十三年三月驛遞、電信を廢止し内信、外信、工務、爲替貯金の四局に代へられ、更に明治二十三年六月に郵務、電務の二局を置くこととなつた。其の後明治二十六年十月に兩局を併せて通信局となり、明治三十年八月再び郵務、電務二局の舊制に復し翌三十一年十月また通信局となり爾來二十七箇年の長きに亘つたが、大正十四年五月三度郵務、電務二局となり同時に工務局を創設して今日に及んでゐる。

現在電務局は電氣通信事業の業務運営に關する事項と國際電氣通信株式會社の監督に關する事項とを掌り、業務、調査、規畫、無線及外信の五課に分けられてゐる。即ち業務課は有線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設電信電話の監督、有線防空通信、豫算の經理、給與、共濟等に關する事項を、調査課は有線電信電話事業の各種調査及統計に關する事項を、規畫課は有線電信電話事業の取扱局所及有線電信電話回線の開廢、有線電信電話事業に屬する通信官署の職員の設定、定率並に服務等に關する事項を、無線課は無線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設無線電信無線電話の監督、無線防空通信、電波統制、放送協會の監督等に關する事項を、又外信課は外國有線電信電話事業の條約、業務規定、監督、國際電氣通信株式會社の監督に關する事項等を夫々掌理してゐるのである。

口、地方機關

(一) 地方監督機關

地方に於ける業務の監督は初め電信局直接之に當つてゐたのであるが、遞信省創設の翌十九年三月新に地方遞信官署官制を定め、全國須要の地に遞信管理局を置き一府縣乃至數府縣を管轄せしめ茲に漸く地方遞信業務の形體が整ふに至つた。其の後郵便及電信局官制(明治二十二年七月)、遞信官署官制(明治三十六年三月)、遞信管理局官制(明治四十三年三月)の制定變遷を經、其の間管理事務を或は一等郵便電信局に兼掌せし

め、或は又通信管理局と一等郵便局とにより管理に當らしめる等をなしたのであるが、大正二年六月地方遞信官署官制を制定して、從來の遞信監理局を改めて遞信局とし、東部(東京市)、西部(大阪市)、北部(仙臺市)、九州(熊本市)、北海道(札幌區)の五局を設け、別に長野、新潟(以上東部遞信局所管)、名古屋、金澤、廣島(以上西部遞信局所管)の各一等局をして監督事務を分掌せしめたが、大正八年五月官制を改正して全國を七管區に増區すると共に遞信局を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及札幌の地に置いた。其の後大正十三年八月遞信局官制が制定されたのであるが、昭和十一年十月に至り東京都市遞信局を増置すると共に從來の東京遞信局は東京地方遞信局と改稱し、以て益々監督制度の完璧を期し今日に及んでゐる。其の所在地及管轄區域は左の通りである。

遞信局所在地及管轄區域

遞信局別	所在地	管轄區域	府縣數
東京都市	東京市	東京府、神奈川縣	一府一縣
東京地方	東京市	新潟縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣	八縣
名古屋	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣	七縣
大阪	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、德島縣、高知縣	二府六縣
廣島	廣島市	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣	七縣

逓信局別	所在地	管轄區域	府縣數
熊本	熊本市	熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	八縣
仙臺	仙臺市	宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣	六縣
札幌	札幌市	北海道一圓	

尙逓信局補助機關として左記の如きものがある。

- (1) 現業監督事務司掌局(約五〇局)
府縣廳所在地の一等郵便局(同一地に二以上の一等局ある場合は其の内の一)を指定して司掌局とし、所在地府縣に於ける現業監察の事務を掌らしめてゐる。北海道に在つては國又は郡を以て區域を定め同區域内に於ける一等局を司掌局とする。但し逓信局所在地の府縣又は國には司掌局を置かない。
- (2) 電信回線通信監視措置局(約一三〇局)
全國主要一、二等電信官署を指定して通信監視措置局とし、當該局の擔當電信回線の狀況等を監視して線路障害其の場合臨機適當の措置を爲さしめてゐる。
- (3) 電信通信監査局(約七〇局)
全國主要一、二等電信官署を指定して電信通信監査局とし、電信監督機又は其他の方法に依り管轄内各局所に於ける電報送受事務運行の適否を監査し、事故の防遏其の他業務成績の改善に努めしめてゐる。
- (4) 市外電話取扱監視措置局(約六〇局)
全國主要一、二等電話官署を指定して市外通話取扱監視措置局とし、市外交換監査機又は其他の方法に依り、當該局の擔當回線に接続せられる各局所の市外通話の取扱及疏通狀況を指導監視せしめ、以て市外電話回線の能率の向上を圖り通話の疏通を一層迅速正確ならしめる爲、臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

てゐる。

(二) 現業機關

電氣通信事業の現業機關としての最初は、明治二年八月電信業務を取扱つた傳信機役所に始まる。其の後傳信局、電信局、(この時三等級に分けらる)電信分局と順次改稱されたのであるが、明治十九年三月地方逓信官署官制を公布して地方郵便、電信の事務を掌理する爲郵便局及電信分局を置き逓信管理局の管理に屬せしめたが、一方逓信省創設と共に郵便、電信業務が統一的に管理されることとなり、明治十九年十一月當時別系統に屬して發達して來た地方郵便局及電信局を土地の狀況により合併して郵便電信局と爲すの方針を定め、漸次其の併合が行はれた。次いで翌二十二年七月新に郵便及電信局官制が定められ、現業事務の執行に當る爲郵便電信局、郵便局及電信局を置き各々一等、二等、三等に分たれた。

かくて郵便、電信事業の現業機關が漸次整備されると共に、明治二十三年に至り東京及横濱に電話交換局が設置され、又別に電話所を置き電話通話事務を取扱はしめた。翌二十四年七月電話交換局官制を定め東京、横濱兩電話局は本省直屬の下に電話交換の業務を執行することとなつた。

かくの如く通信業務は愈々複雑多岐を加へるに及んで明治三十六年三月従前の諸官制を廢し、新に通信官署官制を制定して各種現業機關の組織名稱等を整備統一し、通信官署を通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局に分ち、郵便局は通信官署中最も普遍的なものとして郵便及爲替貯金の外、電信並に電話事務をも取扱はしめ得ることとして、其の等級を一等乃至三等とし、新に特定三等局の制を設けて在來の普通三等局の渡切制度と一、二等經費に於ける經費直轄制度とを加味した組織に依り地方小都會地の局を之に指定した。其の後明治三十八年四月、郵便電信受取所及郵便受取所を改めて従來官設のものには二等局に、請負のものは無集配三等局とした。

明治四十三年三月官制改正に際し通信官署を郵便局、電信局及電話局とし、郵便局を一、二、三等とし電信局を一等、二等に分つた。其の後大正二年六月再び管理機關と現業機關とを合同して新に地方遞信官署官制を公布し、地方遞信官署を遞信局、郵便局、電信局及電話局とした。然るに大正十三年十一月復々官制を改めて、遞信局に關しては別に遞信局官制を、郵便局、電信局及電話局に關しては再度通信官署官制の公布を見以て今日に至つた。

此の間一般通信事業の増進に伴ひ局所は間斷なく増加し、明治三十六年四月請願電信規則を定めて請願により町村に電信局所を新設するの途を拓いたが、大正四年十二月之を改正して其の範圍を擴張し郵便局所の新設に電信、電話事務の開始等にも及ぼした。又無線電信の實用化と海運業の發達に伴ひ明治四十一年五月銚子無線電信局及天洋丸無線電信局を設置したのを始めとし、陸上及船舶無線局所の開設せられるもの漸次多きを加へ、昭和十年十二月從來電話通話のみ取扱つた電話所に電信をも取扱はしめることとして其の名稱を電信取扱所と改正し、續いて昭和十二年十一月より郵便取扱所に於ても電信及電話を取扱ひ得ることに郵便取扱所規則(大正十五年十月)を改正すると共に、從來郵便取扱所に併置の電信電話取扱所を廢止したのである。現在電氣通信事業の現業機關として、郵便局、電信局、電話局、無線電信局、郵便取扱所、電信電話取扱所、電信取扱所、無線電信取扱所があるが、之等に關しては別に掲げる電信取扱局所(七七頁)、電話取扱局所(一〇七頁)、無線電信取扱局所(一三九頁)、無線電話取扱所(一五一頁)の各項を参照されたい。

二、職員

イ、官職

遞信部内の職員は他の一般官廳に於けると同様の制度に立つことは勿論であるが、然し通信事業の特殊性は自ら諸般の特例を生じてゐる。以下現行官制の定むる所に従ひ遞信部内殊に通信關係職員の概要を概説すれば次の如くである。

遞信省の職員は各省官制通則(明治二十六年十月)遞信省官制(明治三十一年十月)等に規定せられ、其の職名左の通りである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
局長	勅任	明治一九、三	遞信技師	勅任又は奏任	明治三一、一一
書記官	奏任	明治二六、一一	遞信技師屬	判任	明治一九、三
課長	高等官	明治一九、三	遞信技師補	判任	昭和一一、九
遞信監察官	勅任又は奏任	昭和四、七	遞信技師	判任	明治三一、一一
遞信省事務官	奏任	明治三一、一一	遞信技師	判任	明治三一、一一
電信官	奏任	昭和一一、九	遞信技師	判任	昭和一一、九

遞信局の職員は遞信局官制(大正十三年十一月)遞信官署雇員規程(昭和十四年三月)遞信官署特務雇員規程(昭和十四年三月)遞信官署傭人規程(昭和十四年三月)等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
遞信局長	勅任	昭和一一、一〇	遞信局書記補	判任	明治二三、七
遞信局書記官	奏任		遞信局書記	判任	昭和一一、四
遞信局事務官	奏任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信局放送検査官	奏任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信局技師	奏任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信局書記	判任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信技師	判任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信技師	判任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信技師	判任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四
遞信技師	判任		遞信局事務員	判任	昭和一一、四

通信官署の職員は通信官署官制(大正十三年十一月)及逓信官署雇員規程(前掲)、逓信官署特務雇員規程(前掲)、逓信官署傭人規程(前掲)等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
通信事務官	奏任		電話主事補	雇員	
通信技師	奏任		電話事務員	雇員	
通信書記	判任		運信員	雇員	
通信技手	判任		集配員	特務雇員	
通信書記補	判任	明治二三、七	機械工員	特務雇員	
三等郵便局長	判任	大正六、一一	線路工員	特務雇員	
逓信手	判任	昭和四、三	取締役	特務雇員	
逓信手	判任		給仕	備人	
工務員	雇員		小使	備人	

口、任用

明治新政府は官職世襲の傳統を廢して公選の方法に依つて廣く人材登用の途を開き、各其の趣旨の下に夫々任用制度を設けて來たのであるが、其の後之を整備統一するの必要を認め、明治二十年七月及同十一月一般文官及教官、技術官の任用に關する基幹を定められた。次いで明治二十六年十一月公布の文官任用令は之を承け爾來屢次改正を加へられて今日に至つてゐる。現在に於ける大體の任用制度を述べれば、勅任官は高等試験合格者又は其の他の一定の資格を有する者で、一年以上勅任官の職に在つた者又は奏任官として二年以上高等官三等の職に在つた者等より任用せら

れ、奏任官は主として高等試験合格者より、判任官は主として中等學校又は文部大臣に於て其と同等以上と認めた學校の卒業生、普通試験合格者若しは四年以上雇員であつた者等より、又技術官は高等又は普通試験委員の銓衡を経て高等官又は判任官に夫々任用し得ることになつてゐる。

之等に對して逓信職員の特任任用制度があるのであるが、これは明治五年外國郵便の取扱に關し横濱郵便局員の特別養成及採用の制度を、又電信從業員に關し明治六年布達を以て「年齡十二、三歳ニテ格別伶俐強壯即今洋學無之ト雖モ屹度成業ノ見込有之者ハ試験ノ上入寮差許候事モアルヘシ」として夕留電信修技學校へ收容の端を開いたのを始めとし、次いで郵便電信學校卒業生を直に判任官に採用すべく、技手に關しては明治二十一年五月、其の他に關しては二十四年九月勅令の公布を見、又二十三年七月官制改正に際し書記補の制を設けると共に之が特別任用に關する勅令の公布を見た。其の後幾度か改正せられたが、更に昭和十四年三月判任官待遇の逓信手の制を設け、年齢二十年以上の者で特務雇員として一年以上在職し所屬局長の推薦を経て別に定める逓信手試験に合格した者、又は特務雇員として十年以上在職し取締役若しは之に準ずる職に在る者は逓信手試験委員の銓衡を経て夫々逓信手に任用し得ることになつてゐる。高等官に關しても明治三十一年八月逓信省事務官、通信事務官、通信事務官補特別任用令の公布を見、爾來屢々變更せられたが大正九年五月各廳奏任官の特別任用制度を統一せられ、現在五年以上行政事務に在職した判任官で五級俸以上の俸給を受ける者は、高等試験委員の銓衡を経て逓信省事務官、逓信局事務官又は通信事務官に任用することが出来るのである。

三、給與

給與とは一般に職務の遂行に對する報酬として勤勞者の得る所得を總稱するが、茲に所謂給與とは官廳が官吏、公務員其の他に對し俸給、給料、手当、日當、宿泊料、被服等を支給することを謂ふのである。給與

は之を一般給與たる俸給、給料と特別給與たる勤勉手當、年功加給等に分つことが出来る。

イ、一般給與

高等官官等俸給令(明治四十三年三月)及判任官俸給令(明治四十三年三月)等の規定に依り大體各省の文官共通であり、高等官は年俸一千五拾圓(奏任十一級俸)より六千八百圓(大臣)まで、判任官は月俸二十圓より百八十圓まで、判任待遇の遞信手は月俸三十圓より百四十五圓までを給せられる。

雇員、特務雇員、傭人の給料は原則として日給であり、夫々左の最高限まで昇り得ることとなつて居る。

雇員	事務員、電話主事補、電話事務員	日給月額八十五圓以内
	運信員	百二十圓以内
	特務雇員	四十圓以内
	集配員	百二十圓以内
	機械工員、線路工員	百三十圓以内
傭人	給仕	三十圓以内
	小使	七十五圓以内

ロ、特別給與

遞信職員は其の業務の性質上比較的多數の現業職員を包含し、殊に雇員、特務雇員及傭人が其の主な部分を占めると、勞價相伴はしめる趣旨より左表の如き特別給與制を生じて來たのである。

名	稱	創始年月	摘	要
夜勤料		明治四年	宿直又は徹夜勤務をした者に支給す但し勤勉手當の給與を受ける者には支給せず	

年功加給	取締役給	交通至難地在勤手當	在外遞信職員手當	現業員勤勉手當	船舶内在勤手當	特殊有技者勤勉手當	現業員産婦手當	出納員手當
明治十八年	明治十九年十一月	明治三十年七月	明治三十四年三月	明治三十六年三月	明治四十二年八月	大正九年十二月	昭和五年十月	昭和十年十二月
遞信局又は通信官署の雇員及特務雇員に對し給與する	遞信手、特務雇員及傭人の取締役に對し月手當を給與する	交通至難の場所に在勤する通信官署等職員に月手當として給與する	對支通信關係改善の事務に従事する爲中華民國駐在を命ぜられた職員、在支那、香港帝國領事館附を命ぜられた職員及在外電信局に在勤の職員に對し給與する	遞信局及通信官署に於ける現業員で其の職務に勤勉な者に給與す	船舶内に設置した電信及電話官署等に在勤する職員に給與する	電信事務、電信試験事務、電信信號に依る市外電話交換事務の一に熟達し職務に勤勉な者に給與する	現業事務に従事する雇員、特務雇員、及傭人の女子で分娩の爲缺勤した場合に給與する	現業局に於ける現金取扱事務に従事する者に給與する

四、勤務時間

遞信職員の勤務時間は、他の官廳のそれと同じく原則として大正十一年七月閣令第六號の官廳勤務時間に依るのであり、土地の状況に依り又は事務の性質上必要ある場合は勤務時間の變更、繰替又は延長を爲し、必要あるときは勤務時間外と雖執務すべく、又現業に従事する者の勤務時間に付ては主務大臣が別に之を定めることになつて居る。次にその推移を示せば大要次の如くである。

明治二十五年十一月より	明治二十八年二月改正	大正十一年七月改正	大正十三年七月改正 (現行)
四月二十日—七月十日 前八時—後九時	三月一日—七月十日 前八時—後四時	一般 前九時—後四時	四月一日—七月二十日 前八時—後四時
七月十一日—九月十日 前八時—正午	七月十一日—九月十日 前八時—正午	暑中 前八時—後三時	七月三十一日—八月三十一日 前八時—正午
九月十一日—七月十一日 前九時—後五時	九月十一日—十月三十一日 前八時—後四時		九月一日—十月三十一日 前八時—後四時
	十一月一日—二月末日 前九時—後四時		十一月一日—三月三十一日 前九時—後四時
			土曜日 正午迄

現業務は其の業務の性質上年中無休執務するものであるが、各職員の勤務時間には自ら限度があるので輪番勤務制を採用し、現在特定三等局以上の通信従事員中吏員の大部及傭人の一部に對しては、原則として在局八時間を以て勤務時間とする所謂八時間在工作時間制を實施して居り、電信、電話従事員に對しては相當以前から三人配置の八時間勤務を標準とする三番勤務を實施して來たのである。一般の工場に於ては非實働時間を加算して九時間乃至九時間半を以て勤務時間としてゐるのであるが、通信従事員の勤務時間は實働時間の外に休憩時間食事時間及連続數時間に亘る睡眠時間をも含めた八時間を以て一日の勤務時間の標準としてゐる。

五、養成機關

選信職員の養成は、其の起源は遠く明治二年八月電信創業に際し神奈川縣修文館の生徒四名を選抜し、英人

技師ギルベルト氏に就きブレゲー回針機に依る電氣通信技術を傳習せしめたのに始まる。現在養成機關としては選信官吏練習所、選信講習所及電話事務員、機械工員、線路工員の見習制度があるのであるが、以下之に付て述べてみよう。

イ、選信官吏練習所

明治四年十月新にモールズ印字機の渡來するに及び、其の操技を修得せしめる爲翌月工部省に修技教場を設け生徒六十名を入學教習せしめた。之が今日の選信官吏練習所の權輿である。其の後名稱を修技學校、電信修技學校、東京電信學校、東京郵便電信學校、通信官吏練習所と順次改められ、通信技術のみならず選信事業全般事項を教授するに至つたのであるが、現在の選信官吏練習所に改稱されたのは明治四十二年十二月のことで、當時の行政科及技術科の修業年限を二年に復すと共に部外よりも學生を募集し、外國郵便科を行政科に併合した。其の後大正三年乃至八年頃に亘り一般の好景氣に伴ひ部内より轉職する者續出するに及び、職員養成の要益々加はり養成人員増加の外、電信電話技術者、無線電信通信従事者、無線電信技術者等の臨時養成相踵ぎ、同十年一月通信工員(今の機械工員)のために修業期間六ヶ月の技術補修科を設けた。翌十一年二月行政、電信の二科を廢して第一部行政科及第二部行政科を設け、修業年限を各二年と定め、別部内者のために専修科を設けて外國郵便、外國電信業務、無線電信技術及無線電信通信の四科とし、各修業期間を六月とした。更に十四年二月本科として修業年限二年の無線通信科を設けた。

同九年四月通信事業特別會計制度實施後養成人員を増加すると共に、専修科規定に依る無線電信技術科及同通信科の授業を開始し、又新に搬送技術科、經理科、教育科等を設け、更に同十二年二月に至り學制に改正を加へ、本科を第一部、第二部、第三部行政科及技術科の四科に分ち、其の養成期間は何れも二ヶ年とし、十三年二月には修業年限一ヶ年の無線通信科を設け益々職員専門教育に努めつゝ今日に至つた。

逓信官吏練習所は逓信事業に従事する者に對し事業上必要な學術技藝を教授し、併せて人格の陶冶徳性の涵養を圖るを以て目的とし、其の分科、入學資格及修業年限は左の如くである。

分科	修業學藝及技術	入學資格	修業年限
第一部行政科	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
第二部行政科	電信、無線電信事業其の他逓信行政上必要な學術及特殊電氣通信術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
第三部行政科	電話、無線電話事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
技術科	電信、電話、無線電信無線電話其の他電氣通信の技術並に業務上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
特別科	逓信事業に關する専門の學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約二年
專修科	逓信事業に關する特殊事務又は學術	逓信官吏練習所又は逓信講習所高等科卒業者中、所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六ヶ月
技術補修科	電信及電話に關する學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六ヶ月
無線通信科	無線通信に従事するに必要な學術	部内者で一年以上勤務し入學試験に合格したもの	一年

（備考） 專修科は更に外國郵便科、無線電信技術科、外國電信業務科並に無線電信通信科に分つ。

口、逓信講習所

電信通信技術者の養成に關しては、明治二十年五月東京電信學校の設立に伴ひ同六月電氣技術見習生取扱規則を制定し、逓信管理局長に於て臨時見習生を募集したのが逓信講習所の始まりである。

初め専ら三等局採用の目的を以て適宜の局所を指定傳習せしめたのであるが、其の後三等局の外一、二等局の電氣通信助手として採用する目的で養成せられることとなり、且電信通信技術、電信事務の外、郵便爲替、貯金事務の大意をも修得せしめ、一、二等局又は特定三等局所在地に於て、或は逓信管理局長に於て養成することとする等して來たのであるが、大正十年四月之を逓信講習所に改め、普通科及高等科を設置し講習期間を前者九箇月後者一箇年と定めたが、大正十四年三月より普通科も一年とし更に昭和十二年五月高等科を第一部第二部（何れも一箇年）に改め、同年九月郵便科（八箇月）を設置して今日に至つた。

逓信講習所は逓信官署の通信事務に従事する吏員の養成を目的とし、逓信局所在地（東京地方逓信局のものは静岡）に之を置き、金澤、下關、長崎及那覇の四箇所に同支所を置く。而して東京地方逓信局逓信講習所は、設備の關係上高等科第一部及普通科の養成定員の一部は之を東京都市逓信局逓信講習所に依託養成してゐる。

右講習所の所在地、入學資格並に修業年限は左の如くである。

(1) 所在地（所在地下欄は支所）

逓信局別	所 在 地	逓信局別	所 在 地
東京都市	東京	名古屋	名古屋
東京地方	静岡	大阪	大阪
		名古屋	名古屋
		大阪	大阪
		金澤	金澤

仙 熊 廣	臺 本 島	仙 熊 廣	臺 本 島	下 關 長崎、那覇	札 幌	札 幌	八 幌	四
通信局別		所 在 地		通信局別	所 在 地			

(2) 入學資格及修業年限

分 科	修 業 學 藝 及 技 術	年 修 業 限	備 考
普 通 科	普通電氣通信術及通信事業に必要の學術	一 年	静岡を除く各本所に置く
郵 便 科	郵便、郵便爲替、郵便貯金簡易生命保険其の他通信事業に必要の學術	八 月	
高等科 第一部	高等電氣通信術及通信事業に必要の學術	一 年	静岡を除く各本所に置く
高等科 第二部	普通科卒業後一年以上電氣通信の實務に従事したもので入學試験(中學校三年修業程度)に合格したもの 入學試験(中學校四年修業程度)に合格したもの	一 年	東京及大阪に置く

ハ、其の他の養成機關

(一) 電話事務員見習養成制度

電話事務員は他の事務に従事する者と異り、電話交換業務に關する特殊の技能と知識とを必要とするので現在人員に缺員を生じた場合と雖も直に新規採用者を以て之に充てることが出来ない。必ず一定の見習課程を経て電話交換實務を練習した特殊技能者であることを要する。従つて圓滿なる電話業務の運行を期せんが

爲には常に補充人員として一定割合の電話交換業務見習者を養成して置く必要がある。この養成人員は豫め既往に於ける缺員狀況を基礎とした見込缺員補充人員及事業増進に伴ふ所要人員並に令達豫算額等を併せて考慮の上決定するのである。現在現業各局に於ては専ら電話交換手見習養成準則(大正九年十一月通信局長)に基き電話事務員見習を養成してゐるのである。

(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度

本制度は電信、電話、無線電信及無線電話の建設並に保守に従事する工務員、機械工員及線路工員の缺員補充及増員要員の見習養成を目的とするものであつて、毎年度初頭見習採用方針、養成期間及教育程度等の養成基準要項を當該年度所要豫算額と共に本省から令達し、通信局に於ては右指示事項に基き、令達豫算額の範圍内に於て養成人員を決定の上工務課若は同出張所に於て養成するものである。而して其の養成方法は學課教育及實習に分ち、養成中は室内教育を主とするが工事現場に於ても實務に就いて指導するのである。



2. 電 信

一、電信の起源

我國に電信機の渡來したのは、安政元年（西曆一八五四年）米國水師提督ペルリが來朝した際携帯したエンボツシング・モールス電信機に始まる。是より先歐州各國は早くも電氣の時代に入らんとし、十八世紀の中葉フランクリンが紙風に依る電氣の實驗は事既に古く、英人ホキートストーン電信機（一八三七年）に至つて漸く實用の緒に就き、之に關する發明各國を通じ六十有餘名を算するの状況であつたが、之を機械的に完成したのは實に印字機の鼻祖モールスである。ペルリに依つて我國に渡來したのは之が完成後十八年のことである。

而して我國に於ける電信事業は、明治二年八月先づ横濱燈明臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架設しブレゲー指字電信機を装置して専ら官用通信を試み、次いで同年十二月築地に開設した東京傳信局と横濱裁判所内に設置した横濱傳信局との間に公衆電報の取扱を開始したのを以て嚆矢とする。

二、電信取扱局所

明治二年創業の際東京及横濱に傳信機役所を設置されたのが電信局所の濫觴である。其の後名稱を傳信局、電信局、電信分局（當時の監督官廳たる工部省電信寮を電信局）と順次改められ明治十八年までは電信單獨の局所を設けてゐたのであるが、同年一部は電信分局として殘存せしめ大部分は郵便局と合して郵便電信局となす方針に改められた。同二十年再び電信分局を電信局と改稱した。これより先、明治十九年警察用又は鐵

道用の如き諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱したが、明治二十一年十一月鐵道電信取扱所に公衆通信の取扱を開始したのである。

而して局所数は逐年増加を見たが郵便取扱局の如く急激な増加はなく、明治五年郵便局數千百餘を算したのに抱らず電信局は十八局、明治二十年に至り郵便局數四千五百餘に對し電信は二百二十六局に過ぎなかつたが、明治二十一年に至り鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始することとし、又同三十六年には請願電信の制度が設けられた等電信網の普及されるに伴ひ漸次増加し、明治末期には四千局を超え、次いで特に歐洲大戰の影響、昭和九年度の通信特別會計の實施等に因り局所普及上一段の飛躍をしたのである。尙昭和十年十二月には電信電話取扱所の創設、昭和十二年十一月からは郵便取扱所でも電信電話を取扱ひ得ることとなり、昭和十四年九月末現在に於ける局所數は一萬二千五百六局所に達し特別會計實施の昭和九年度より五箇年半の増加數は約五千三百局に及び、實に實施前過去卅二箇年間の増加數に匹敵するものである。

現在電信取扱局所としては電信局、郵便局、電信電話取扱所、電信取扱所、郵便取扱所とがある。(現業機關六三頁、電信取扱局所統計二一九、三〇七、三四五頁参照)

三、電信線路

電信線路は明治二年東京、横濱間に始めて敷設せられ、其の後漸次増設延長し同二十年に至り全國樞要の地を聯ね爾來逐年増加を見るに至つた。

電信線路の建築は創成期においては主として官有地、道路等を使用した、電信の回線の普及と共に到底これらのみにより得なくなり、一方土地收用法の制定もあり、明治二十三年電信線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。恰もこの年までの電信線は鐵の裸線のみであつたが、始めて硬銅線を東京大阪間に用ひた。以來高速度電信回線は漸次これに改められ、又明治三十七年には全國に魁けて東京

本局、品川間に地下ケーブルが敷設せられたが、昭和十三年三月末現在では架空裸線延長二十三萬杆に對し地下ケーブルの心線延長十萬杆に垂んとしてゐる。そのほかに大正時代になつて用ひ初めた架空ケーブルも今では心線延長約三萬杆に上り、我國土上には實に延長三十六萬杆の電信網が張り廻らされてゐるわけである。最初ケーブルは大都市内に使用するのを主として來たが、近來天災地變相次々に及んで通信確保のため主要電信線路のケーブル化が急速に進行しつゝある。一方海底線は明治五年下關海峡に敷設したのが始めてであるが、明治二十九年ケーブルシツプのトツプを切る沖繩丸の就航によつて鹿兒島——沖繩——臺灣を聯ぐ本邦最初の長距離海底線敷設を始めて邦人の手により敢行し、その後明治三十九年には東京小笠原島間に敷設、米國商業太平洋海底電信會社の敷設したガム小笠原島間の電線に接続され、同四十三年には長崎臺灣間に、又大正四年には長崎上海間に夫々海底線を敷設して内地と外地又は海外との直通電信連絡を完成し、昭和十三年三月末現在これら海底電信線の延長は約二萬杆である。昭和十一年一月から松江元山間の海底線通信を大阪まで延長し北鮮對阪神地方發着電報の速達を圖つたが、これは長距離海底線の都市集中に先鞭をつけたものである。なほ最近長距離電話ケーブルの發達と共に、通信安固にして動作確實しかも經濟的に多數の通信路を得られる搬送式電信の通信方法が出現したが、我國においては實用的なものとして昭和三年名古屋大阪間に行はれたジーマンス式音聲周波多重電信を以て嚆矢とする。その後青森函館間、吉見釜山間及東京大阪間にも實施、更に昭和十三年末には日滿連絡長距離電話ケーブル竣工に伴ひ、之に搬送電信を重ねし、日滿間直通電信回線の増設を見るに至つた。

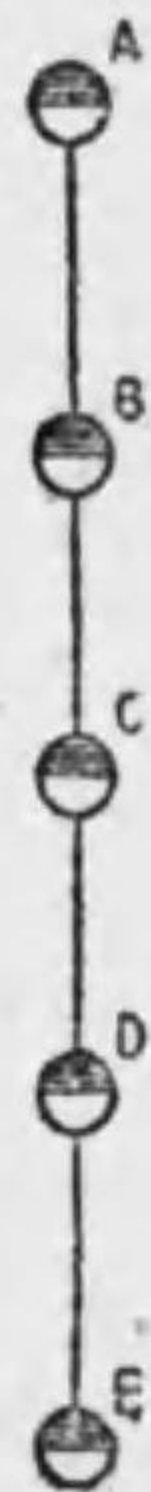
斯くの如く我國の主要電信回線は長距離電話ケーブル網の完成に伴ひ遠からずして全部搬送電信化せられ、回線數の増加を俟つて電信の電話化即ち交換集信による電信通信の方法も可能となる氣運に向ひつゝある。

次に右線路に依つて構成せられる電信回線の發達變遷を見るに、明治十九年末に於ては其の數僅に百十五

回線に過ぎなかつたが、明治三十五年一千回線、同四十四年二千回線、大正九年三千回線と逐次増加し、昭和十三年度末現在に於ては七千四百六十回線の多數を算するに至つた。之を通信方式別に見るときは、手送回線（單信、二重、結合重單信、四重、交直二重双信）は一千九百三十七回線で總數の二割三分を占め、高速度電信回線たる自動、現波及印刷回線等は僅々百三十回線で總數の一分五厘に過ぎず、爾餘の六千三百九十回線は電話回線である。接続局數別の回線は二局接続のもの最も多く、其の數五千五百十二回線で過半を占め、三局接続回線之に次ぎ、以下接続局數の増加するに従ひ回線數減少し七局接続回線は僅に三回線である。（電信線路統計二二七、三〇八、三四八頁参照）

猶現在に於ける電信通信方式に於て述べれば次の通りである。

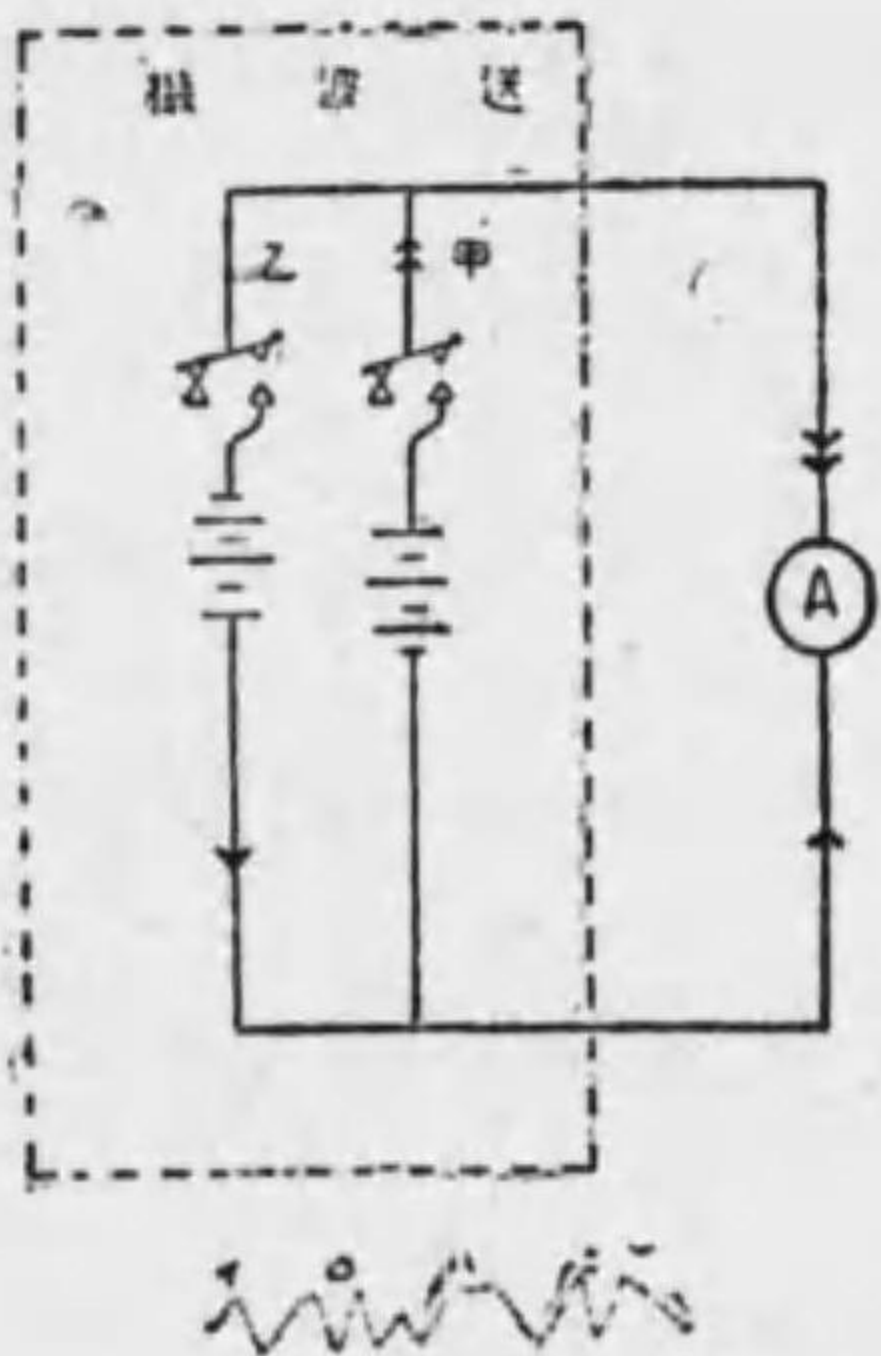
通信方式別	摘 要
音 響 通 信	音響通信は相手局に於て手送するモールス符號を音響に依つて耳で聞き受信する方式である。
音 響 單 信 (音單)	音響單信は一般に用ひられる最も簡単な通信方法で、二局以上數局（五、六局位迄）を同一回線中に接続し、其の中の任意の兩局間に交互に音響による送受通信を行ふものである。（人員は各局一人）
音 響 二 重 (二重)	一本の電線に音響單信を二箇組合せたもので、（従つて人員も二倍を要す）兩局間に送信受信（兩局共一人の送信一人の受信）を同時に行ふ方式である。（三局を限度とす）



直流音響四重 (四重)	一 本 の 電 線 に 音 響 二 重 を 二 箇 組 合 せ た も の で、（従つて人員も二重を要す）、兩局間送信受信（兩局共二人の送信二人の受信）を同時に行ふ方式である。（二局接続に限る）

結 合 重 單 信	一 本 の 電 線 に 交 流 と 直 流 を 電 源 と す る 異 つ た 二 つ の 二 重 通 信 を 行 ふ 方 式 で 有 る。圖の如く、東京静岡間は直流に依り又東京濱松間は交流に依り同時に通信を行ひ得る方式で、（東京は送信二人受信二人静岡濱松共に送信一人受信一人を要す）静岡間は交流に依り又静岡濱松間は直流に依り同時に通信を行ふ方式である。

現 波 通 信	自 動 印 刷
<p>現波符號は送信機の甲電鍵を壓下するとA受信機に▲▲—符の方向に電流が作動し、又乙電鍵を壓下すると前と反對に▲—符の方向に作動する。▲▲—符の方向(テープの上側)に現はれたものは短符、▲—符の方向(テープの下側)に現はれたものは長符で、此の短長を組合せたものである。</p>	<p>自動印刷鍵盤鑽孔機によりテープに特殊符號を鑽孔し、之を送信機に掛けると當該文字が自動的に其の儘對手局の受信機に印出せられる方式である。</p> <p>長距離海底電線に依り通信を行ふ場合、モールス符號に依る通信法は靜電容量、インピーダンス等に依り通信電流に歪みを生じ、之がために通信符號が不正確になるもので、モールス符號に依らず左の如き形符號を以て通信を行ふ方式である。</p>



手 送 印 刷	自 動 通 信	交 直 四 重	交 直 双 信	通 信 方 式 別
<p>豫め鑽孔機に依り、鑽孔紙と稱する特種の紙テープにモールス符號を鑽孔し、之を自動送信機に掛けると自動的に電流を送出して對手局の受信装置を作動させて通信を行ふ方式である。(現在は大體自動二重を用ふ)</p> <p>送信機鍵盤上の「キー」(歐文タイプライター式配置)を手で打てば、直接其の文字に該當する電流が流出し、對手局の受信機に至り同様の文字鍵を作動させて直に所要文字を印出し、以て通信を行ふ方式である。</p>		<p>第四項の直流音響四重と同一の通信方法であるが、電源に交流と直流とを同時に使用したもので、主に四重は本方式を用ひられる。(二局接続に限る)</p>	<p>岡濱松間は通信出来ないものである。</p>	<p>摘 要</p>

通信方式別	摘 要
搬送電信	搬送電信とは或る周波数の交番電流を適當な方法で符號に應じて變調して送出し、受信端で之を適當な方法で復調し元の記號を再現しやうとするもので、一つの回線に諸種の周波數帶域の搬送電流により同時に多數の通信を行ふことが出来るものである。
電信交換	無數に存在する小局間を常に直通回線で連絡することの不經濟なことは云ふ迄もないことで、大都市に於ては同一市内又は近郊地に存在する多數の小局間の通信は全部回線を中央局に收容して交換接續を行ひ何れとも直接に出来る様にすもので、リレー式自動交換機又はストロージャー式自動交換機等をその目的に適する様改造して使用してゐる。

四、電信機械

電信通信に始めて採用せられた機械は「ブレイグ」指字機で極めて幼稚なものだつたが、モールズ印字機の出現に依つて明治四年以來之に代へられ、更に明治二十八年に至り音響機を東京市内に使用してからその通信速度等において音響機の優ることが實證せられるに及んで漸次これに配備替をなし、これと前後して電報送受のための電話機も漸増し、昭和十三年三月末現在に於ては全國を通じて音響機は六千座で電話機は八千座を超える實況である。これらに先ち明治十三年には二重電信機を横濱神戸間に始めて装置し重要回線は單信通信から二重通信へと進んだが、次いで明治十五年にはホキートストン自動電信機、明治二十五年には四重電信機等何れも東京大阪間に通信能率高い機械を採用し、漸次主要地間電信の四重通信化乃至自動通信化が實現せられて電報疏通に一大威力を發揮し初め、明治三十年には大隅臺灣間長距離海底線のため現波機が採用

せられた。その後明治四十三年東京横濱間にフェルンドルツカー電信機が試用せられたが、これは印刷電信機の一つで我國印刷電信機の草分けをなすものである。大正十一年にはテレタイプ、ウエスタン・エレクトリック式、スタート・ストップ式等の歐文印刷電信機が使用せられ、稍々後れて昭和二年には和文印刷電信機が東京大阪間に始めて使用せられ、爾來全國主要都市局に漸次印刷電信設備を増加して來た處、昭和十二年十一月國産貼附式和文印刷電信機の運用が東京大阪間に實施せられた。又昭和五年には東京、大阪間に寫眞電信機を始めて装置してこゝに電信通信方法は符號通信から文字通信へ文字通信から寫眞通信へと三段跳的に進展し、通信用字に制約せられてゐた我が國電信の將來に一大光明を認められるに至つた。これら高級電信機械のみでも、昭和十三年三月末現在に於ては自動電信機百九十六、現波電信機十七、印刷電信機八十四、寫眞電信機五を算する狀況で、創業當時の機械と技術とを顧みるとき隔世の感がある。

その他電信交換機を明治三十二年より、又大都市内各局相互の電報送受用として氣送管設備を明治四十二年より夫々東京に施設し、又東京株式取引所と附近仲買業者との間にチツカー電信機を施設したのは明治四十三年のことである。なほ昭和八年來東京、廣島、横濱、福岡の各局に逐次施設せられた電信集信機は、局舎設備の經濟と作業能率の昂上とを圖る等相當効果を擧げて居り、又大正十三年以來全國主要局において電報受信用としてタイプライターの使用を開始し電信通信上重要な役割を演じてゐる。更に最近に於ける電話託送電報の利用増加及電話線利用による電信取扱局所の増加に伴ひ、之等回線の集中局に於ける電報送受用電話機装置（集信装置を有する）が昭和十二年より主要局に施設せられるに至つた。（電信機械統計二二九頁參照）

尙現時使用してゐる機械及其の效用は左の通りである。

機 械 名	實用開始時期	能 率	用 途
「ホキートストーン」自動機	明治十五年	モールス符號を自動的に且つ高速度に受信局の現字紙に印出せしめ通信するもの	通信量の多い重要回線に使用す
音 響 機	明治二十八年	モールス符號を手送りに依り受信局に音響を以て現出せしむるもの	単信法に依るものは普通回線に又は二重、四重等多重通信法に依るものは重要回線に使用す
現 波 機	明治三十年	モールス符號を自動的に波状を以て受信局の現波紙に現出せしめ通信するもの	通信量の多い長距離海底線に使用す
電信用電話交換機 電信自動交換機	明治三十二年 昭和二年	直通回線を有しない市内局及近郊地局相互間に於て隨時に直通通信を爲す爲中央局に於て回線の交換を爲すもの	東京、大阪、名古屋、京都等大都市に施設す
氣 送 管	明治四十二年	空氣の壓力作用に依り管路に依つて電報其のものを授受するもの	電報の一時に輻輳する大都市の中央電信局と市内局との間に施設す(東京、大阪、神戸に實施)
「チツカー電信機」	明治四十三年	電鍵の操縦により直接文字を電信機に印出するもの	相場通信用として株式取引所に送信機を設置し仲買店等各架設者に對し同時送信するものである
「タイプライター」	大正三年	一分時速度(和文 二五〇〇字 歐文 三〇〇〇字)	全國一、二等電信官署に於て電報受信用として従来の筆書に替へて使用す
電 報 搬 送 機	大正九年	ベルトコンベヤー、コードコンベヤー、コッドコンベヤー、ハウスチューブ等を使用す、何れも努力に替へ機械的に電報を運搬するもので通信の速達に資するものとす	多數の電信回線を收容し多數の電報を取扱ふ大局に實施す(東京、大阪、名古屋、神戸、京都、下關、長崎、札幌、横濱、岡山、金澤、鹿兒島、久留米)

「クラインシュミット」鍵盤鑽孔機	大正十一年	タイプライターと同様の文字鍵盤の按下に依り文字に相當するモールス符號を鑽孔紙に鑽孔せしむるもので一分時の速度は和文歐文共略タイプライターに同じ	自動機又は現波機回線に使用す
印刷電信機(頁式)	昭和二年	自動的に文字を直接受信局の受信紙に印出せしむるもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信量の多い重要回線に使用す
印刷電信機(貼附式)	昭和十二年	自動的に文字を直接受信局の現字紙に印出せしめ通信するもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信量の多い重要回線に使用す
寫 眞 電 信 機	昭和五年	文字、繪畫若は寫眞等寫眞電報頼信紙に記載した形象其の儘を受信局に電送し受信局に於ては寫眞として再現せしむるもの	東京、大阪間に施設す
集 合 通 信 機	昭和八年	電信回線の經濟的運用を計る爲多數の回線を其の回線數より少ない通信機に集約して運用するもの	現在東京、廣島、福岡、横濱に施設す
電報送受用電話機装置	昭和十二年	託送電報用と對三等局用とを分離したものと之を併用するものと二種あり何れも集信装置を有す	東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、京都等の大都市局は之を分離し、其の他は併用とす

五、電信従事員

電信従事員の増加は其の電報取扱數量の消長に影響されること當然であるが、電報の増加に比例しては増加してゐない。これは使用機器の改良進歩と事業運営の合理化とに因るものと思はれる。

今電報取扱數量を見るに、最近に於ける電報取扱數量最低の昭和七年度の内外電報發著中繼信合計は二億一千四百五十萬通で指數は九〇(昭和九年度を一〇〇とす)を示し、昭和十三年度では指數一三〇で四割四分の増を示してゐるが、従事員では昭和七年三萬七百名(指數九九)に對し昭和十三年度三萬二千六百名(指

數一〇五)で約五分の増加を示してゐるに過ぎないのである。昭和十三年度末現在では一、二等及特定三等局に配置のもの一萬七千六百六十八名普通三等局以下に配置のもの一萬四千九百一名、合計三萬二千五百六十九名であるが、支那事變勃發に伴ひ電信有技者の應召又は從軍、其他軍需工業等へ轉向するものあり、之に對處する爲選信講習所養成定員の増員を計り戰時下に於ける電信取扱に遺憾なきを期してゐる。而して別に掲げる電信従事員累年統計の項(三一〇頁)によれば、普通三等局以下の従事員は昭和十二年度に比し約五百名の減少を示してゐるが、之は集配普通三等局に於ける電報と速達郵便との配達を統合、兩者を單一制度で配達することとし、配達要員を電信事業に於て約九百名を減員した爲であつて、實質的には増員となつてゐるのである。(電信従事員統計二三一、三一〇頁参照)

猶電信従事員の養成に關しては別項共通事項中養成機關(七〇頁)に述べてある。

六、電信制度

イ、法令關係

電信に關する法令は明治二年十一月發布された「傳信機に關する七項」に始まり、創業當初としてはかゝる簡單な規定で足りたのであるが、事業の發達に伴ひ明治六年八月には大日本政府電信取扱規則が布告せられて制度利用に關する要綱が規定せられた。翌年九月更に日本帝國電信條例を制定して電信の事務及建築物等に加へられる妨害に關し諸般の制裁が定められた。その後各種取扱方法の設定變更等により規定の新設改廢を重ねたが、明治十八年之等法規を改正し電信條例を實體として業務の綱要を規定し、電信取扱規則において諸般の施行細目を定める等電信に關する法制は漸くその形態を整へ、同時に各地不同の料金制を改め料金均一制を採用するに至つた。然し乍ら之も亦時勢の進歩と法律思想の變遷の爲永く斯業を律するに適しなくなり、法制整備の必要に基き明治三十三年三月新に電信法を制定して在來の法規に代へ、その後事業運

用の實際と社會の實狀とに適應せしめるため大正五年に小改正を見たのみで今日に及んでゐるのである。而して電信法制定と同時に從來電信條例に規定せられた事項で、これを命令に委ねる方が便利なものについては別に電報規則等を設けてこれに移し、その他舊規定の整理を圖るところ少くなかつたが、現行電報規則は大正十四年の改正にかゝるものである。

電信に關する諸制度は社會の進歩と發受信者の特殊事情の變遷によつて逐年その數を加へ現在極めて複雑多岐に涉つてゐるが、これらは一般電報に關する制度と特別電報に關する制度とに大別することが出来る。先づ一般電報に關する制度についてみるに、電報利用方法の複雑化に伴つて愈々多岐多種となり、現在においてはその如く二十種餘の多數を算するのである。

(1) 至 急
電報は急速送達を要する要務に利用されることは謂ふまでもないが、一層の速達を期さんとするものために至急の制度が明治十二年に創設せられた。

(2) 返信料前納
返信に要する料金を發信人において前納し得る返信料前納の制度は明治六年に設けられた。而して當初にあつては現金を以て受信人に交付したが、後證券或は電信切手、郵便切手を用ひるの制を経て明治二十四年に至り返信料前納證書を發行使用することとなつた。

(3) 照 校
電報は正確、迅速なことを使命とするところであるが、之れが送達は電氣的作用によるものであるから誤りなきを保し難いので、送受手續において全部反復し正確を期する制度を明治六年に設けられた。

(4) 受 信 報 知
電報が受信人に送達せられた時刻の通報を受ける受信報知の制度は明治六年に創められ、當初は別に

報知依頼電報の名があり、その後受信報知電報となり、明治十八年に受信電報と改められたが大正十四年再び受信報知電報と改稱せられた。本制度には電報受信報知、郵便受信報知の二種がある。

(5) 追 尾

受信人の居所を追つて送達する追尾電報の制は明治九年に開始せられた。

(6) 再 送

追尾に類似の制度であるが、受信人又は宛所の者が電報を受信人を追ふて更めて送達する制で明治十二年に創められ、創始當時は改追尾と稱してゐたが明治三十三年に再送電報と改稱せられたのである。

(7) 同 文

多数の者に同時に同様の内容の電報を送達する制度は明治六年に設けられた。同文電報は當初は連名電報と稱せられ十八年に同文に改め更に三十三年に至りその一組を十通に制限したが昭和二年に至りその通數制限を撤廢せられたのである。

(8) 時 間 外

電報取扱時間外においては至急としなければ電報を頼信出来ぬこととなつてゐたのであるが、これでは発信人の負擔が重く考へられたので明治三十六年電報取扱時間の改正に際して時間外電報の制が設けられた。

(9) 夜 間 配 達

午前零時後電報取扱時間開始前に著信局に到着した電報で直ちに配達を要するものについては「夜間配達」する制は大正十四年に創設された。

(10) 翌 朝 配 達

電報が夜半に配達せられる場合、受信人が迷惑することを慮り発信人の指示した時刻後に著信局に到

著したときは翌朝配達と爲す制は昭和六年の創始に屬する。

(11) 留 置

旅行者等が旅行先の局で、電報を受領することを発信人と打合せ旅行先の局に電報を留置かんとする制度は明治二十四年に創始せられた。

(12) 別 使 配 達

電報の配達は配達局の直配達区域内は電報配達人により、直配達區域外宛のものは郵便で送達することとなつてゐるが、直配達區域外宛のものを別使を以て配達する制は明治八年に開始せられた。

(13) 舢 船 配 達

別使配達と同様在港艦船に宛てたものは郵便を以て送達するのを建前とするのであるが、明治六年横濱、神戸、長崎の碇泊船に送達すべき電報に對し別に一定料金を徴するの制に創まり明治十二年一般の船舶に及ぼすこととなつたのである。

(14) 電 話 送 達

電報の速達を圖る一方法として電話託送の請求のない電話加入者に宛てた電報に對し、電話による送達方を発信人において請求し得る制を昭和九年より創められた。

(15) 局 待

発信人が発信局で返信を待つてゐることを通報する局待電報の制は明治十八年の創始にかゝる。

(16) 親 展

受信人以外の者の披見を憚るものに對し親展と爲すの制は明治三十三年に開始された。

(17) 配 達 日 時 指 定

同文電報と同様の制度であるが、本制度の特色は五十通以上の同文の電報を発信人の指定する配達日

- 時より配達することで、大正四年の衆議院議員總選舉を機として創始せられた。
- (18) 電話託送
明治二十三年十二月に電話交換業務開始と共に加入電話によつて電報を頼信し或は送達を受ける現在の電話託送制度が実施せられた。
- (19) 略號登記
自己の居所氏名に代へる略號を名宛に使用し得るの制度は明治三十三年に開始された。
- (20) 配達先登記
電報の受取人を特定し或は配達すべき場所を特定するの制度も明治三十三年に開始された
- (21) 局 渡
受信人が電報の配達を待たずに局で電報を受取るの制度は明治二十三年に創設せられた。
尙この間外國郵送電報は昭和九年一月に廢止され、又明治四十五年汽車乗客に宛てる停車場揭示電報を創設したが利用の實況に鑑み大正十四年に廢止された。
次に特別電報に關する制度は次の通りであるが、これを略記すれば
- (1) 新聞電報 (新聞電報認可規則)
新聞通信に對する料金の低廉を圖り新聞の文化的使命を助長するため、新聞電報制度が明治三十九年に制定せられた。次いで新聞通信送達上の便を圖るため一年を通じ毎日發著するものゝために豫約制度を又料金の後納制度を翌四十年に設けられた。
- (2) 船舶通報 (船舶通報規則)
航行中の船舶との連絡又は船舶の遭難狀況を知得するため、船舶通報制度 (通過報、信號報、海難報の三種に分つ) を明治四十年に制定し海運業者と船舶との連絡に役立たしめた。

- (3) 氣象通知電報 (氣象通知電報規則)
公衆の請求に基き、中央氣象臺及測候所において公示する氣象に關する事項を電信局所より電報にて知らせる氣象通知電報制度 (事項は全般天氣豫報、全般氣象特報、全般暴風警報、地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報、全般氣象實況報、上海氣象實況報に分つ) は、明治四十二年に設け漁業者、農蠶業者等の便に供することゝなつた。
- (4) 寫眞電報 (寫眞電報規則)
昭和五年電信の花形として登場し東京大阪間にその業務を開始した。寫眞電報は寫眞、繪畫等をその儘受信人に傳へる即ち従來の電信と郵便との特徴を兼備したものと云ふべく電氣通信界に新境地を開拓し、當初は甲號、乙號に限られたが、昭和六年に丙號更に昭和九年に小形の一圓寫眞電報を設けてからは利用頗る増加し、航空郵便とのコンビによつて外地との間にも利用せられてゐる現狀である。
- (5) 慶弔電報 (慶弔電報規則)
當初は年賀電報制度として昭和十年の年頭よりデビューし、大いに好評を博したが、社交上の儀禮たる慶祝弔慰の意を表する電報もその電文が略一致してゐる點に徴し、昭和十一年十二月年賀電報と併せ慶弔電報制度の實施を見るに至つたのである。
- (6) 同報電信 (同報電信規則)
電信局より一定の事項をツッカー機で同時に各加入者に通信する制は明治四十三年に設けられ、相場通信に便し、當初は東京株式取引所及附近仲買業者を加入者として實施し翌四十四年に大阪にも實施せられ今日に至つてゐる。
尙大正五年六月より間送電報制度の制定を見たが、時恰も時局の影響による通信激増のため大正七年以降一定の小區域を除き之れが取扱を中止し大正十二年三月遂にこれを廢止するの止むなきに至つた。

口、料金關係

電報料金制度は電信創始以來明治十八年に至る迄距離制を採用しつゝあつたが十八年之れを均一制に改め、其の後數次に亘り小改正を経て今日に及び現行基本料は次の通りである。

區 間	和 文		歐 文	
	基 本 (十五字以内)	累 加 (五字以内を 増す毎に)	基 本 (五字以内)	累 加 (毎一語を増す)
一、同 一 市 町 村 内	十五 錢	三 錢	十五 錢	三 錢
二、内地(小笠原島を除く)、各地間	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢
三、内地(小笠原島を除く)、小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮相互間	官報 三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢
四、南洋「ヤップ」島と帝國電信系(芝罘、上海及青島を除く)相互間	私報 四十 錢	五 錢	四十 錢	五 錢

創業當初は區間的に電信開通せられたので自ら距離制を施行せられたのであるが、事業は年を逐ふて加速度的に普及膨脹しその局所も増加したので明治十八年に至り料金制度を革新して均一制を採るに至つた。其の後明治三十二年に基本及累加字數單位を改正すると共に料金の一部を値上せられ、大正九年基本料を約五割値上せられ從來無料であつた名宛に五錢を課することゝせられたが、大正十四年名宛料を基本料に組替へられ現在に至つてゐるのである。(詳細は昭和十三年度電務年鑑九七頁以下参照)

内地外地間料金は明治三十年に内地臺灣間、明治三十九年に内地樺太間、明治四十三年に内地と朝鮮、滿洲及芝罘間、大正四年に内地南洋間に通信取扱開始と共に料金を制定されたが、現行の料金は大正九年内地相互間料金の値上に關聯し改定せられたものである。(内地南洋間料金は昭和七年の改定)

ハ、取扱時間

次に電信局所に於ける取扱時間に關して當初より相當制限があつたが、明治三十六年電報取扱の寡少な局に對し夜間の取扱を閉鎖することに改めた結果不便甚しいものがあつたので、幾程もなく受付時間を午前六時又は七時から午後十時までとし、大正七年からこれを一、二等局は午前六時から午後十時まで、三等局は午前六時乃至八時から午後八時までに変更、更に大正十二年に左の通り改正せられ現在に及んでゐる。

電信局所の電報取扱時間

一、二等郵便、電信局、集配三等郵便局	毎年三月一日より 十月三十一日迄 毎年十一月一日より 翌年二月末日迄	午前六時より 午後八時迄 午後七時より 午後八時迄
電報配達事務を取扱ふ無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所	毎年三月一日より 十月三十一日迄 毎年十一月一日より 翌年二月末日迄	午前七時より 午後八時迄 午後八時より 午後八時迄
電報配達事務を取扱はざる無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所	毎年三月一日より 十月三十一日迄 但し休日及休暇日に限り 毎年十一月一日より 翌年二月末日迄 但し十二月二十九日より 翌年二月末日迄 除外休日及休暇日に限り 正午迄とす	午前七時より 午後八時迄 午後八時より 午後八時迄 午後八時より 午後八時迄 午後八時より 午後八時迄
電 信 取 扱 所	午前八時より午後八時迄	

(備考) 一、至急、艦船發着無線、新聞、外國電報及時間外料を納付したものは一、二等局及郵便集配三等局は時

間に制限なく取扱ふ。
二、朝鮮宛は午後八時より翌午前八時迄は至急電報の外は取扱はない。
但し通常電報と雖も受付に限り内地受付時間内は之を受付ける。

七、電報利用状況(内國電報)

本項に於ては内國電報のみにつき述べ、外國電報に就ては別項國際電氣通信の外國電報利用状況に譲ることとする。(一八九頁参照)

電報の利用が人口の増加に伴ひ増加することは當然であり、又事業の始めに於ては制度の周知、設備の普及と共に増加することも亦當然である。

今明治二年の創業より昭和十三年度迄の七十年間を通観するに、反動らしいものは明治十五年から同十九年迄に漸落したこと、彼の歐洲大戰後に於ける經濟界の不景氣に因る大正九年後の急落との僅か二回に過ぎず、其の他は殆んど躍進の一路を辿つたのである。最近に於ける電信利用は、昭和七年を轉換期として經濟界の活況と貿易の振興とに乗じて好轉し逐年増高の一途を辿つて來たが、今次事變勃發は一層之が増勢に拍車をかけ國內生産力擴充、軍需景氣の勃興と相俟つて異常な活況を呈し、昭和十三年度に於ては内國發信(有料)通數六千七百三十九萬通で、永らく最高記録であつた歐洲大戰景氣に因る大正八年度發信通數を見事に破つた昭和十二年度の大記録を更に凌駕し、遂に創業七十年間以來の發信通數最高記録の樹立を見るに至つた。即ち昭和十三年度に於ける内國(日滿及日華を含む)電報總取扱通數三億三百二萬餘通の中、發信有料通數は六千七百三十八萬餘通であつて前年度に比し約二百四十三萬通、三分八厘(最近三箇年間に於ける平均増加割合は約七分)の増加である。此の増加原因は、主として支那事變が武力戦より長期建設戦に移行したのに因る時局産業の股賑等國內經濟事情の活況と、事變關係通信の利用増とに基くものであることは否定出來

ないが、他面十三年六月末前後に於ける關東及關西の水害禍、内閣の更迭及昭和十四年初頭より實施せられた日華電報制度に因り従來外國電報として取扱はれた日支間電報が内國電報に合算計上されることになつた等の特殊事情が與つて力あるものと思料せられる。
而して之を月別にみるときは八月及十月を除きすべて増勢を辿り、月に依り多少の差はあるが、前年度の如く月により四百萬臺、五百萬臺、六百萬臺とはげしく上下の變動なく、全年度を通じ毎月五百萬臺の通數を割つたことなく大體堅實な順増率を示してゐる。(内國電報統計月別通數二三八頁参照)且此の減少月に付ても事變前の昭和十一年同期に比すれば、前者(八月)は一割九分、後者(十月)は九分の増加であり、更に前年に於ける一箇月平均通數に比較するならば何れも二、三萬通の増加を招來してゐるのであつて一般的衰退に因る減少ではない。
次に事變關係通信の利用状況を述べて見やう。前年度に於ける事變關係發信通數は四百六十三萬五千通で全發信通數の七%(事變勃發の月七月より見れば約九%)を占めて居るに對し、昭和十三年度は五十五萬八千通減の四百七萬六千通で全發信通數の六%に當り、即ち前年度事變關係通數に對し約一割二分を減少してゐるが、此の通數は事變の進展に直接關係のあつたもののみであつて、事變關係通信を除く一般的利用としては左表の通り五分の順増である。

事變關係通信以外の増加状況

年 度	發 信 通 數	事變關係發信通數	差 引	對前年度増減割合
昭和十一年度	五、四四、三〇〇	—	五、四四、三〇〇	—
同 十二年度	六、四三、四二二	四、六三、〇〇〇	六、〇〇、三三九	〇・三三
同 十三年度	六、七、三六九、六四四	四、〇七、六八五	六、三、三三三、三四九	〇・五〇

然し乍ら事變關係信は減少してゐるが、支那事變の間接的影響として軍需工業等の飛躍的發展等に因り電報の利用を増進したことは、高度の統制經濟の實施の爲に本來ならば増率の低下を招來すべき筈なのに拘らず、昭和十三年度の自然増が前年度の増率に更に一分八厘、約三百萬通を増加したことに依つても了解されるであらう。尙事變前後に於ける發信電報増加狀況を見れば左表の通りである。

最近に於ける發信電報通數の増加狀況

年 度	發 信 通 數	對 前 年 度 增 減	同 上 一 ヶ 年 平 均
昭 和 八 年 度	五、〇五〇、二七三	二、五三七、五九二	〇・五三
同 九 年 度	五、四六四、一〇一	二、四三三、八三八	〇・四七
同 十 年 度	五、一八〇、二四四	二、七六、〇三三	〇・五二
同 十 一 年 度	五、四四三、三八〇	二、二七四、三五六	〇・四四
同 十 二 年 度	六、五三三、四二二	六、四九、〇三二	一・二二
同 十 三 年 度	六、三八九、六四四	二、四七七、三三三	〇・三八
			(事變發生後)
			(同上)
			(事變發生前)
			(同上)

即ち事變前に於ける毎年の増加割合は四分乃至五分二厘であつて、其の一箇年平均の増加數は二百四十八萬五千通、割合は五分一厘であるが事變發生後に於ては當初の年度に六百五十萬通の増加を見、次年度は更に二百四十四萬通増を示し、平均一箇年四百四十六萬七千通、七分六厘の増加であつて事變前に比し逐年約二百萬通、二分五厘の増嵩を招來してゐるのである。

以上の狀況より觀察するに、電信の利用は對滿支貿易の振興、大陸經營の進捗並に生産力擴充に因る時局産業の發達に沿ふて今後益々増加の傾向を辿るべく、事實昭和十四年度初頭より毎月一割内外の通數増加を示し居り、加ふるに本年九月一日獨逸の對波實力行使を機として第二次動亂の兆を現出せんとしつゝある歐

洲狀勢は、前歐洲大戰當時の事情に鑑み電報通數は必然的に現増勢に更に拍車をかけられるものと思料せられる。(電報通數統計二三六、三二三、三五二頁参照)

八、電信收入狀況

大正十二年關東大震災に於て關係資料全部滅失した爲、明治二年創業より大正十二年に至る迄の電信收入は明かでないから本項に於ては大正十三年度以降の收入狀況を述べることとする。

電信收入の科目別内譯は切手で收納する切手收入と現金で收納する電信收入の二つであつて、電信收入は更に内國電報料、外國電報料、請願電信費納付金及電信雜收に區分される。昭和十三年度の實績に依れば、切手及現金で收納した内國電報料の合計は二千九百五十四萬圓で全體の六割一分九厘、同外國電報料は千七百九十七萬圓で三割七分七厘を占め、其の他の合計は十七萬圓で僅かに四厘であるから、以下内國電報料と外國電報料とに就て其の概略を述べることしよう。

イ、内國電報料

内國電報料は大正十三年度以降昭和六年度迄經濟界の不況に因り減收を續けて來たが、昭和七年度より滿洲事變の戦後經營、同十三年の支那事變等に因る軍需工業の旺盛と、之に伴ふ商工業の著しい活況が電報の通數及收入に多大の影響を與へ年々増勢の一途を辿り、昭和十三年度に於ては事變關係收入が前年度より四十六萬圓減少したにも拘らず、尙切手收入に於て九十八萬圓、現金收入に於て百六萬圓、計二百四萬圓割合にして七分四厘を増加してゐる。之を更に昭和十一年度に比較すれば五百八十三萬圓、二割五分の激増である。之は前述の理由による外十四年一月より日華電報制度が創設せられ、從來外國電報料であつた中支那宛電報が本收入に移つたこと及前年度に施設した電信事務取扱局の月割増加等が増收の主要原因になつたもの

と認められる。

ロ、外國電報料

外國電報料は、大正十三年度千二百十二萬圓、同十四年度は稍々増加して千二百二十九萬圓を示したが、之を頭として、其の後漸減し昭和五年度には九百三十六萬圓となつた。然るに昭和六年度より急騰して同十一年度には二千六百八十八萬圓となり、翌十三年度に至り再び急落して千七百九十七萬四千圓に減少したのである。今昭和十三年度を前年度に比較すれば切手収入に於て三萬圓、現金収入に於て三百六十七萬圓、計三百七十萬圓割合にして一割七分一厘を減少してゐる。之は前述の如く日華電報制度が制定されて從來の外國電報料が内國電報料に移行した當然の減收に因るの外、尙支那事變の長期化に伴ひ物資統制及爲替管理等が相次いで實施せられたので、此の影響を受け外國貿易が全く不振に陥つた爲外國電報の利用を著しく減退せしめたこと及事變關係収入が五十一萬圓も減少したこと等が主な原因として挙げられる。

而して外國電報料は、内國電報料と異なり、其の取扱通數と増減割合が一致しないのが普通である。今試みに大正十三年度以降に於ける収入と電報通數及貿易額との關係を見るに大正十三年度より同十四年度が少し多く、昭和五年度又は同六年度を底とし同十二年度迄漸増してゐる迄は大體三者一致してゐるが、電報通數の増減割合が収入又は貿易額の其れに比し著しく緩慢である。即ち大正十四年度から昭和六年度の六年間に収入は二割三分の減、貿易は五割一分の減に對し、發信通數は僅かに三分の減に過ぎない。又昭和六年度より同十二年度に至る六年間に収入は十三割餘の増、貿易は十九割餘の増加に對し發信通數は一割三分しか増加してゐないのである。

按ずるに外國電報は、(1)對手地に依り料金が著しく相違すること。(2)後廻電報書信電報の如く非常に低廉な料金制度があること。(3)商用電報の如く極度に短い暗號電報と、官報、新聞電報の如き長文電報とは同じ

一通でも料金が著しく相違すること等の事情に因り、収入と通數との増減割合が一致しないものと思はれる。(電信収入統計二四九、三二五頁参照)

九、官應用及私設電信

イ、官應用電信

官應用の電信は明治二年十二月外務省が築地傳信局に電線を接続し専ら省務通信の用に供したのを嚆矢とし、同五年五月諸官廳電信線架設取扱略則を設け爾後各官廳に於て架設するものに對しこの略則に基きその都度條約書を交換することとした。之に依り明治五年九月東京、横濱間の鐵道停車場に電信分局を置き鐵道報通信の専用に供する爲電信線三條を架設したが、これが鐵道事業用電信の創始で、警察事務用電信は明治七年十月警視廳及その各支廳間に架設し且之を築地傳信局に接続したのに始まる。斯くの如く鐵道用を除く外は皆遞信省の電信局に接続せしめることとした。官應用の電信を以て公衆通信の取扱を始めたのは鐵道事業用に在つては明治十一年十二月で、警察事務用は明治十三年四月であるが、後者は本務上支障不尠爲翌年一月迄に全部廢止した。略則制定以來諸官廳に於て電信を扱ふ場合は公衆通信を取扱ふと否とに不拘總て電信分局と稱したが、明治十九年八月之を電信取扱所と改稱することとした。明治三十三年八月勅令を以て「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」制定せられ、之に依り官廳が事務執行の爲電信電話を施設する場合は軍用電信法に依るもの以外は遞信大臣の定める規程に依るべきこと、又この電信電話は公衆通信の用に供せしめることある旨明かにされ、之に基き同年九月省令を以て官應用電信電話規程制定せられ、其の施設範圍としては電信法第二條及私設電信規則第二條の施設範圍の外に警察事務及刑事訴訟事務の専用に供するものを加へ、その他の出願、届出及施設方法等に關しては殆んど全部私設電信規則を準用し、又この施設の監督に關しても私

設電信電話の監督に關する規定を準用し來つた。

公衆通信供用に關しては、明治二十一年十一月鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱細則及同二十八年十一月同改定細則に依り來つたところ、それ以前は前述の通り事實上の公衆通信を取扱つては居たが別に法文化されたものはなかつた。大正四年十一月より施行せられた私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則中の殆ど全部を準用すること、し現在に至つた。

今其の施設の目的に依り之を區別すれば(一)同一構内に施設するもの、(二)警察事務及刑事訴訟事務用、(三)事業専用(例へば鐵道、營林又は火防等の事業用)、(四)電報送受用、(五)近接地連絡用(同一市區町村内又は隣接市區町村間に施設するもの)等であつて、孰れも當該事務又は事業の専用に供する爲施設するものである。上記目的別の施設中何等許可又は届出を要しない(一)の同一構内に施設するものを除き、詳細な施設狀況(昭和十四年三月末現在)は別掲官廳用電信統計(二五〇頁)に示す通りであるが、其の概況を記せば次の通りである、尙括弧内は總數(信號施設を除く)に對する割合を示すものである。

(1) 警察事務用

官廳用電信電話規程第一條第二號に依り施設するもので、其の回線數は九〇(一割六分)、線路亘長九六五杆(一分)、電信機數一二〇箇(四分)の程度である。而して之は總て警視廳及其の管下警察署間を連絡してゐるもので、電話の發達著しい今日殆んど限られた特殊の通信のみに使用せられてゐるのである。

(2) 事業専用

規程第一條第三號に依る施設で總て鐵道省に所屬するものであるが、此の中には普通の施設の如く許可を要するものと鐵道線路に沿ひ停車場、聯絡所又は信號所相互間に施設するもの、如く許可を要しないものとがあり、其の回線數は四六七(八割一分)、線路亘長六三、五九八杆(九割八分)、電信機數二、

三七三箇(九割四分)で、其の割合の示す如く本事業用施設が官廳用の電信の大部分を占めてゐるのは、鐵道事業に於て今猶電話以外に電信を必要とする場合が相當あることを物語つてゐる。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り施設するもので、其の回線數は一八(三分)、線路亘長五一杆(一分)、電信機數三六箇(二分)で、總て東京都市遞信局管内の官廳に於て施設してゐるもので特殊施設としては東京中央電信局との間に中央氣象臺の印刷電信回線がある。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依る施設であるが現在該當のものはない。以上は所謂純然たる電信で、特別の技倆を有する者でなければ通信の操作が不可能である爲其の施設は極めて限られた範圍に止まる譯であるが、此の外特に電信の範疇に入るものとしては、比較的簡單に特定事項通報の目的を達する事の出来る信號施設たる正午時通報、火災報知及其の他の通報用の施設がある。而して其の回線數、線路亘長、及機械箇數は別掲官廳用電信統計(二五〇頁)の通りであるが、其の利用されてゐる數は正午時通報用施設を除く外は前記一乃至四に比し概して多數を示して居る。

口、私設電信

電信の私設は政府の機密を漏洩する虞あるばかりでなく、國際上にも關係を有する爲明治五年九月工部省同に對する太政官指令は悉く之を許可しないことに決定したが、明治七年七月工部省布達を以て官線の本線へ接続する支線に限りその施設を許可することとし、同年八月電信私線規則を施行せられた。其の後電信條例の改正、私設電線規約の創設、電信電話線私設條規の制定等あつたが、時勢の進運に伴ひ電氣を應用する各種事業の勃興を來すに及び、之を監督保護すると共に取締を一定するの必要に基き、明治三十三年十月電信條

例を廢止して新に電信法施行せられ電信及電話の私設範圍を定めた。即ち一邸宅若は一構内、鐵道事業その他之に準ずる事業、公共團體の事務執行の爲一定地域内、電報送受用及一定地域内に於ける専用に供する施設に限定し、同時に制定せられた私設電信規則に於て施設範圍の内鐵道事業その他之に準ずる事業の専用にするもの、範圍を一層明かにし、且新設、變更、廢止、讓渡の出願又は届出、施設方法及架設上の諸制限等を規定した。又同時に私設電信に依る公衆通信取扱規則をも施行せられた。

更に大正六年八月私設電信電話無線電信監督事務規程を制定し、官廳用電信、私設電信の適正なる運用をなすべく監督取締の萬全を期してゐる。

現在私設電信は電信法第二條の規定に依り施設するもので、其の目的に従ひ區別すれば(一)一構内一人の専用、(二)事業専用、(三)公共團體事務用、(四)電報送受用、(五)近接地連絡用等で、孰れも當該事務又は事業の専用に供する爲施設するものである。以下施設目的別「(一)を除く」の概況は次の通りである。(私設電信統計二五二頁参照)

(1) 事業専用

電信法第二條第二號に依り電信の専用を必要とする事業の爲施設するもの、即ち此の事業の細別は私設電信規則第二條各號に於て規定せられるところで、其の回線數は三、線路互長八七籽、電信機數九であつて總て鐵道事業用の施設である。

(2) 公共團體事務用

法第二條第三號に依る施設であるが現在該當のものはない。

(3) 電報送受用

法第二條第四號に依り施設するもので、其の回線數は二五、線路互長六八籽、電信機數六六箇で、東京都及大阪兩逓信局管内大都市に於ける多數の電報利用者たる主要新聞社、特殊銀行、會社の施設に係

るものである。尙別に特殊施設として大阪中央電信局との間に大阪朝日新聞社の氣送管一回線がある。

(4) 近接地連絡用

法第二條第五號に依るもので現在該當のものはない。

以上各數字の示す如く私設電信が極めて少數なことは電信有技者でなければ機械を操作出来ないことを考へ併せれば自ら諒解されやう。

尙此の外信號施設としては正午時通報用、火災報知用、其の他の通報用があるが、(回線數、線路互長、機械個數は別掲私設電信統計二五二頁参照)前記一乃至四に比し遙かに多數を示すのは官廳用の場合と同様の理由である。

3. 電 話

一、電話の起源

電話は古くから各國に於て研究の對象となり既に西曆一八三七年頃から各種の發明が發表されたが、これが實用に供されたのは西曆一八七六年即ち明治九年のことで、グラハム・ベルが米國ボストン市で始めて電話によつて通話を行つたのが其の濫觴である。

次に我國に電話機が始めて輸入せられたのは明治十年十一月で、ベルが發明した其の翌年である。當時の主管廳である工部省では直ちに之が模造に着手し、同月東京横濱兩電信局間に試用し非常に成功したので、同年十二月には宮内省と工部省との間に線路を新設し電話回線が作られたのである。之が我國に於ける電話實用の最初である。

二、電話取扱局所

明治二十二年東京熱海間に於て一般公衆電話の取扱を開始したのが電話局所の最初である。次いで翌二十三年東京、横濱に電話交換局を設置し加入者相互間の電話の取扱を開始すると共に、兩市内に十六箇所の電話所を設置し公衆通話の取扱を開始した。

斯くの如く創業當時は電話交換局二、電話所十六の十八箇所に過ぎなかつたが其の後逐年増加し、明治三十三年には新橋、上野兩停車場其他二箇所に自動電話、即ち公衆電話所の設置を見、次いで明治三十五年地方小都市の加入者の普及を目標とし特設電話制度が制定されたのである。

明治三十六年従前の諸官制を廢し新に通信官署官制公布せられ、通信官署中郵便局は最も普遍的なものとして電話も取扱ひ得る事となつたので、電話交換局は東京、大阪に中央電話局を置き其の他は主として一等郵便局に合併した。爾來電話取扱局所の増設に努めて來たのであるが、昭和十年従來の電話所にも電信事務を開始し電信電話取扱所と改めた。更に又昭和十二年改正の電話擴張改良五箇年計畫に於ては、郵便局の在る所必ず通話の取扱を爲さしめる方針を樹立すると共に、同年郵便取扱所に於ても電話事務を取扱ひ得ることとし、従來郵便取扱所と同一箇所に併置してあつた電信電話取扱所を郵便取扱所に合併整理し通話局所普及に大飛躍を試みた。其の結果昭和十三年度末現在に於ては其の數一萬五千六百四十五局に達し、交通不便な山間僻地の非加入者と雖も最寄りの通信官署に於て電話の利便を均霑し得るに至つた。

通話局所と共に非加入者の電話利用機關として、主に街路、驛構内、公園等に設置せられる公衆電話所も亦累年増設せられ、昭和十三年度末現在に於ては四千七百六十箇所となるに至つた。

尙加入者收容の電話交換局は電話利用上同一集團と認められる地域毎に一區劃を設定して土地の狀況に即應することに努め、既設交換局の加入區域を擴張或は合併し、殊に都市に於ける電話需要の旺盛なのに鑑み都市加入者の増加を圖ると共に、又地方にも電話通信の便を供與して僅少加入者收容の交換業務を開始した結果、加入者十六萬餘を收容する大電話局より一名收容の電信電話取扱所を併せ昭和十三年度末には電話交換局六千六十六局に及び、電話局所の普及が文化の向上、經濟の進展に資する所尠しとしない。

現在電話局所としては電話局、郵便局、電信局（下關）、電信電話取扱所、郵便取扱所とがある。（現業機關六三頁、電話取扱局所統計二五五、三二七、三五四頁参照）

三、電 話 線 路

電話線路は明治十年十二月宮内省と工部省との間に線路を建設し電話回線が作られ、電話の實用に供され

たのに始まる。

電話創業當時の市内電話線路は總て單線式架空裸線であつたが、加入者の増加に伴ひ裸線の架渉困難となつたので明治二十六年架空「ケーブル」を併用し、又單線式は通話の明瞭を缺くので明治三十年に至り複線式に改められた。而して此の間交叉架線法、或は硬銅線の製造等も亦案出せられ通話距離は大いに擴張されるに至つた。尙明治三十年には始めて地下「ケーブル」として百對鉛被紙「ケーブル」を採用し、大都市に於ける主要幹線は漸次機會ある毎に地下「ケーブル」とすることになつた。斯くして多對「ケーブル」の必要性年と共に高まると同時に「ケーブル」製造技術も著しく進歩し、大正十年には八百對、同十一年には千二百對のものを採用するに至り、現在に於ては市内電話は加入者の密集地の殆んど全部が架空又は地下「ケーブル」となつてゐる。

次に市外電話線路に付て見るに、明治二十二年東京熱海間に始めて公衆用市外通話が開始され、明治三十三年には東京大阪間に始めて長距離市外電話線路を開設し、更に明治三十七、八年日露戰役に際しては東京佐世保間に於て市外通話を爲し得ることとなり、市外電話線路建設技術上長足の進歩を示した。

而して之等市外線は何れも架空裸線であつたが、明治四十二年大阪局下淀川間約六杆の區間に「コンボジツト」鉛被紙「ケーブル」を敷設して以來、市外電話線路にも亦「ケーブル」使用の機運を作り、大正十一年大阪堺間約十六杆の區間及門司黑崎間約二十六杆の區間に無裝荷地下「ケーブル」の開通を見た。尙同年十月大阪神戸間に裝荷重信「ケーブル」が竣成し我國市外電話用「ケーブル」に一新紀元を劃するに至つた。更に技術の進歩に伴ひ主要幹線は悉く之を「ケーブル」化せんとする計畫成り、其の第一歩として昭和三年御大典に當り先づ東京神戸間を、昭和五年岡山地方大演習舉行前に神戸岡山間を夫々「ケーブル」化し東京岡山間五百哩を完成した。

斯くの如く市外電話幹線の「ケーブル」化は年を逐うて着々實現せられ、現在北は青森より南は佐世保迄

國內主要幹線は殆んど全部「ケーブル」化した状況である。殊に昭和十三年十一月よりは待望の東京名古屋間第二「ケーブル」竣成し主要幹線二ルート主義の實現を見たのである。此の外海底「ケーブル」の發達も著しく、大正十一年備讃海峡、大正十五年四月津輕海峡、更に昭和八年朝鮮海峡、昭和九年宗谷海峡と夫々電話「ケーブル」を敷設して、遂に内地と朝鮮及樺太等外地との間の連絡を完成したのである。

尙豫て建設工事中であつた無数荷ケーブル方式による日滿連絡長距離ケーブルも愈々諸般の施設を完了、昭和十四年九月三十日を期して其の施設工事落成式を舉行する運びとなり、茲に蜿蜒三千軒に亘る劃期的長距離ケーブルの完成を見たのである。

次に市外電話回線に付てであるが、これも亦線路の發達に伴つて著しく進歩し、昭和十三年度末現在に於てはその總數一萬四千九百三十四回線で、其の回線延長は五十九萬八千三百三軒に達してゐる。其の中實線は總回線の八十五%、重信線は一三%、搬送線が一%、其の他双信線若干といふ状況である。今之等回線につき述べれば（實回線を除く）

(1) 電信電話共用線

其の構成が單なる電話回線で、電話通話に使用する電話機に依り電報をも送受するもので現在三千五百八十二回線ある。

(2) 重 信 線

電話線を増加しないで既設電話線を利用する即ち實線二回線を作成し通話をなすものを云ひ、明治二十七年大阪神戸間に於て實驗の結果好成绩を得てより廣く採用せられた。昭和十三年度末現在に於ては二千七回線、回線延長十二萬六千五百五十八軒の多きに達してゐる。

(3) 双 信 機

同一の線條に電信機と電話機とを取付け電信及電話回線を各別に作成し、以て電信と電話とを同時通

信し得るもので現在四十二回線ある。

(4) 搬 送 線

實線一回線に周波數を異にする數種の高周波電流を重疊せしめ、各高周波電流をして通話電流を搬送せしめて、同時に多數の通話をなし得る經濟上有利な回線である。昭和二年八月東京名古屋間に始めて實施されてから全國重要區間に之が實施を見るに至つたが、殊に昭和十三年二月十一日より實施せられた大阪奉天間、同十四年六月よりの東京及福岡對奉天間、同年七月よりの大阪天津間は何れもこの搬送式を利用したのである。又現在放送中繼線の一部は此の搬送回線を使用して居り、海底線にも亦昭和八年七月津輕海峡に之を實施したのを始めとして朝鮮海峡、宗谷海峡其の他主要區間の海底線は殆んど之を使用して居るのである。而して昭和十三年度末現在に於ては百七回線、回線延長四萬一千八百六十軒に及ぶ状況である。

又市外通話のサーヴィス向上に關しては市外回線の擴充と併行的に努力を拂ひ、其の通話接續方法等についても、大都市市内局と其の近郊地局との間には市内交換と同様に待合時間を殆んど要しないで接續せられる即時（A B トール）及準即時（C L B）市外通話方式が採用せられることゝなつた。即時市外通話方式は大正十二年十二月京都伏見間に實施せられて以來、昭和十四年九月三十日現在に於ては東京及大阪附近其の他の地に於て百三十四區間に實施せられ、準即時市外通話方式は昭和八年六月大阪神戸間に採用せられて以來現在東京、阪神及北九州方面に於て六十區間に實施せられてゐる。殊に昭和十年九月より始めて荏原局に於て對東京發信に用ひられた自動接續即時市外通話法は、現在十七區間（外に自動接續準即時市外通話法採用區間一區間あり）に之を採用して居るが、此の方式は都市近郊自動式局加入者から交換取扱者の手を経ないで、自局加入者を呼出す場合と同じ様に直接相手都市局加入者を呼出すことの出来るもので、大都市市内局と近郊局との市外通話接續は益々迅速且簡便化せられるに至つた。（電話線路統計二六一、三二七、三五六頁參照）

四、電話機械

世界最古の電話機は一八七六年ベルの發明にかゝり、我國に於ては明治十一年六月始めて國産電話機を製造し、其の後種々改良を加へ明治十八年中著型電話機、明治二十一年新中著型電話機が製作せられ使用せられた。一般加入者用電話機としては明治二十三年十二月東京及横濱に電話交換業務開始に當りガウエル、ベル電話機を使用し、その後長距離電話の開通に伴ひ益々通話能率増進の必要に迫られ、明治三十年より現在使用してゐるデルビル電話機及ソリッドバック電話機を用ひるに至つた。

次に電話交換機は當初より加入者宅内に電池を装置し加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機が用ひられ、今日尙この方式は地方小都市に存在してゐる。これに對し電源を交換局に置き加入者の爲便利な共電式交換機は明治三十六年京都局に於て始めて實施せられ、隨て全國の主な都市の電話交換機は共電式化せられんとしたが、技術の進歩は更に交換上人の操作を要しない自動式交換機を出現し、我國に於ては偶々大正十二年の關東大震災により壊滅した電話局の復興を機として大正十五年始めて東京横濱に自動式交換機を採用し、現在に於ては六大都市及其の近郊地は勿論全國の重要都市に之を採用し、昭和十三年度末現在に於て局數九十七局、加入數三十五萬餘に及んでゐる。尙別に自動交換方式の中特異性のあるのは小自動交換装置で、昭和八年度から實施を見るに至り昭和十三年度末現在では三十局に過ぎないが、全然交換人員を要しないことゝ及少數加入者の場合でも經濟的運営が出来るので地方小都市の電話交換方式として活用されてゐる。尙現在使用の機械名及其の效用を示せば次の如くである。(電話機械統計二六三、三五九頁参照)

(一) 電話機

機 械 名	實用開始	構 造
磁石式壁掛電話機	明治三〇年	磁石式加入者用で木箱中には磁石發電機、磁石電鈴、誘導線輪其の他の附屬品を納む、送話機はデルビル型とす。
磁石式乙號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用しない卓上電話機で木箱中は壁掛と同様、又送話機はデルビル型とす。
磁石式甲號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用する卓上電話機で金屬製の本体内及底部には附屬品を納む、送受器はデルビル型とす。
共電式壁掛電話機	明治三六年	共電式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む、送話器はソリッドバック型とす。
共電式卓上電話機	大正一四年	スタンド型で絶縁型としたもの、木箱の附屬電鈴には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器等を納む、送話器はソリッドバック型とす。
自動式壁掛電話機	大正一五年	自動式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を収む、又ダイヤルの装置があり送話器はソリッドバック型とす。
自動式卓上電話機	大正一五年	スタンド型卓上電話機で共電式卓上電話機にダイヤルを装置したもの。
三號壁掛電話機	昭和一二年	送受器を使用する壁掛電話機で共電式及自動式にも適し通話能率使用上便利な最新型のもの。
三號卓上電話機	昭和九年	送受器を使用する卓上電話機で共電式及自動式にも適し通話能率、使用上の利便、體裁の優美な最新型のもの。
公衆電話機	明治三三年	通話料金投入口を設け交換手の相圖に依り一通話時相當額の料金を投入して通話するもの、共電式は明治三十六年頃より又自動式は昭和六年頃より試用す。

(二) 市内交換機

機 械 名	實用開始	機 能	用 途
磁石式單式交換機	明治二二年	一臺一座席であつて加入者七五名を收容し得るが三臺以上の場合には中繼交換となり電話番號を二度稱呼する必要がある。	加入者五〇〇名以下の小局に使用せられる。

區 別	摘 要
自 動 式	加入者自身に於て電話機に設備せられた「ダイヤル」に依り局内自動交換機を操作し相手加入方を呼出す方式で自動交換機は交換方式上の原理に依り種々分類し得られるが現在我國に於て主として採用せられる方式は左の通りである。 (2)(1) Strowger 式 Siemens & Halske 式

(二) 市 外 交 換

市外電話交換取扱は市外線を通じて相手局を呼出す方法により左記の通り分けられる。

區 別	摘 要
信 號 式	一般の市外線に用ひられ、信號電流を送つて相手局の表示器を働かし又はランプを點火せしめ相手局取扱者を呼出し打合せをなす方式を云ふ。
電 信 々 號 式	市外電話回線に重疊して電信回線を作成し電信により打合をなす方式を云ふ。従つて加入者の通話中に於ても打合が出来から信號方式に比し一割程度の疏通能力を増加し、長距離回線に採用して經濟上有利である。
指 定 線 式	兩地間に相當多數回線ある場合之を發信用、著信用、中繼用に分類して使用し、別に指定線と設け之により交換打合せをなす方式を云ふ。従つて方式は取扱簡易なもののみならず通話の速達をも期し得るものである。
「トールダイヤル」方式	著信局が自動式局又は共電式局(コールインヂケータの設備を要す)の場合回線を發著に分類し「ダイヤル」により直接加入者を呼出す方式を云ふ。本方式は自動局に於ては著信市外局が不用になり、従つて之に對する配置人員を節約し得ると且局舎も相當餘裕を生ずるの利益がある。 尙「ダイヤル」は重信の組成しない實回線により直流「インパルス」を使用するのが普通とするが、距離の長い區間に於ては交流「インパルス」を使用するのが技術上經濟上(重信を組成してゐる實回線も使用し得)有利である。

次に公衆に與へる「サービス」即ち待合時間の有無によつて左の通り分類せられる。

區 別	摘 要
待 時 式 市 外 通 話 法	一般市外通話に採用してゐるもので市外接續臺と別に記録臺を設け、此の臺で通話申込を受付けた後一旦受話機を掛けて待たせて置き、接續順位が來たとき市外接續臺に於て改めて加入者を呼出し接續する方法を云ふ。従つて通話申込より實際通話し得る迄には相當の待合時分を生ずるのである。
即 時 式 市 外 通 話 法	大都市と其の近接地の如く互地間の通話需要が甚大で、且高速度機器の普及に伴ひ電話通話の「スピードアップ」を必要とする都市間に於て自動式局及共電式局に採用するものであつて、記録臺を設けず市外接續臺(即時發信臺又は市内臺)にて交換證を作成し直ちに相手加入者を呼出し接續する方法を云ふ。従來の例によると之が施設によつて通話著しく増加し、市外回線は約二倍乃至三倍を必要とするやうになるので線路の「ケーブル」化しない區間では施設困難である。 又自動接續即時市外通話法は全然交換手の仲介を経ないで自動局加入者自ら「ダイヤル」し、直接相手局加入者を呼出す方法で通話数は自動的に登算されるものである。
準 即 時 式 市 外 通 話 法	即時市外通話法と殆んで同様であるが市外回線を潤澤に設備し得ない區間に採用するのであつて、一日中の繁忙時間には待時式取扱となることもある。

五、電 話 従 事 員

電話加入數及市外電話回線數又は利用通話數の増加に伴ひ、之が運用の衝に當る電話従事員も亦逐年増加しつゝあるが、その増加率は電話技術の發達に因り、全然交換取扱者を必要としない自動交換機或は能率の高い交換方式の採用等に因り必ずしも前者の増加率とは併行せず、相當低位にあるのである。即ち昭和四年度末の従事員數三萬八千七百五十七名が昭和十三年度末に於ては五萬七千八百五十名に達し十箇年間に四割九分の増加を示して居るが、之に對し加入數に於ては四割六分、市外回線數に於ては九割五分、通話數に至

つては市内通話は七割一分、市外通話は十三割二分の増加となつてゐる。而して昭和十三年度に於て普通三等局の定員が著しく増加して居るが、(別掲電話従事員累年統計三三〇頁参照)之は實質的な増加ではない。其の理由は昭和十二年度に於ける三等局制度改正に伴ひ、集配局は従來の渡切費に依る事務費を改め定員化したのであるが、電話交換要員に付ては普通三等局の雇員職制が通信事務員の一職に止る關係上令達定員を換算増加し使役する方法を採つて居たものであり、これは運用上不便の點多々あるに鑑み、集配普通三等局に電話事務員なる職制を制定し上記の換算増加を廢し、昭和十三年十一月一日より實施した結果に因るものである。(電話従事員統計二六九、三三〇頁参照)

六、電話制度

イ、法令關係

本邦に電話機の輸入せられたのは明治十年十一月であるが、電話に關する最初の法令は明治十八年に改正された電信條例で、之により電話事業を國家が專掌することを明かにしたのである。然し乍ら電信條例は元來電信に關する事項を規定對象としたものであるから、明治二十三年に電話事業を創始されて以來電話の基本法として見るには少からず不充分の點があり、又電信としても其の後に於ける發達狀況より見て内容整備の要に迫られるに至つたので、明治三十三年三月新に電信法を制定して電信及電話を一態様としたのである。而してこの電信法は事業運用の實際と社會の實情とに適應せしめる爲、大正五年に内容の一部に改正を施したのみで今日に及んで居るのである。

電話の利用に付ての實際の取扱に關する規定は右の基本法に根據を置いて省令以下の形式を以て制定されるのが例であるが、その最初のもは明治二十一年十二月に制定された電話通信手續であつて、之により東京電信局熱海電信局間に電話通話を開始したのである。一般公衆通信の用に供する爲のものとしては明治二

十二年一月に定められた電話取扱心得が最初のもので、東京熱海間の公衆通話を取扱つたのである。次いで電話交換即ち加入電話に關するものとしては明治二十三年四月電話交換規則が制定せられ、東京及横濱兩市に電話交換業務を開始するに至つたのであるが、同規則は單に加入關係に付て規定するのみならず、通話に關する事項をも併せ規定し、電話利用に關する一切の事項を包含して居たのである。此の規則は明治三十九年に廢止されて其の代りに電話規則が制定されたのであつて、其後電話規則は大正八年及昭和十二年の兩度に亘る大改正の外、社會の進運に應じ屢々部分的の改正を行つて現在に及んでゐるのであるが、その規定内容は電話利用に付ての社會の要望が昂まり又電話技術の進歩に伴ひ逐次變更され、昭和十二年の大改正に際しては電話規則は電話利用の一般的形態である電話加入關係に付てのみ規定することとし、特殊的利用形態及電話通話に關する規定は別體系によることとなつて今日に及んでゐる。

今電話規則の規定する加入電話制度の主な内容に付て略述すれば次の通りである。

一、加入種別

現在は單獨加入と共同加入の二種類のみであつて連接加入の制度は昭和十二年の大改正によつて廢止された。

二、加入區域

普通加入區域及特別加入區域に分たれるが區域外と雖も特に加入を認められる場合がある。この區域外加入制度は明治三十年から官廳又は公署に限つて認められて居たが、一般的には大正八年に初めて認められたものである。

三、加入申込及受理方法

(1) 普通加入申込受理

普通加入申込に付ては受付期間の定めがあり、受付期間中の加入申込が受理豫定數以上になつたと

きには抽籤によつて受理を決定し、受理されたものは必ず設備費を納めることになつて居る。電話事業創始以來昭和十二年十二月迄は何時でも加入申込を受け、その受付順番に従つて無料で架設する所謂順番開通制度が加入申込に關しての大原則であつたのである。

然し乍ら實際には此の方法のみでは加入申込の希望を満足させることが出来ないので、色々な開通制度が實行されて居たのである。即ち明治二十三年交換業務を開始して後數年を経過した頃より電話加入の申込数は常に電話架設の豫定數を超過する現状となつたので、此の供給不足の状態を緩和する爲に明治三十五年七月には特設加入電話規則(明治三十八年五月特設電話規則と改稱)を制定して地方の小都市及農山漁村の電話普及を企圖し、(該規則は昭和七年に之を廢止して電話規則に結合した)明治四十年には電話規則を改正して加入申込者が電話開通に要する物件を寄附するときは順番によらず開通する寄附開通制度を設け、又明治四十二年五月には六大都市の加入申込者中政府の定める一定の至急開通料を納付するものには、申込の受付順番によらず必ず受付けた年度内に開通する制度として電話至急開通規則を制定實施した。然しそれでも尙電話供給不足状態を緩和するに至らなかつたので大正八年には電話規則による電話の加入申込は原則として之を受け付けないことにすると共に、電話至急開通規則を改正して加入申込者以外の者も至急開通の申請をなし得ることとし、更に大正十四年には受付期間を設けること、抽籤により受理を決すること、設備費を納付すること等を骨子とする電話特別開通制度を全国的に實施し此の制度は昭和十二年迄存続したのである。

(2) 公益受理
現行電話規則の加入申込及受理方法は電話特別開通制度の方針を踏襲して形式上のみ存在し、實際上は大正八年以降に於て全然行はれなかつた隨時申込無料架設制度を廢止したものである。

(2) 公益受理
公益受理制度は官廳、公署又は公益事業の用に供するものは受付期間に不拘加入申込を受理して架

設するものであつて、明治三十一年に加入申込順番に拘らず優先的に架設する制度を設けたのが本制度の始まりである。

(3) 臨時電話

臨時電話の申込も又何時でも受けけるし又設備費納付を要しないのであるが、これは冠婚葬祭競技會各種會議等の場合臨時的に短期間利用を希望するものゝ爲に、昭和十一年七月に臨時加入電話規則を制定實施したのに始まるのである。

(4) 特別受理

電話規則上は加入電話の申込方法は右の三種に限られて居るのであるが、昭和十二年今次支那事變が勃發し、その進展に伴つて物資の使用制限が強化され電話擴張用資材が不充分となつて來たので、戦時下の國家的要請に應じて、昭和十三年度及十四年度は新規の加入者増設は時局上緊要と認められる事業の用に供せられるものに限ることとし、各別の省令を制定實施せられたのである。(重要事項解説三五頁参照)

四、電話設備及特殊装置

加入電話の設備維持は政府に於て行ふを原則とし、特殊の場合にのみ加入者が負擔することになつてゐる。政府が設備維持を行ふことは事業創始以降一貫した原則であるが、開通制度に付て前述した通り特設電話制度、寄附開通制度等、加入者をして設備を行はしめることを原則として認めた制度も過去に於ては一時的には存在して居たのである。

特殊装置と云ふのは増設機械、接續電話、發著信専用、卓上電話機及特別市外通話装置の如きものであつて、明治三十年乃至大正八年の間に於て社會的要望と技術の發達とに伴ひ順次之等を認め、其の後も利用狀況に應じて適宜の改正を行つて居るのである。

五、電話加入の譲渡及電話機設置場所の制限

電話の加入の譲渡は逓信局長が公益上支障ありと認められた時は之を承認せず、又電話機の設置場所は原則として加入者の居所住所又は業務に使用する場所に限ることとなつて居る。

事業創始以來昭和十四年一月九日迄は、大體に於て加入者が自由に譲渡をなし又設置場所を定め得ることになつて居たのであるが、これが爲に電話供給不足の状態と相俟つて電話加入に交換價格を生じ、電話は賣買、貸借又は金融擔保の對象物として取扱はれるに至つて居たのである。然るに支那事變勃發以來電話需給の不均衡は一層甚だしくなつて來たので、この需給不足の間隙に乗じて不正取引爲が増加する傾向を示し、電話を射利目的に供する思想が一般に瀰漫して電話の公正な普及を紊し、事業の健全な發達を阻害する惧れがあるに至つたので、事業の公益性を擁護して電話利用形態の正常化を圖り電話取引を公正ならしめると共に、戦時下低物價政策に順應して電話市價を適正ならしめる指導精神の下に電話統制を行ふ必要ありと認め、昭和十三年十二月前述した通り加入譲渡及電話機設置場所に付て制限する爲、電話規則中一部の改正を行ひ昭和十四年一月十日より之を實施したのである。

次に電話通話に關する規定は前述の通り事業開始當初は電話規則中に包含せられて居たのであるが、大正三年より分離獨立して新に電話通話規則が制定實施され今日に及んで居る。勿論制定以後に於て必要に應じて部分的の改正を行ひ、電話通信に對する社會の要望を充たして來たのであつて、その主な規定事項は

一、通話種類別

普通通話、至急通話、夜間普通通話、夜間至急通話、定時通話の五種である。夜間通話とは通話料三十錢以上の區間で午後八時から翌日の午前七時迄の間に取扱ふ通話であつて、通話利用の最も閑散な時に於ける一般公衆の利用を促進し、電話設備の活用を圖る趣旨に於て通話料は三割程度低減されて居る。

定時通話は特に定時通話區域と定められた區間で、通話請求者の指定した時間に通話をなさしめる制

度であつて、大正三年に始めて設けられたものである。

二、通話時

一通話時とは三分間のことである。而して通話は原則として三通話時迄しか繼續出來ない。大正十三年四月の改正迄は一通話時は五分間であつたが、技術の進歩により電話設備の利用効率が高くなつたので三分間に改めたのである。

三、通話區域

市内と市外に分れ通話取扱局別に定めることになつて居る。市外通話區域に普通及特別の二種があるが、特別市外通話區域といふのは明治三十二年に東京大阪間の通話を開始するに當り設けられた長距離市外通話制度が始めてであつて、市外回線又は局内設備等の關係で通話損失の多い區間を指定するものである。昭和十三年一月からは現在の名稱に変更すると共に、磁石式局が一方の相手方となる場合に限られることとなつた。

尙公衆電話からの市外通話は普通通話料五十錢以下の區間に限られて居る。

四、呼出通話

通話の相手方が加入者でない場合に先方の局へ相手方を呼出して通話する制度であつて、明治三十三年八月に始めて設けられたものである。

通話制度は右の電話通話規則による外に特殊の通話制度に關して各別に規定がある。即ち内地と朝鮮、臺灣又は樺太等の外地との間の通話に付ては外地電話通話規則、新聞紙掲載事項の通信に關しては豫約新聞電話規則、取引所相場通信に關しては豫約取引所電話規則が存するのである。

一、外地電話通話（外地電話通話規則）

外地電話通話制度は昭和九年六月制定されたものであるが、之は昭和八年一月に内鮮間に電話連絡を

實施するに當り内鮮電話通話規則を制定したのを、昭和九年六月に内臺間にも電話連絡の途が拓かれるに及んで内外地間の電話通話關係は一體系とするのが便宜であつたので統合規定したものであり、その後昭和九年十二月に内樺間電話連絡實施に伴ひ一部改正したのである。其の規定内容は殆んど内地の電話通話制度と異なるところはない。

二、豫約新聞通話（豫約新聞電話規則）

豫約新聞通話制度は明治四十年八月に創設されたものであつて、新聞社又は新聞通信社相互間に於て新聞紙掲載事項を通信する爲、自己の加入電話によつて一年間を通じ毎日一定の時間に通話をするものを謂ひ、一般市外通話の請求と異なり右に該當する資格者が豫め豫約通話の申請書を提出し逓信大臣の認可を受けなくてはならぬものであり、取扱の方法も特殊の制度であるが爲に一般通話とは種々異なるところがあるのである。

三、豫約取引所通話（豫約取引所通話規則）

豫約取引所通話制度は取引所又は其の指定する者相互間に於て、相手取引所市場に公示する取引所相場を通信する目的で以て、自己の加入電話によつて一箇年を通じ毎日一定の時間に通話するものであり、その取扱は略々豫約新聞通話と同様である。本制度は大正三年十月に始めて設けられたのである。

電話の一般的利用形態に關する諸制度は上述の通りであるが此の外に尙次の通りの特殊の利用形態に屬する制度がある。内容を略述すれば

一、鑛業特設電話（鑛業特設電話規則）

同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の用に供する爲、鑛業者の申請によつて政府の施設する電話を鑛業特設電話と謂ふのであるが、この電話の設備維持は凡て専用者の負擔とせられて居るから實質上は私設電話と殆んど異なるところなく、明治三十八年に設けられたのである。尙詳細

は別掲官廳用及私設電話の中鑛業特設電話（一三七頁）を参照されたい。

二、市内専用電話（市内専用電話規則）

同一の電話加入區域内に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふのである。勿論これは専用を希望する者からの申請を俟つて逓信局長が許可を與へると同時にその設備をして利用せしめるのである。

この制度は明治四十五年に制定されたもので、私設電話を施設し得ない者と雖も本制度により専用通信設備を設け得るので大いに利用されて居る。

三、市外専用電話（電話回線専用ニ關スル件）

市外通話區域に屬する地域に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふもので、明治三十九年に電話規則中に電話線を専用せしむることある旨の簡單な一條文を設けられたのが最初で、昭和十二年十月の電話規則改正の際には電話規則中より之を除き別に單行省令の制定を見たが、利用條件料金等に付ては依然許可の都度定めることとなつて居る爲明かではないが、從來許可されて居たものは大體に於て官廳とか新聞社、銀行等公共的事業の用に供せられるものに限定せらる。申請手續等は市内専用電話に準ずるものと見てよいであらう。

四、岸壁電話

岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡の爲に船舶内に設置する電話を謂ふもので大正十五年に制定されたものである。この電話は一般の加入電話と同様市内通話も市外通話も自由に出來、繋船期間中の船舶は本制度によつて多大の利便を享けて居るのである。目下本制度を實施して居る所は横濱、神戸、大阪、名古屋の四港である。

口、料金關係

電話料金制度は複雑多岐を極めてゐるが、電話料金の根幹をなす使用料と市外通話料とに付てその沿革を概観するに、先づ使用料は創業當時は都市別に定めたが、暫らく経過した明治二十五年から明治三十年迄は均一制を採用して居た。然し電話は都市の大小、加入数の多寡等によつて享便程度に差異があるので均一制は不適當と認め、明治三十年十二月よりは土地により段階を設け使用料額を異にすることとし今日に及んで居るのである。ただ段階を定める標準については當初は都市の大小、電話設備の程度及加入者数の多寡等を考慮することとしてゐたが、大正五年四月以降は加入数の多寡によるを原則とし、例外的に設備の關係を考慮することとして現在に至つてゐる。市外通話料は事業創始以來一貫して距離主義によることとし均一制は全く採用されて居ない。

現行の電話料金は次の如くである。

局 種 別

度數料金制施行局	基本料年額	單獨加入	一級局	二級局	三級局	四級局
	共同加入	三圓	四圓	五圓	三圓	三圓
度數料	市内通話一度數毎に三錢					

電話使用料

均一料金制施行局	單獨加入	九圓	八圓	七圓	六圓	五圓	四圓	三圓
	共同加入	六圓	五圓	四圓	三圓	二圓	一圓	一圓
加入區域設定なき局	年額七圓							

別に關係電話線路百十米迄毎に年額二圓四〇錢を附加す

局種別といふのは交換局の階級を局別に定めたものであつて、明治三十九年に始めて採用したときは土地種別と稱し甲乙丙の三種であつたが、四十一年に丁を追加し大正四年には戊己を加へて六種とし大正九年庚辛壬を加へて九種としたが、昭和十年更に二段階を追加するに際し十千による稱呼を廢して一級地より十一級地とし、昭和十三年一月より土地種別を局種別と改め更に一段階を加へ一級局より十二級局迄の十二段

階としたのである。

次に度數料金制度は大正九年四月に實施されたもので、それ迄は同一段階の加入者は同一額の料金を負擔したのであるが、加入数の増加すると共に料金の負擔が不公平となり電話サービスも低下し、従つて電話の普及發達上支障を及ぼすに至つたので、加入数の多い地には度數料金制を施行することとしたのである。當初は六大都市のみであつたが昭和九年には廣島、福岡兩局に及び其の後金澤、札幌、岡山、函館、和歌山を逐次加へ、現在は十一局に達してゐる。

以上略述した通り電話使用料は其の時代に順應して幾多の變遷を見たが、尙此の外の加入電話に關する料金の主なものとしては、明治三十年創設の加入料、(昭和十二年迄は加入登記料と言ふ)電話線設備料、(昭和十二年迄は電話線接続料と言ふ)機械移轉料、卓上電話機に對する附加使用料、同三十五年創設の私設電話接続に對する附加使用料、同三十九年創設の名義變更料、(昭和十二年迄は電話名義書換料と云ふ)同四十年創設の電話番号簿掲載料、同四十五年創設の市内専用電話創設に對する附加使用料等がある。之等も電話制度の改變に隨伴して其の内容は漸く複雑化し料金額も幾度か變遷したが、昭和十二年一月より現行の如く改められるに至つたのである。市外通話料は通話區間の料程に應じ局別に定められるのであつて、現行規定に於ては最低は四料迄五錢で最高は二千四百料を超えるもの三圓七十五錢となつて居り、全部で三十一段階を置き各段階によつて五錢乃至二十五錢の差を設けて居る。

創業當初は市外回線が局部的であつた爲に、例へば東京横濱間、京都大阪間の如く一々區間別に定めて居たのであるが、市外回線の整備と技術の進歩に伴ひ漸次通話區域が全國的に擴大されるに至つたので、明治三十九年里程によつて段階を設ける制度としたのである。爾後多少の段階を追加したのと昭和三年の里程を料程に改正したのみで現在に至つたものである。

外地通話は朝鮮及樺太に對するものは、内地との連絡線が海底線であるのでこの海底線部分を連絡料(内鮮

間は一圓、内樺間は七十五錢)とし、陸地部分に付ては首尾料として内地は下關及稚内を、朝鮮は釜山、樺太は大泊を基點とし、これより百軒又は百二十軒以内毎に二十五錢を増す所謂帶域料金制度を採用して居る。たゞ臺灣との通話は東京臺北間を無線連絡によるものであるので一通話時六圓の均一料金制によつて居る。

七、電話加入狀況

創業當時の電話加入數は東京電話交換局(東京中央電話局の前身)百七十九名、横濱電話交換局(横濱中央電話局の前身)四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價值一般に認識されるに及び加入希望者は逐年増加し、殊に最近に於ては最も熾烈となり擴張に次ぐ擴張を以てしても之に及ばず、昭和十三年度の特別開通に於ける十日間の全國の申込者は九十六萬名と實に百萬に垂んとする狀況にある。

政府に於ても之等の熾烈な要望に副ふべく、第七十議會に於て昭和十二年以降五箇年間の擴張計畫に於て加入者三十五萬名の増設を決定し、その實施初年度に於ては五萬五千名を増設し得たのであるが、第二年度の昭和十三年度に於ては支那事變の長期化に伴ひ擴張計畫が變更され、百萬に近い空前の電話加入申込も軍事上又は國家總動員上必要とするもの僅かに二萬五千名を開通せしむるの已むなきに至つたのである。

現在(昭和十三年度末)加入數は約一百萬六千名で、大體單獨加入九十八萬五千名、共同加入一萬九千五百名、連接加入千七百名である。而して共同加入、連接加入が新に設けられたのは明治三十九年のことであるが、連接加入は自動交換方式採用に伴ひ漸減し遂に昭和十三年一月一日より廢止せられたが、工事上の都合にて前記の如く約千七百の未整理加入を残し其の名残りを止めてゐるのである。

今電話の普及狀況を府縣別に付てみるに、東京府の人口千人當加入數二七・九を筆頭に大阪府、京都府夫々二六・七で之に次ぎ續いて兵庫縣二二・六、愛知縣一八・四、神奈川縣一六・七の順で、最も普及率の低いのは沖繩縣一・九にして全國平均は一三・八である。(電話加入數統計二七〇、三三〇、三五八頁參照)

八、電話利用狀況

イ、内地 通話

我國の電話は明治二十三年十二月東京及横濱の兩地に交換業務を開始したのに源を發するが、當時此の文明の利器に對する世人に知識は意外に乏しかつた爲、加入者は僅かに東京百七十九名、横濱四十五名に過ぎず、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も二千度内外にして、創始年度に於ける總度數は二十五萬餘度であつた。然し乍ら日清、日露及歐洲大戰を経て我國は戰爭の都度劃期的に飛躍し、政治、産業、文化等の發展に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。

創業以來昭和十三年度迄に於て、明治二十八、九年及大正九年以降大正十四年頃迄の間に於て稍利用度數の減少を見た以外はすべて増勢を辿り、昭和十三年度に於ては前年度に對し五分増加、一加入當り一箇年利用度數は四千九百四十五通(一日平均十三・五度)である。

最近十箇年間に於ける一加入當り平均通話度數及對前年度増加割合は左表の通りである。

年 度	加 入 數	市 内 電 話 通 話 數	對 前 年 度 增 加 割 合	一 加 入 當 平 均 通 話 通 數	
				一 箇 年	一 日
昭和					
四	六九〇、〇四三	二、九五、一八一、二八	〇・六	四、三五	一一・六
五	七五〇、〇一〇	三、〇七、一七、〇八	〇・四	四、三三	一一・六
六	七二七、九一四	三、〇四、一四、二二三	〇・四	四、三三	一一・八
七	七六一、一三六	三、〇四、八七、四七六	〇・三	四、二六	一一・七
八	七六、五八	三、〇二、四八六、三四三	一・一	四、五二	一一・四
九	三三〇、〇二二	三、八四、一三、八五九	〇・六	四、六〇七	一一・六

年 度	加 入 数	市 内 電 話 通 話 数	對 前 年 度 增 加 割 合	一 加 入 當 平 均 通 話 通 数	
				一 ヶ 年	一 日
昭 和 一 〇	八七〇、四七六	四、〇九、〇五八、三三八	〇・五	四、六三九	一三・七
一一	九二四、三三〇	四、四六四、三三四、三九九	一・二	四、八八三	一三・四
一二	九八一、九三〇	四、七九一、一七四、六七八	〇・六	四、八三六	一三・三
一三	一、〇〇六、四九九	四、九七七、三五五、七五五	〇・五	四、九四五	一三・五

(備 考)

市内電話通話数は加入者相互間發信、非加入者發信の有無料合計とす

次に市外通話(時數)は明治二十二年東京熱海間に公衆通話が開始されてより相次いで東京横濱間、京都大阪間等に開始され漸次全國に普及したのであるが、其の利用は市外回線及通話局の増設或は即時通話、準即時通話等の新方式採用に伴ひ逐年激増し、明治二十三年度には僅に八千通話に過ぎなかつたものが同四十二年には九百三十七萬通話となり、二十箇年間に千倍以上の増加であり、更に次の十年後、大正九年には四千八百八十六萬通話、昭和五年には一億六千七百七十七萬通話と、十年毎に四倍以上の激増振りを示し、昭和十二年には實に三億六千萬通話に達し、創業以來今日に至る迄四十九年間終始増嵩の一途を辿り、一回も前年度より通話數の減退を見たことがなかつた。即ち大正九年は大戦景氣の反動を受け、凡ゆる經濟統計は前年より低下し、内外電報通話數も亦急減したが、市外通話のみは八年度の三千九百萬通話に對し九年度は四千二百萬通話と増加してゐる。又大正十三年度は從來の一通話五分制を三分に改め實質上相當の値上げを行つたのにも拘らず、通話數は前年の六千二百萬通話より七千四百萬通話と約二割の増加を示してゐる。此の一事を以てしても市外電話の増進振りが容易に察知し得られる處である。

尙最近十箇年間の市外電話の對前年度増加割合を示せば左の通りである。

年 度	市 外 電 話 通 話 数	對 前 年 度 增 加 数	同 上 割 合
昭 和 四	一、七、六四、五六〇	一七、五七六、四九〇	一・二
五	一、六七、一八、八五八	一一、五五四、三九八	〇・七
六	一、八〇、〇三三、六〇九	一一、八六四、七五二	〇・八
七	一、九〇、六五五、三六八	一〇、六〇一、七五九	〇・六
八	二、一、六〇四、五四〇	三〇、九六九、一七三	一・一
九	二、六、七九九、五二四	三五、一八四、九七四	一・三
一〇	二、七三、七八九、八六三	三七、〇〇〇、三九九	一・六
一一	三、〇七、七三三、四九九	三三、九四三、五七六	一・三
一二	三、四三、五九〇、三三三	三四、八五六、七九三	一・一
一三	三、六一、七九〇、三六九	一九、三〇〇、一三七	〇・六

(内地通話統計二八二、三三三三、三六四頁参照)

口、外 地 通 話

(一) 内 鮮 通 話

内地朝鮮間の通話は昭和八年一月十五日より開始せられ、其の通話狀況は昭和八年度に於ては發著信總通話時數八萬餘に過ぎなかつたが、昭和十二年度に於ては十七萬餘となり、更に今次事變の勃發以來大陸との關係密接の度を加ふるを反映して昭和十三年度には一躍二十七萬餘に上り、僅々五箇年間に三倍以上の躍進的累増を示してゐる。今累年の對前年度増加率を見るに昭和九年度三割四分、同十年度一割八分、同十一年度一割九分、同十二年度一割四分、同十三年度五割九分の増加を示してゐる。(外地通話統計二八五、三三三)

五頁参照、以下内臺、内樺通話も同じ)

(二) 内臺通話

内地臺灣間の通話は昭和九年六月二十日より開始せられ、昭和十年度に於ては發著信總通話時數二萬八千餘に達し、其の翌年には約七分を増加し三萬を突破した。昭和十二年度に於ては二萬六千餘となり前年度より約一割二分減少を示したが、昭和十三年度に於ては再び増勢に轉じ二萬九千餘一割の増加を示してゐる。

(三) 内樺通話

内地樺太間の通話は昭和九年十二月十二日より開始せられたのである。其の通話狀況は昭和十年度發著信總通話時數四萬二千餘であつたが昭和十一年度には六萬、同十二年度には七萬八千、同十三年度には十萬二千餘と各年共三割乃至四割二分の激増を示してゐる。

九、電話收入狀況

電話收入狀況に於ても述べた通りであるが、大正十二年度以前の資料は關東大震災の際烏有に歸した爲、大正十三年以前は明らかにされないから大正十三年度以降につき述べることにする。

電話收入の科目別内譯は電信と同じく切手收入と現金で收納する電話收入に大別され、電話收入は更に市内電話料、市外電話料、外國電話料、専用電話料、公衆電話料、加入料、請願電話費納付金及電話雜收に細別される。昭和十三年度に於ける切手及現金收入の調定總額は一億七千四百三十三萬圓の巨額に達し、此の内市内電話料は九千七百一萬圓で全收入の五割七分を、市外電話料は七千九百九十八萬圓で四割二分を占め電話業務收入の根幹を成してゐるのである。従つて茲では右の二つの收入に於て其の略述を試みることにする。

イ、市内電話料

本収入は切手に依る市内通話料、名義變更料、電話機移轉料並に現金收入の電話使用料、度數料、公衆電話に依る市内通話料、市内専用電話料、加入料を合計したもので、年々電話加入數の増加に伴ひ累増するものである。されば大正十三年度の収入額は三千五百萬圓であつたが、翌年度特別開通制度の創始に依り加入者増設數は一躍五萬二千名に増加し、又關東震災の復興により漸次電話の開通を見た爲これに伴ふ収入額は前年度に比して七百五十萬圓の増加をなした。其の後財政上の制肘を受け幾度か擴張計畫の縮小を餘儀なくされ収入増加割合を低下したとは云へ、収入額は毎年増勢を持して來たのである。而して昭和六年の滿洲事變以來産業の開發、貿易の股賑を來し、又昭和十二年支那事變の突發は軍需工業の勃興、生産力擴充の具體化を促し、昭和十二年度の如き、尨大な畫期的五箇年擴張計畫の實施初年度でもあり同年度収入額は九千五百萬圓を算へ、前年度に對し五百六十萬圓、割合にして六割三分の増加を見たのである。斯うした素晴らしい増勢も支那事變長期化に伴ひ事變下の財政關係や物資統制等の事情に因り、昭和十三年度に入り年度の中途に於て擴張計畫の變更に遭ひ、従つて其の増勢も低下し昭和十三年度の収入調定額は前年度と比較するに、切手收入に於て六萬圓、電話收入に於て二百三十九萬圓、計二百四十五萬圓、割合にして二分六厘しか増加してゐない。而してその増收の主なもの切手收入に於ける市内通話料、公衆電話に依る市内通話料、現金收入の電話使用料及度數料で、孰れも電話通話取扱局數及公衆電話所數が毎年増加されるに伴ひ利用の増大を招き増收となつたのである。之に反して加入料に於て二十九萬圓の減收を見たが、前記電話擴張計畫の縮小によるもので前年度の半分にも達しなかつたからである。(電話收入統計二九三、三三八頁参照)

ロ、市外電話料

市外電話料は切手に依る市外通話料並に電話収入の市外電話料、公衆電話に依る市外通話料、市外専用電話料を合計したもので、主として市外電話回線の増設に伴ひ増加するものであるが、市内電話料と異り景気の變動に左右されることが多いのを特色とする。

大正十三年度の収入額は千七百萬圓で、其れより毎年回線数の増設に伴ひ經濟界の不況にも不拘収入も増加したのであるが、昭和五年頃までは餘り振はなかつた。然し流石深刻な不景氣も五年度を底として漸次活況を呈し始め、且昭和六年度の滿洲事變以來産業の開發、軍需工業の股賑等に因り同十一年度迄は一年平均四百五十萬圓宛を増加したが、更に昭和十二年度に至り今次の事變發生した爲一層利用を昂め、回線の増設數五萬七千軒と相俟つて収入額は六千八百萬圓に達し、前年度に對して七百六十萬圓一割三分の増収となつたのである。

昭和十三年度に於ても亦前年度に比し切手収入に於て二十二萬圓、現金収入に於て四百十二萬圓、計四百三十四萬圓、割合にして六分四厘を増加してゐる。切手収入の増加は電話通話取扱局數が毎年増加するに従ひ非加入者の利用が増加した結果である。現金収入に於ける増収は市外電話料及専用電話料で、前者は回線の増設と相俟つて事變の影響を反映し相當利用を昂めた爲であり、後者は軍部及事務局に關係ある産業者の利用が激増したのに因るものである。(電話収入統計一九三三、三三八頁参照)

一〇、官應用及私設電話

イ、官應用電話

官應用の電話に付ては電信と同様明治三十三年八月勅令を以て制定せられた「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」に依り、官廳が事務執行の爲施設する電話は軍用電信法に依るもの以外は逓信大臣の定める規定に依る

べきことが明にされ、同年九月省令を以て施設範圍等に關し官應用電信電話規程が制定せられたのであるが、現在官應用電話は總て之に基いて施設されてゐる。

従つて此の施設目的に依る區別も電信の場合と同様である。此の目的別の詳細な施設狀況(昭和十四年三月末現在)は別掲官應用電話統計(二九五頁)に於て示す通りであるが、茲に其の概況を記せば次の通りである。尙括弧内は各總數に對する割合を示すものである。

(1) 警察事務用

官應用電信電話規程第一條第二號に依り施設するもので回線數二六、〇九〇(四割二分)、線路亘長一三一、五四一軒(三割)、電話機數四八、四五四箇(四割四分)である。

(2) 事業專用

規程第一條第三號に依る施設で、此の中には普通の施設の如く許可を要するものと鐵道線路に沿ひ停車場、聯絡所又は信號所相互間に施設するもの、如く許可を要しないものがあるが、其の回線數は三五、二九四(五割七分)線路亘長三〇二、三六〇軒(六割八分)、電話機數六〇、四〇四箇(五割四分)で極少數を除き鐵道省に所屬する鐵道事業用である。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り施設するもので、回線數一〇、線路亘長五、七〇七軒(一分)、電話機數一八箇で、其の數字が示す如く極めて少數である。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依るもの、即ち一市區町村内若は隣接地市區町村間に於て施設するもので其の回線數は七九五(一分)、線路亘長五、五七五軒(一分)電話機數二、四〇四箇である。